

桑名・員弁 広域環境基本計画

平成26～35年度

地域のつながりで
環境を守り、育てる 桑員

桑名・員弁広域連合



桑名市長 伊藤 徳宇



いなべ市長 日沖 靖

ごあいさつ

私たちの暮らす「桑名・員弁地域」は、桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町の2市2町で構成されています。

この地域は、古くから桑員地域と呼ばれ、鈴鹿山脈や多度山地から伊勢湾に到る自然環境とともに、そこに息づく伝統や文化を共有してきた長い歴史があり、人々の生活圏は、自治体の枠を越え地域全体へと広がっています。

このような状況の中、資源・エネルギーの有効活用、生活環境の保全、環境教育・環境学習の強化など、環境に対する取り組みも、さまざまな広がりを見せてています。

このため、次の時代を見据えた桑員地域の連携のあり方を地域の皆様とともに考え、共通の目標として環境問題に取り組むための指針となる「桑名・員弁広域環境基本計画」を策定しました。

この計画は、『地域のつながりで 環境を守り、育てる 桑員』をめざす姿とする、平成26年度から35年度までの10年間の計画です。

地域におけるつながり、古（いにしえ）と現代そして現代と将来の世代へのつながり、身近なところから地球環境へのつながりなど、つながりを大切にした環境づくりを、地域の皆様と一緒に進めてまいります。

地域の皆様の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、広域環境基本計画の策定に当たり、数多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成26年3月
桑名・員弁広域連合
広域連合長 伊藤 徳宇



木曽岬町長 加藤 隆



東員町長 水谷 俊郎

目 次

1 桑名・員弁広域環境基本計画の基本的な考え方

(1)計画策定の経緯 -----	2
(2)広域で計画策定する意義 -----	4
(3)計画の位置づけ・目的および上位・関連計画との関係-----	5
(4)広域環境基本計画の対象とする環境の範囲 -----	7
(5)環境基本条例に定める基本理念 -----	7
(6)計画の期間 -----	8

2 桑名・員弁地域における環境に関する状況

(1)「環境」を取り巻く状況 -----	10
(2)桑名・員弁地域の環境の概況 -----	12
(3)桑名・員弁地域における環境へのこれまでの取り組み-----	19
(4)環境に対する住民・事業所の意識 -----	30
(5)環境に関する取り組みの課題 -----	44

3 桑名・員弁地域がめざす環境

(1)桑名・員弁地域の環境がめざす姿 -----	50
(2)環境づくりの基本目標 -----	51
(3)それぞれの基本目標の考え方 -----	52
(4)環境に関する取り組みの体系 -----	56

4 環境づくりの取り組み展開方針

1 地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる 循環型社会の地域づくり --	58
1-(1)地球温暖化の防止 -----	58
1-(2)資源・エネルギーの有効活用 -----	60
1-(3)廃棄物対策の推進 -----	64
2 豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する 魅力ある地域づくり -----	69
2-(1)自然環境の保全 -----	69
2-(2)公益的機能の保全 -----	72
3 安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり -----	74
3-(1)生活環境の保全 -----	74
3-(2)都市環境の保全 -----	79
4 協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり -----	82
4-(1)環境教育・環境学習の強化 -----	82
4-(2)環境保全活動の推進 -----	85

5 計画の推進

(1)計画推進のしくみ	90
(2)計画の進行管理の流れ	92

参考資料

(1)策定の体制	94
(2)策定の経緯	96
(3)環境基本条例	100
(4)環境審議会委員	116
(5)桑名・員弁広域連合広域環境基本計画策定懇話会条例	118
(6)桑名・員弁広域連合広域環境基本計画策定懇話会委員	119
(7)用語解説	120

【表紙の写真】



六華苑



いなべ公園



鍋田川堤桜並木



中部公園



多度まつり



梅まつり



水仙畠



こども歌舞伎



石取祭



両ヶ池の草競馬



木曽川と葦原



日本の第九演奏会



桑名水郷花火大会



あげきのおひなさん



やろまい夏まつり



大社祭



木曽川橋



北勢線と藤原岳



トマト（ハウス桃太郎）



アオバズク

1

桑名・員弁広域環境基本計画の 基本的な考え方

(1) 計画策定の経緯

桑名・員弁地域では、自治体の垣根を越えて広域的に環境の取り組みを進めていくことをめざし、平成11年度から、当時の構成市町であった桑名市、多度町、長島町、木曽岬町、北勢町、員弁町、大安町、東員町、藤原町の1市8町が一体となって活動を進めてきました。

平成12年の3月から6月にかけては、当時の構成市町1市8町において「環境基本条例」を制定し、1市8町共通の環境保全の基本理念などを定めました。また、平成13年3月には、桑名・員弁地域の環境政策を総合的・計画的に推進するための指針として平成22年度を目標年度とする「桑名・員弁広域環境基本計画」を策定しました。その後、平成22年度に「桑名・員弁広域環境基本計画（改訂版）」を策定し、目標年度を延長しています。

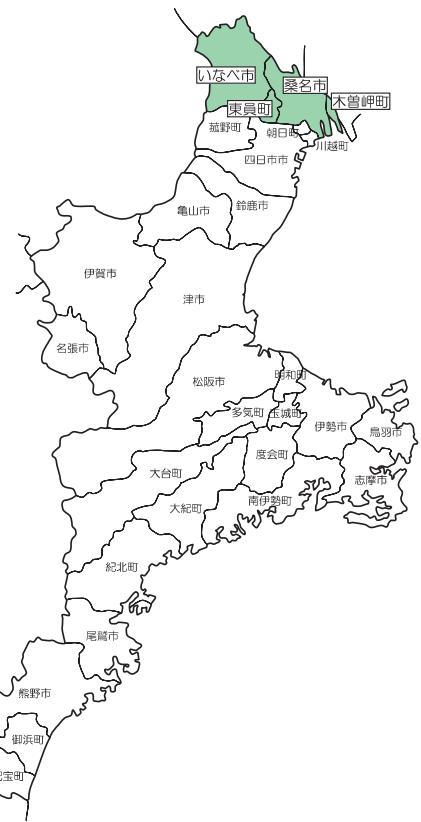


上空から望む桑名・員弁地域

「桑名・員弁広域環境基本計画」の策定以降において、平成 15 年 12 月には北勢町、員弁町、大安町、藤原町が合併し「いなべ市」となり、平成 16 年 12 月には桑名市、多度町、長島町が合併し「桑名市」となりました。それによって、桑名・員弁地域の構成市町は、桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町の 2 市 2 町となっています。

現在の桑名・員弁地域において、自動車排出ガス対策や森林・農地・河川・海浜の保全などの継続する課題や、低炭素社会の構築、環境対策技術の発展、生物多様性の保全など、新たな視点に基づいた、国や世界の動きに対応できる取り組みが必要とされており、住民・事業者・行政の協働の取り組みを進めることが必要不可欠となっています。

それらの状況を踏まえつつ、「桑名・員弁広域環境基本計画（改訂版）」の計画期間が終えることから、計画を全面的に見直し、新たな「桑名・員弁広域環境基本計画」（以降、広域環境基本計画と呼ぶ）を策定することとしました。



鈴鹿山脈の山々（いなべ市から望む）

(2) 広域で計画策定する意義

桑名・員弁地域は、古くから^{そういひん}桑員地域と呼ばれ、鈴鹿山脈や多度山地から伊勢平野に連続する自然環境とともに、そこに育まれてきた歴史や文化を共有してきた地域であり、自然環境やそこに暮らす住民の日常の生活圏は、自治体の境界を越えて桑名・員弁地域の全体へと広がっています。

一方で、水質や大気などの保全や、ごみ問題、エネルギー問題、生物多様性の損失など、私たちを取り巻く環境に関する課題を解決していくためにも、自治体の境界を越えた取り組みが必要となってきます。

そういうことから、環境基本計画を広域で策定することは、桑名・員弁地域が一つのまとまった地域として、一体的な環境の取り組みを推進していくための根幹を形成するものです。



桑名市（六華苑）



いなべ市（いなべ公園）



木曽岬町（鍋田川堤桜並木）

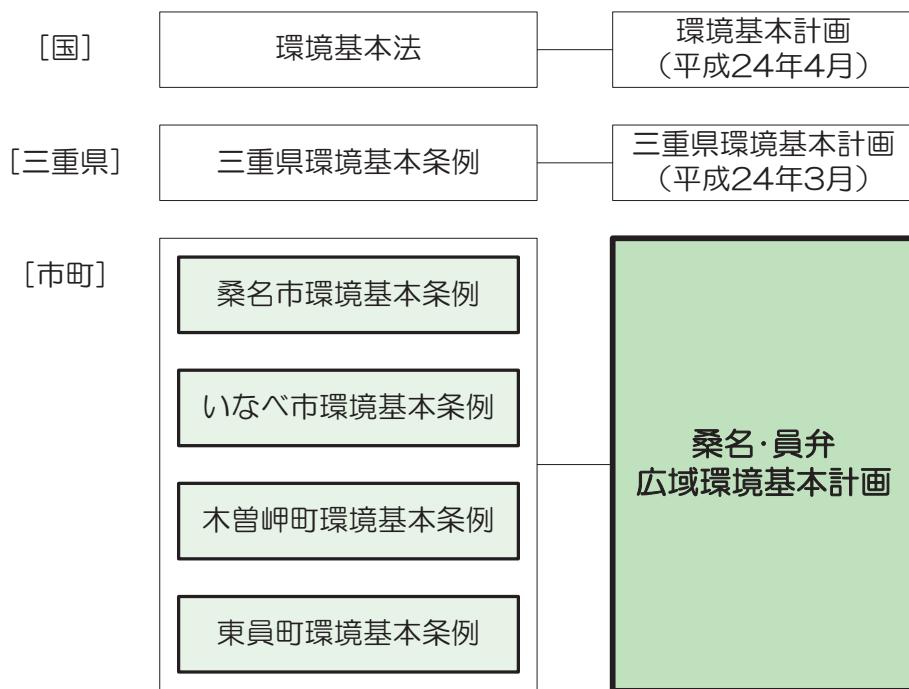


東員町（中部公園）

(3) 計画の位置づけ・目的および上位・関連計画との関係

①計画の位置づけ・目的

広域環境基本計画は、「桑名市環境基本条例 第10条」、「いなべ市環境基本条例 第11条」、「木曽岬町環境基本条例 第10条」、「東員町環境基本条例 第10条」にある、良好な環境の保全と改善に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられるものであり、環境保全に関する長期的な目標および施策の方向と、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めることを目的としています。



②計画の性格

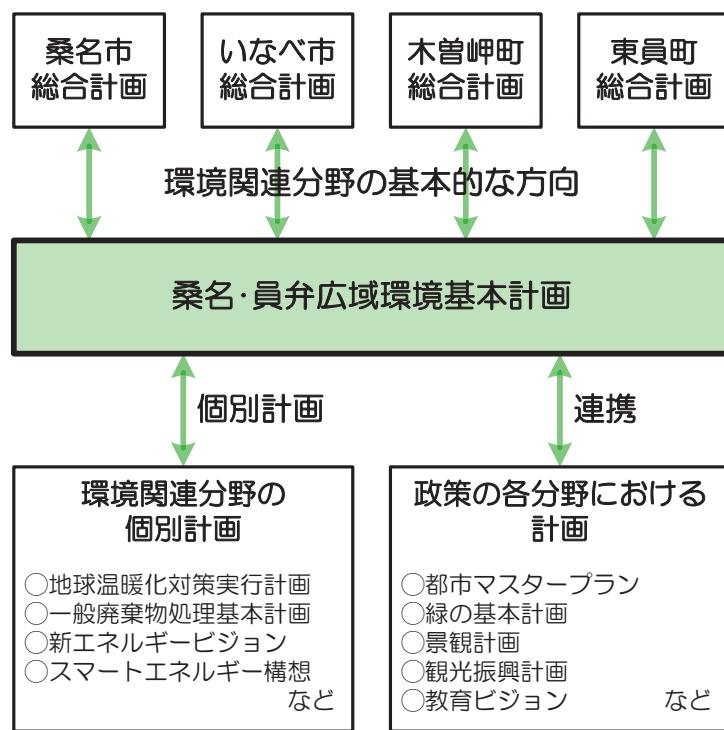
この計画は、桑名・員弁地域を構成する2市2町が、地域内での連携や、さまざまな主体と連携しながら、取り組んでいく環境保全の施策等を明らかにした行政計画です。

また、日常生活や事業活動を通じて環境に負荷を与え、環境問題と深く関わっている住民や事業者等も計画の推進主体と位置づけ、それぞれの主体に期待される役割と、環境を保全するために実践すべき取り組みの方向を示し、各主体間の連携促進を図るものであります。

③他の計画との関係

この計画は、桑名・員弁地域のそれぞれの市町における、「桑名市総合計画」、「いなべ市総合計画」、「木曽岬町総合計画」、「東員町総合計画」を上位計画とし、そこでの施策方針との整合が図られているものです。

また、環境関連分野の個別計画である「地球温暖化対策実行計画」や「一般廃棄物処理基本計画」、「新エネルギービジョン」、「スマート・エネルギー構想」などの上位計画に位置づけられるとともに、政策の各分野における計画である「都市マスター・プラン」や「緑の基本計画」、「景観計画」、「観光振興計画」、「教育ビジョン」などにおける、環境の視点を盛り込んだ施策については、この計画の基本的な方向と連携し、実施されることが求められるものです。



※個別計画、連携する分野別計画は、各市町ごとに策定の必要性等を考慮しながら、それぞれで策定する。

(4) 広域環境基本計画の対象とする環境の範囲

広域環境基本計画が対象とする環境の範囲は、以下の通りとします。

区分	対象とする内容
地 球	地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギーなど
ごみ・資源	家庭系ごみ、事業系ごみ、リサイクル、廃棄物処理など
自 然	動植物、生態系、森林、農地、水辺、公園・緑地など
生 活	大気、水質、土壤、騒音、振動、臭い、日照、地盤沈下、不法投棄など

(5) 環境基本条例に定める基本理念

2市2町のそれぞれの環境基本条例において、良好な環境の保全と改善に関する基本理念を以下のように定めています。

環境基本条例 抜粋（2市2町いずれも第3条が該当）

- 第3条 良好的な環境の保全と改善は、自治と協働の精神をもって、全ての者の参加と、環境の恵みを平等に分かち合うための公平な役割分担の下に行われなければならない。
- 2 良好的な環境の保全と改善は、天然資源の有限性及び自然環境の復元能力の限界性をよく認識し、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会が構築されるように行われなければならない。
- 3 良好的な環境の保全と改善は、眞に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保し、将来の世代に維持継承されるように行われなければならない。
- 4 良好的な環境の保全と改善は、微妙な均衡の下に成立する生態系の中で多様な野生動植物が共に生きていることを深く自覚し、人と自然の共生が実現されるように行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での緊急の課題であり、わたしたちの営みが国際的な相互依存関係にあることを認識し、国際的な環境管理に準じて推進されなければならない。

(6) 計画の期間

広域環境基本計画の計画期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

ただし、環境問題や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

2

桑名・員弁地域における 環境に関する状況

(1) 「環境」を取り巻く状況

私たちが住む地球、そして日本には、地球温暖化などの地球環境から、ごみ・資源環境、自然環境に至るまで、さまざまな環境問題が存在し、拡大・複雑化しつつあります。

① 地球環境

産業革命以降、化石燃料の大量消費による二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の激増によって、地球温暖化が急速に進んでいます。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告（平成19年）によれば、最近50年間では温度上昇が過去100年の2倍に加速しており、このままでは今後20年間で0.4℃気温が上昇し、氷床の融解による海面上昇や生物種の減少など、自然環境に深刻な影響を与えると考えられています。

そのため、京都議定書をはじめとした、国際的な枠組みでの温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みが進められています。日本も、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、取り組みを進めてきましたが、国全体の温室効果ガス総排出量は、京都議定書の基準年（平成2（1990）年）以降も増加傾向にあります。

② ごみ・資源環境

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動によって、人々は物質的な豊かさを手に入れる一方で、大量の廃棄物発生による環境負荷を増大させてきました。

日本における資源の採取、消費、廃棄の流れ（物質フロー）をみると、廃棄物が5.9億トン発生するのに対し、国内での循環利用量はわずか2.4億トンにすぎません。

③ 自然環境

私たちは、大気、水、土壤などの自然環境のもとに形成された多様な生態系の恩恵を受けて、生きています。

しかし、自然環境は、開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少、里地里山の手入れ不足や、外来種の持ち込み、さらには地球温暖化による、多くの種の絶滅や生態系の変化・崩壊の危険性が警告されており、危機的な状況にあります。国

連のミレニアム生態系評価によると、生物の絶滅速度は過去と比べものにならないほど早く、生物多様性の損失は私たちの暮らしや経済へも影響を与えていることが示されています。環境省のレッドリストでは、日本に生息・生育する爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類の3割強、哺乳類、維管束植物の2割強、鳥類の1割強にあたる種が、絶滅のおそれのある種に分類されています。

こうした状況から、生物多様性の損失を抑制させるための取り組みが強く求められており、それは人間の生存基盤を確保していくうえでも重要となっています。

④生活環境

国内における平成21年度の大気の環境基準達成状況をみると、光化学オキシダントの達成率は全測定局の0.1%と極めて低く、注意報が発令される地域は全国的に広がっています。

しかし、窒素酸化物・浮遊粒子状物質・二酸化硫黄は90%以上の測定局で基準を達成しています。一方、自動車交通が集中する大都市地域を中心に、環境基準の達成状況は依然低い水準で推移しており、自動車排出ガス低減対策をはじめ、一層の対策が必要となっています。

また、近年では、大気中に浮遊している $2.5 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m}$ は1mmの1千分の1)以下の微小粒子状物質PM2.5の濃度上昇が問題となってきています。PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

国内における水質についての環境基準達成率(BODまたはCOD、平成21年度)については、河川で92.3%と年々改善しつつありますが、海域は79.2%と横ばいの状況が続いています。伊勢湾については56.3%と東京湾や大阪湾と比較しても達成率は低い現状にあります。

悪臭については、各自治体で悪臭防止法に基づいた特定悪臭物質の規制をはじめ、人間の嗅覚に基づいた臭気指数規制が一部導入されたこともあり、全国的には苦情件数が減少傾向にありますが、より一層の対策強化が求められています。

(2) 桑名・員弁地域の環境の概況

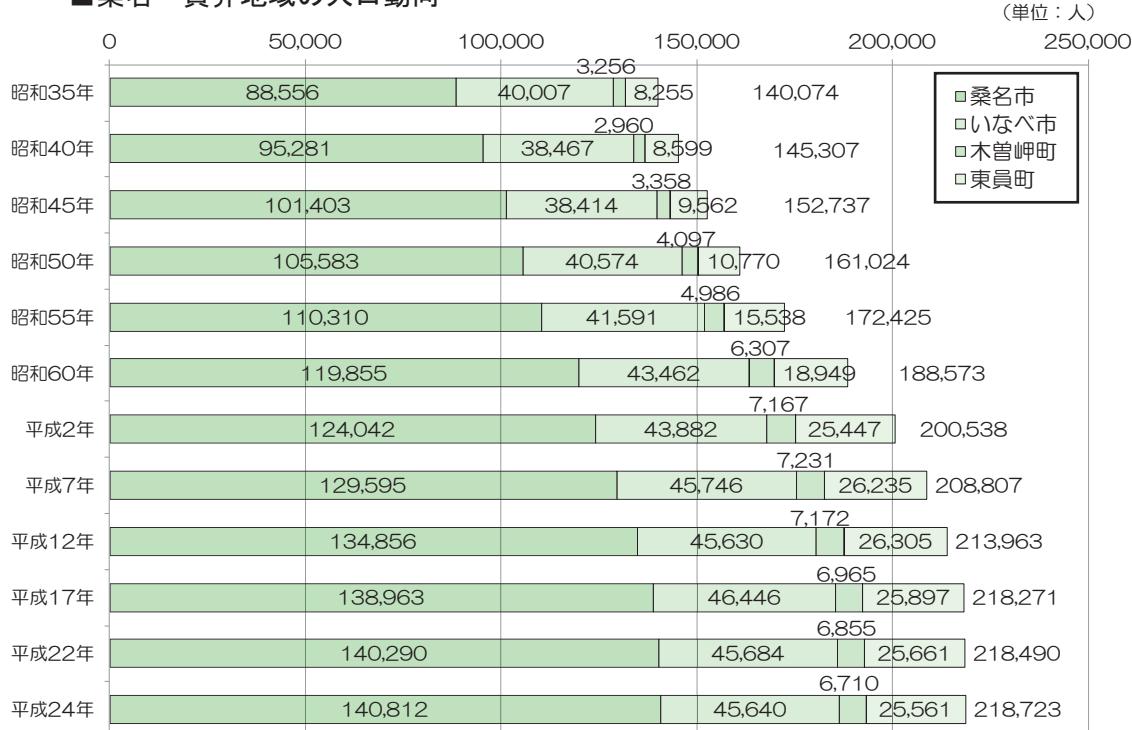
①桑名・員弁地域の概況

桑名・員弁地域は、三重県の北部、北勢地域に位置し、東は愛知県、北は岐阜県、西は滋賀県の3県と県境を接しています。また、南は四日市市・菰野町・朝日町・川越町と境界を接しています。総面積は394.57km²となっています。

桑名・員弁地域は、北に養老山地、西に鈴鹿山脈を従えています。地形的特徴としては、それら鈴鹿山脈・養老山地と、そのすそ野に広がる桑名丘陵や員弁丘陵、多度丘陵などの丘陵地、そして、木曽三川や員弁川の河口域に広がる三角州や海岸低地などの平野部に大別されます。

桑名・員弁地域の人口は、昭和35年には約14万人でしたが、その後急速な増加を見せ、平成2年の国勢調査において20万人を超えるました。なお、各市町における平成35年度の将来人口の想定数は21万6千人ほどとなっています。

■桑名・員弁地域の人口動向



出典：国勢調査、住民基本台帳

※昭和35～平成22年の人口については、国勢調査における人口です。なお、桑名市、いなべ市の人口については、市町村合併以前の人口の合計です。

※平成24年の人口については、住民基本台帳における人口です。

桑名・員弁地域の気象は、気温と降水量を基準として、平野部と山地部の2地域に区分されます。平野部の気象は標準的な東海型の気候区に属し、年平均気温15℃程度、年間降水量1,500～2,000mmほどとなっています。また、気温や降水量の平均値で、他の太平洋岸の平野とほとんど差異がみられません。しかし、冬期には員弁川の谷を北西からの季節風が長時間強く吹き荒れ、その風に伴いしばしば積雪やにわか雪がみられます。

山地部は、内陸的な気候を呈し、特に冬の降水量が多い地域です。しばしば台風に関連して多量の降雨がみられ、年間降水量は2,000mmを超えることが多くなっています。

■桑名・員弁地域の気象状況

	年間降水量(mm)		気温(℃)			風向・風速(m/s)		
	桑名 観測所	【参考】 北勢 (アメダス)	年間 平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	
							風速	風向
昭和55年	1,766	2,233	14.6	34.0	-4.8	2.5	12	北西
昭和60年	1,539	2,217	15.3	34.5	-4.0	2.4	10	西北西
平成2年	1,976	2,459	16.3	36.0	-2.4	2.1	10	西
平成7年	1,504	1,916	15.2	36.7	-5.0	2.1	9	北西
平成12年	1,574	2,049	16.3	37.1	-2.3	1.7	7	北西
平成17年	980	1,492	16.0	36.4	-2.8	1.7	7	北西
平成22年	1,698	2,399	16.7	38.9	-1.9	2.3	9.6	西北西
平成24年	1,781	2,622	15.5	37.8	-3.8	2.4	11.8	北

出典：気象庁「気象統計情報」

②桑名・員弁地域の市町ごとの地域環境特性

桑名市の地域環境特性

桑名市は三重県の北部に位置し、木曽三川の水郷地帯や養老山系の南端となる多度山の豊かな緑といった恵まれた自然環境を有し、高速道路や国道、鉄道など主要幹線が集中する交通の要衝にもなっています。また、江戸時代から東海道五十三次の宿場町・城下町として栄えた歴史と文化を持つまちです。

桑名市の地形は北部の多度地域に養老山系を有し、市中央部にかけて丘陵地を形成しています。市東部の長島地域は木曽三川の河口部に位置し、幾度となく水害に見舞

2 桑名・員弁地域における環境に関する状況

われていますが木曽川が明治の改修によって完全に分流され、現在のような地形となっています。この長島地域独特の輪中や、桑名、多度地域側の揖斐川沿いには水田地帯の平野が広がっています。南部には員弁川が東西に流れ、川をはさむように水田地帯が広がる平野となっています。

中央部から西部の丘陵地は、昭和40年代から大山田地区(194ha)、連花寺地区(82ha)の住宅団地開発をはじめ、現在でも播磨地区(156ha)、小山地区(67ha)において大規模な開発が進められています。

気候は年間平均気温が16～17℃と比較的温暖で、過ごしやすい気候となっています。

いなべ市の地域環境特性

いなべ市は、北に養老山地、西に鈴鹿山脈を抱き、市内中央を流れる員弁川を挟んで緑豊かな、恵まれた自然に囲まれた地域です。市のほぼ中央を員弁川が流れ、その周辺が優良農地として整備されています。優良農地の外側に員弁川と並行して、主な道路が配置されており、市街地が主な道路沿いに形成されています。市街地の外側は緑豊かな山林となっています。

また、市内には鉄道が三岐鉄道北勢線と三岐線の2路線あります。北勢線は、員弁川の東側を走り、主に北勢町・員弁町と桑名市・東員町方面とをつないでいます。三岐線は、員弁川の西側を走り、主に藤原町・大安町と四日市市方面とをつないでいます。

気候は、年平均気温が約14℃、気温が最も低くなる1月の過去10年間の平均気温が約3℃で、県内でも寒さが厳しく、かつ最も降雪の多い地域です。

産業は、良質米の産地であるとともに、お茶の産地としても知られています。また、藤原岳の豊富な天然資源(石灰岩)を利用したセメント工場や名古屋から35km圏内という都市近郊の地理的条件を活かし、自動車関連企業等の生産拠点になるなど、豊かな自然と最先端技術が共生しているといった特徴があります。

木曽岬町の地域環境特性

木曽岬町は、伊勢湾に注ぐ木曽川の河口付近の葭生地を開発して新田を築いてできた土地であり、開発時から水の脅威から逃れることができない宿命にあったため、治水には住民の関心が最も高かったといわれています。

新田を開発した当時は、川の上流のほうに用水取り入れの樋管を設け、下流は開放して自然排水していたため水路は絶えず水が流れ、汚濁や悪臭といった水質上の問題は発生しませんでした。しかし自然に依存した農業では、豊凶は天候次第であり、大風や水害によって米が一粒もとれなかった年もたびたび発生するなど大変苦労したといわれています。

一方、大正後期から用水に地下水を使用するようになってからは、過剰な揚水によって地盤沈下が発生し、これにより伊勢湾の潮水が逆流して木曽川の水は塩水化したため、農業用水として取水できない状況となりました。このため、町内各所にあった樋管を締め切り、木曽川の上流からパイプラインを経由して農業用水を確保し、揚排水機場を整備して機械による灌漑に移行しました。これによって安定的な農業経営が可能となりましたが、海拔ゼロメートル域で機械排水に頼らざるを得ない灌漑は水を滞留させ、以前にはみられなかった水質の悪化や悪臭といった新たな課題が浮上してきました。

これらの問題を解決するため、中央幹線排水路では地域用水環境整備事業を行い、発生源対策や親水護岸などの親水景観保全施設の整備や、植生工などの生態系保全施設の整備、さらに展望デッキや水質保全施設などの利用保全施設の整備工を推進することとしています。

東員町の地域環境特性

東員町は三重県の北部に位置し、東は桑名市、西はいなべ市、南は四日市市と境界を接しており、面積は 22.66km²で三重県の約0.4%を占めています。

東員町は、今より 4000 年から 3000 年前の縄文時代から古墳時代にかけて、員弁川流域の台地に集落が形成されていたと出土遺物から推定されています。

古墳時代には、古代豪族の猪名部氏の本拠地が置かれたとされ、中世の「吾妻鏡」に、猪名部氏の末裔といわれる員弁大領家綱・行綱親子の活躍が記載されており、この員弁三郎行綱が流鏑馬神事（大社祭）をはじめたといわれています。

近世になると、桑名藩主の松平定綱の農業振興策によって、穀倉地帯として新田開発が進み、現在の農業基盤が築き上げされました。

明治 22 年の町村制施行によって大長村、稻部村、神田村が誕生し、昭和 29 年の町村合併促進法によって同 3 村が合併し、東員村が誕生しました。

昭和 40 年代後半から昭和 60 年代前半にかけて、愛知と三重の県境に近く、名古屋市を中心とした半径 30km 圏内にあるという地理的優位性を生かして、町北部の笹尾・城山地区に大規模な住宅団地開発が行われ、人口も増加しました。

また、東名阪自動車道に近いことから、名古屋市への高速直行バスが運行されているなど、名古屋市との関わりが深い地域でもあります。

③桑名・員弁地域の環境に関する動向

桑名・員弁地域は、鈴鹿山系、養老山地から伊勢湾に流入する員弁川水系と木曽三川下流域に連続する水系を中心とした自然環境の豊かな恵みを共有してきた地域です。

桑名・員弁地域では、昭和40年代中頃には特定産業からのカドミウム汚染の顕在化、伊勢湾の水質汚濁の進行の顕在化など、幾多の環境問題を経験してきました。そして、公害には汚染源からの汚染物質の排出規制や行政指導をもって、また、自然災害には住民と行政の協働によって、これらの環境問題を克服し、今日の桑名・員弁地域の良好な環境を築いてきました。

しかしながら、ここ桑名・員弁地域でも、社会経済活動の拡大や、地域における人口の増加に伴い、河川の水質汚濁、自動車交通の増加による大気汚染の進行、交通事故の増加、大量消費・廃棄型の生活様式からのごみ問題等、都市・生活型の公害と呼ばれる今日的な環境問題が顕在化しつつあります。このような環境問題の多くは、私たちの社会経済活動や日常の生活からの環境の復元能力を超えるほどの負荷の増大が主原因となっています。

④植物・動物

桑名・員弁地域の植物相は太平洋側系区に特徴づけられ、大半は常緑植物からなるヤブツバキクラス域の自然植生に加え、鈴鹿山脈山頂付近にブナクラス域の自然植生の植生が期待される地域です。しかし、数千年前から原始農耕（焼畑）や稻作農耕が広範に営まれ、現存する自然植生は、鈴鹿山脈山頂部付近のブナ林と社寺林である多度山の照葉樹林がわずかに残されるのみで、大部分が農地や代償植生に置き換えられています。

この地域の代表的な代償植生として、山地から丘陵地にかけては、主にスギ・ヒノキ植林、アカマツ林、コナラ林がみられ、隣縁部や民家脇には竹林、ススキなどの二次草原が、また、道路や宅地沿いにはギョウギシバやカゼクサなどの路傍・路上植物群落、耕作地にはメヒシバ、エノコログサなどの耕作畠地雑草群落やイボクサ、イヌビエなどの水田雑草群落などがみられます。

山地には、ニホンザルやイノシシ、ニホンジカといった大型ほ乳類やオオルリ、カケスなど林内を好む鳥類、ミヤマクワガタ、オオスズメバチなどの昆虫類がみられます。山地の水環境には、サンショウウオ類やタゴガエル、カジカガエルといった溪流環境を繁殖場所とする種やカラスアゲハ、サカハチチョウなどのチョウ類、ムカシトンボ、ミヤマカワトンボなどのトンボ類、カワゲラ類、マダラカゲロウ類、サワガニなど、魚類ではサケ目アマゴの生息もみられます。

環境省によって特定指定植物群落に指定されているフクジュソウやキクザキイチリンソウなどのキンポウゲ科植物群落、自然環境保全地域にも指定されているカワノリ自生地、自然分布の東限に近いシリブカガシ、魚類のネコギギやイワメなど、注目すべき野生生物種とその生育・生息空間が数多く残されています。

丘陵地の水環境には多くの水生昆虫が流速や河床状況に応じて棲み分けており、水辺のツルヨシ帯には、ハグロトンボやコオニヤンマなどの流水性のトンボ類が、流れの緩やかな箇所にはカワニナが広く生息し、カワニナを餌とするゲンジボタルの生息もみられます。

平地には、水田で繁殖するアマガエル、トノサマガエルなどのカエル類、そのカエルを食べるアオサギやヤマカガシなどが生息し、道ばたや空き地、河川敷などの草地では、モンシロチョウ等のチョウ類、エンマコオロギ、キリギリスなどのバッタ類、主にバッタ類を捕食するカマキリ類、植物の葉や茎に寄生するアブラムシ類を捕食するナナホシテントウなど、人に馴染みの深い種がよくみられます。

⑤河川・湖沼

員弁川は、鈴鹿山脈から東西方向に流下し伊勢湾に注ぐ流域面積 414.2km²（桑名・員弁地域以外も含む）、流路延長 39km の2級河川であり、いなべ市、東員町、桑名市を横切り、19 の支川と支川に流入する 14 の河川を従えています。その河川形態は流出水が幹から枝を広げた樹木状を呈する樹枝状河川を作り、その支川、相場川には典型的な蛇行地形もみられます。いなべ市藤原町鼎には昭和 52 年 3 月に竣工した貯水量 16,400,000m³ の中里ダムがあり、4 市 2 町（いなべ市、桑名市（旧多度町を含む）、四日市市（旧楠町を含む）、鈴鹿市および菰野町、東員町）の農業・工業・水道用水に利用されています。

揖斐川は、岐阜県の冠岳を起点とする、流域面積 1,840km²、流路延長 121km の1級河川です。また、長良川は、岐阜県の大日岳を起点とする、流域面積 1,985km²、流路延長 191km の1級河川であり、桑名市地内で揖斐川が合流し、伊勢湾に注いでいます。

木曽川は、流域面積 5,275km²、流路延長 227km の1級河川であり、長野県の鉢盛山に発し、長島町と木曽岬町の間を流れ伊勢湾に注いでいます。下流域では、名古屋市や一宮市等で木曽川の河川水を上水や工業用水として利用しています。

桑名・員弁地域では、透水性の高い台地上の農耕地への用水が不足することが多いことから、100 を超える農業かんがい用のため池が丘陵地を中心に地域全域に作られてきました。また、鈴鹿山麓一帯には、素堀りでトンネル式に横穴を掘り、地下水を集め農業用水にした地下水路の「まんぼ」が約 300 ほど確認されており、現在も多くの水田を潤しています。

⑥保全すべき自然

桑名・員弁地域には、多様な動植物が生息する森林、海、河川、ため池等の豊かな自然を有しています。国指定天然記念物が多度イヌナシ自生地の1件、県指定天然記念物が美鹿の神明スギをはじめ3件、市・町指定天然記念物がのべ20件指定されているほか、地域を定めず国指定特別天然記念物としてニホンカモシカ、国指定天然記念物としてイヌワシおよびネコギギが生息しています。また、県の自然環境保全地域として、いなべ市河内谷のカワノリ自生地と員弁大池および笠田大溜周辺のアカマツ天然林が指定されています。この他にも、三重県レッドデータブック2005では、希少指定野生動植物種主要生息生育地（ホットスポットみえ）として、北鈴鹿山地／藤原岳・御池岳・三国岳・鳥帽子岳（いなべ市藤原町）、篠立の風穴（いなべ市藤原町）、向平の湿地（いなべ市北勢町）、北部山田溜周辺の湿地（東員町）、みどりが池一帯（桑名市多度町）、木曽岬干拓地（木曽岬町）が挙げられています。

しかしながら、近年、開発や整備、河川改修等によって自然環境が減少しています。里地里山においては、生活様式の変化などによって竹林のヤブ化、マツ枯れやナラ枯れなどの植生の荒廃、サル・シカ・イノシシなどによる深刻な農業被害が発生しています。また、他の地域から持ち込まれた外来種が増加することで、在来種の生育・生息場所が失われる恐れがあります。特に、特定外来生物に指定されている種の地域への影響が懸念されています。

今後は、桑名・員弁地域の多様な生態系を損なうことのないよう、現状の自然環境についての情報発信による啓発を行いながら、自然環境を保全するための取り組みを活性化する必要があります。

■天然記念物の指定状況

指定区分	指定名称	指定区分	指定名称	
国指定特別天然記念物	ニホンカモシカ	市・町指定	8 檜ノ木	
国指定(地域指定なし)	イヌワシ ネコギギ		9 鳴谷神社社叢	
国指定(地域指定)	1 多度イヌナシ自生地		10 石部神社の杉並木	
県指定			11 コノハナザクラ	
1 篠立の風穴			12 龍王さんの大杉	
2 美鹿の神明スギ			13 傷樹の木	
3 嘉例川ヒメタイコウチ生息地			14 大榧の木	
市・町指定	1 太夫の大樟		15 石神社の社叢	
	2 芳ヶ崎のクロガネモチ		3 篠立堰堤より上流の三国谷に	
	3 照源寺の夫婦マツ		4 生息する無斑型(イワメ)を含む アマゴ個体群	
	4 ヒメタイコウチ		5 トウインヤエヤマザクラ	
	5 長島の大松		6 やまだほんのきだに 山田半ノ木谷イヌナシ自生地	
	6 宇賀神社シイの森		7 トウインヤエヤマザクラ(第2号) 自生地	
	7 力尾地区嘉例川火山灰層		8 観音もみじ	
桑名市		東員町		

(3) 桑名・員弁地域における環境へのこれまでの取り組み

①広域で連携した取り組み

桑員マイバッグ運動からレジ袋有料化へ

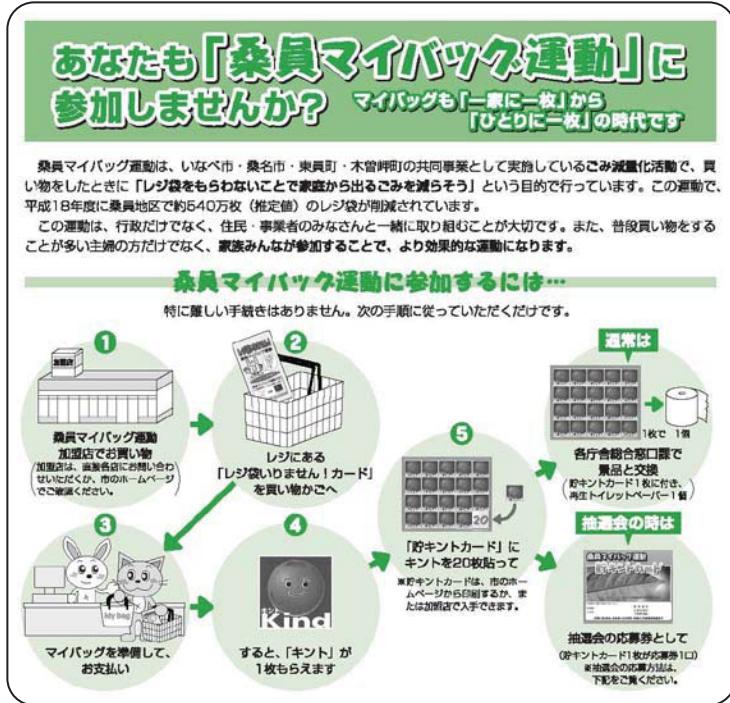
○一人ひとりが実行できる最も身近な環境保護運動として、エコバッグ持参推進運動が桑名市において平成13年度に開始され、その後、平成15年度には桑名・員弁地域全域（桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町）における「桑員マイバッグ運動」へと展開されました。

○「桑員マイバッグ運動」では、買い物客がレジ袋を断ると、ポイントシールが渡され、たまたま枚数に応じて景品交換や抽選会参加などの特典が得られました。

○しかし、開始当初のマイバッグ持参率は主要スーパーで10~20%ほどであり、浸透は進みませんでした。

○そこで、桑名・員弁地域におけるレジ袋削減の円滑かつ効率的な推進を図るため、平成20年6月に、桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町の桑名・員弁地域2市2町の住民、事業者、行政による「桑員マイバッグ運動推進協議会」を設立しました。そこでは、これまで進められてきた「桑員マイバッグ運動」を踏まえて、桑名・員弁地域2市2町が連携・協力しながら、レジ袋の削減（有料化）・マイバッグの持参を推進するための取り組みについて、検討・準備を進め、平成20年10月1日から桑名・員弁地域賛同店舗にてレジ袋の無料配布中止を決定しました。

○平成25年度において、桑名・員弁地域2市2町（人口約22万人）で、19社42店舗のスーパーおよびドラッグストアにおいて、レジ袋の有料化が実施されています。持参率（レジ袋辞退率）は、平成25年2月現在88.41%となっています。



出典：いなべ市情報誌「Link」平成20年2月号より抜粋

桑名広域環境管理センター

- 以前は、桑名地区広域市町村圏協議会を構成する市町の区域内から発生するし尿および浄化槽汚泥について、桑名市のし尿のみは「桑名市清掃センターし尿処理場」で処理を行っていたものの、桑名市の浄化槽汚泥とその他8町のし尿および浄化槽汚泥は、海洋投棄処分を行っていました。
- 国の「第8次廃棄物処理整備計画」の観点から放流水質規制の強化および処理の広域化とともに、海洋投棄処分の廃止を目標に、桑名・員弁広域連合が事業主体として平成13年度から4か年事業で、し尿・汚泥再生処理施設「桑名広域環境管理センター」の建設を進め、平成16年9月完成、11月に試運転を開始し、翌平成17年1月から本格稼働しました。
- 「桑名広域環境管理センター」は、桑名・員弁地域から発生するし尿および浄化槽汚泥を全量陸上処理することに加え、周辺環境への負荷のさらなる低減、および処理工程の中で発生する汚泥や生ごみを原料として肥料を作る、循環型社会に対応した新しい施設として誕生しました。
- 桑名・員弁広域連合は、目覚ましい社会経済環境の変化と地方分権への対応、行政の効率化など、新たな広域行政に対応するため、昭和47年に設立された桑名地区広域市町村圏協議会を発展的に廃止し、平成11年7月に1市8町が連携・協働し発足しました。現在では、平成の大合併によって2市2町で構成されています。



桑名広域清掃事業組合 資源循環センター「リサイクルの森」

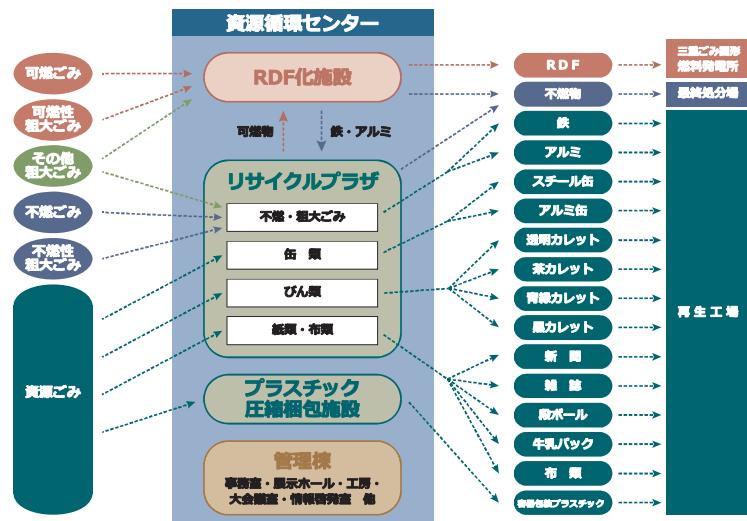
○ごみの排出抑制や再利用による減量化が強く求められているなか、排出されるごみの種類や量は、生活水準の向上や消費構造の多様化によって年々増大する傾向にあり、これらを適正に処理することが行政の重要な責務の一つとなっています。

○このような状況のもと、「ものの創造」「自然との調和」「ふれあい」の3つの基本理念の下、平成10年度からの5か年計画で、桑名広域清掃事業組合 資源循環センター「リサイクルの森」が建設され、平成15年3月から本格稼働しました。

○この施設では、2市2町（桑名市、いなべ市員弁町、木曽岬町、東員町）から排出される一般廃棄物（収集ごみ、一般持込みごみ）を受け入れ処理しています。

○この施設は、ごみを燃 施設全体の流れ

料化、再資源化するための機器を導入する事はもとより、自然環境に配慮した設備を設置しています。また、地域のリサイクルの拠点として地域住民が直接参加・協力できる施設も備えており、資源リサイクルの総合的施設として整備されました。



○この施設は、次の4つの機能を持つ各施設から成っています。

- ◆RDF化施設——可燃ごみから RDF (ごみ固形燃料) を生産してエネルギー資源として活用します。
- ◆リサイクルプラザ——分別収集したごみを選別してリサイクル資源として有効活用します。
- ◆プラスチック圧縮梱包施設——家庭から出されたプラスチック製容器包装ごみを圧縮梱包し、リサイクル業者へ引渡します。
- ◆管理棟——RDF化施設のしくみやごみのリサイクルについて学べる見学スペースです。

○なお、三重県企業庁の RDF 焼却・発電事業の事業期間は、平成32年度までの期間とされています。



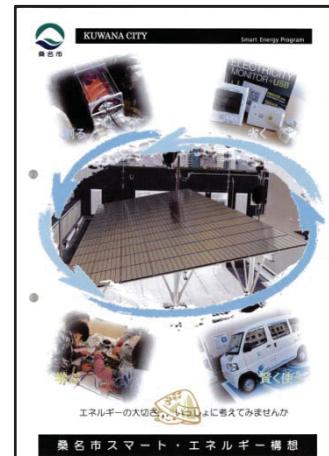
資源循環センター「リサイクルの森」

②桑名市における取り組み

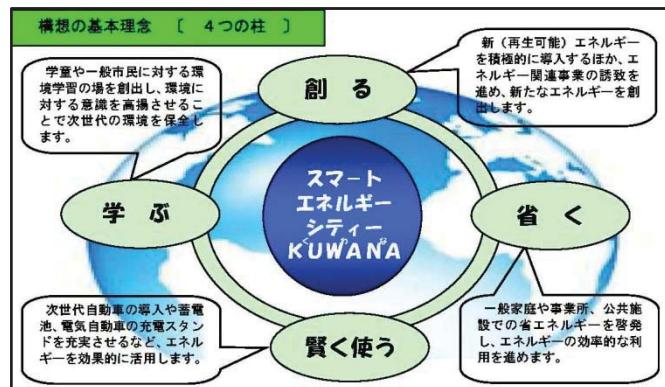
桑名市スマート・エネルギー構想

○東日本大震災以降、エネルギーを取り巻く環境が大きく変化するなか、桑名市でも地域でできる取り組みを考え、今後のエネルギー政策を総合的に進めていくため、平成25年3月に「桑名市スマート・エネルギー構想」を策定しました。

○構想の基本理念に基づいて、今後環境・エネルギー政策を踏まえた新たなまちづくりをめざします。



- ◆エネルギーを大切にするとともに、自給意欲が高い、安全・安心なまち
- ◆環境にやさしく、循環型社会に貢献できるまち



○構想の数値目標——4つの柱ごとに数値目標を定めました。

- ◆再生可能エネルギーによる電気創出 目標値 134,761MWh／年 など

○構想実現をめざしたアクション・プログラム

——構想実現をめざし、以下の施策を導入します。施策は今後10年間（平成25年～平成34年）のなかで、アクション・プログラムによって達成をめざします。

導入する施策	
★再生可能エネルギーによる電力創出	補助するアクション・プログラム
★太陽光発電施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電支援事業 ・大規模太陽光発電事業 ・住宅用太陽光発電導入支援対策事業 ・住宅用蓄電池普及支援事業 ・民生用燃料導入支援事業 ・電気自動車等普及支援事業 ・出前環境事業 ・スマート・コミュニティ事業 ・環境・エネルギー啓発イベントの開催 ・みえ自然文化祭の活用 ・みえスマートライフ推進協議会への参画 ・竹村の利活用方法の検討 ・マイクロ水力発電の実用化
★使用電力量の削減	
★二酸化炭素(CO ₂)の削減	
★蓄電池の導入	
★次世代自動車の導入	
★電気自動車充電スタンドの設置	
★学校での環境学習会の開催	
★市民参加の環境学習会の開催	

○構想実現で期待される効果

- ◆二酸化炭素の削減 年効果額 2,300万円、削減量 101,424t-CO₂
- ◆化石燃料の削減効果 年効果額 21億円

上記図表出典：「桑名市スマート・エネルギー構想」

クルクル工房（桑名市リサイクル推進施設）

○「クルクル工房」は、平成13年3月に市が設置し、平成14年5月からはNPO法人に施設の企画・運営を委託し、市民、事業者、行政が協働して環境問題に取り組んでいる施設です。

○クルクル工房は、次の4つの機能を持っています。

◆クルクルショップ——各家庭では不要になつても、まだ使えるもの、新品で使つていないものの再利用の場を提供します。衣類・食器や雑貨・おもちゃ・家具などが対象です。



クルクルショップ

◆堆肥舎——家庭で一次処理された生ごみから完熟堆肥を作り、生ごみの減量を広めていきます。作られた完熟堆肥は、生ごみを一次処理していただいた方に還元されます。



資源物回収ステーション

◆資源物回収ステーション——自治会でも回収している資源物、テープ・蛍光管・乾電池を開館時間ならいつでも受け入れています。また、クルクル工房独自の回収品目としてアルミ製品、紙製米袋も回収しています。

◆環境資料広場——リフォーム教室・おもちゃの病院・傘直し・子ども環境学習教室などを行います。環境に関する書籍やパネル・活動写真の展示などごみ減量・再資源化に関する情報を提供します。

自治会資源物回収

○桑名市では、自治会の協力で地域ぐるみの分別が定着し、現在約550か所（桑名地区約470か所）で月1回、5種類13品目の資源物分別収集を行っています。

○自治会から1人、リサイクル推進員を推薦してもらい、リサイクル推進員を対象とした資源物回収の方法に関する説明会を年1回開催するとともに、回収された資源物の売上金は全額、各自治会へ報償金として還元しています。

③いなべ市における取り組み

感性を育む自然学習の推進

藤原岳自然科学館

○「藤原岳自然科学館」では、藤原岳を中心とした自然探求の基地として、さまざまな自然教室を開催しています。絶滅が危惧される希少生物や藤原岳の固有種など貴重な動植物、藤原岳の四季折々の自然が写真や標本で紹介されています。



藤原岳自然科学館

自然学習園「ふるさとの森」

○藤原文化センターの西に隣接する「ふるさとの森」では四季を通じて森の自然を体感できます。ふるさとの森は、開発などによって失われていく郷土の自然と藤原岳や御池岳に見られる好石灰岩性の植物群落を再現し、市域の自然の豊かさと素晴らしさ、大切さを後世に伝えていくことをめざしています。



自然学習園「ふるさとの森」

屋根のない学校

○地域の人を先生に迎え自然と関わり、心のふれあいを大切にした仲間作りも行っています。「昆虫と遊ぼう」「田んぼと畑の学校」などの自然体験教室があり、自然の恵みと命のつながりを学んで感性を育み、心豊かでたくましい子どもの育成をめざしています。



屋根のない学校での学習

環境保全に取り組む小中学校

○員弁中学校では、中庭で育てた「緑のカーテン」についての課題研究を行い、その成果を全校生徒に発表するなど、地球温暖化防止に向けた環境活動が行われています。また、立田小学校で行っているゲンジボタルの飼育観察も自然学習の推進に貢献しています。子どもの頃から自然にふれあい関心を持つことが小中学校における重要な成果のひとつです。

職員の出前講座

○小学校や自治会へごみの分別説明会に出向き、適正な分別方法の普及に努めています。毎年7月には、北勢町阿下喜地区において、地元の児童や保護者が分別作業を行っている集積場を職員で巡回し、ごみの正しい出し方を説明しています。



小学校でのごみの分別説明会

○11月には笠間小学校で催される笠間祭において、環境クイズの出題やパネルの展示などを通して、小学生から大人までの広い世代を対象に環境学習を進めています。



笠間祭におけるパネル展示

あじさいクリーンセンター

○社会情勢の変化や生活様式の多様化によって、発生するごみの形態も複雑化し、排出されたごみを安全・安定的・衛生的に処理することが行政の責務です。



あじさいクリーンセンター

○いなべ市あじさいクリーンセンターでは、いなべ市内の北勢町、大安町、藤原町の一般廃棄物を受け入れ処理しています。

○この施設は、西員弁清掃組合の施設として平成3年度から5年度に建設され、平成5年12月から稼働しています。平成15年12月の市町村合併によって、いなべ市の施設となっています。また、平成19年度にはプラスチック圧縮梱包施設を建設し稼働しています。

④木曽岬町における取り組み

ビオトープを活用した自然学習の推進

○整備目的 木曽岬町の過去の水郷の自然をビオトープという形で凝縮・復元し、子ども達にその自然の存在を知らせ、後世に伝えることを目的としています。また、地域住民のコミュニティと子ども達への情操教育を推進する場として活用します。

○整備時期 平成 13 年度工事
平成 14 年 6 月オープン

○整備内容

- (1)花の絨毯のひろば——シロツメグサ、タンポポ、春の七草、秋の七草など木曽岬町の野生植物の栽培。
- (2)小鳥の森——現在生息している身近な鳥などが集まるコロニーをめざす。
- (3)トンボ池——池の水深は深いところで 30~50 cm程度とし、深水域は水生生物の生息場、浅水域はヤゴやメダカの避難場所とする。池底は緩やかな勾配にする。
- (4)なかのしま——池の中央にシギ・チドリ類の鳥類や両生は虫類・昆虫類等が休憩、または産卵等ができる島を作る。外部からの野生動物の侵入もなく安全が確保できる。
- (5)小川——過去に生息していたゲンジホタルの復活とメダカやドジョウが生息する小川の復元。
- (6)体験農業——農業体験用のミニ水田。
- (7)腐葉土・堆肥積み場——腐植をエサとする地中の生物たちとふれあう場。
- (8)遊歩道——幹線排水路へのアクセス道とし、各小公園とのネットワークの連絡網とする。

○活用方法 学校敷地内に整備されているため、放課後には子ども達が集い、身近に自然を感じることができる憩いの場となっています。また農業体験では、地元農家の方にご協力をいただき、毎年小学 5 年生が田植えと収穫を体験し、木曽岬町の米作りを体験する貴重な場となっています。なお、ビオトープに隣接する形で整備されている緑地公園（愛称「学校の森」）



ビオトープ



ミニ水田でのコメの収穫体験

では多彩な木々が植栽されており、鳥などが飛来する自然広場となっています。

地域用水環境整備事業

○事業目的 町内を縦断する中央幹線排水路は、昭和 55~57 年に整備されました。当地区の排水はポンプ排水のみに頼ることから、ポンプが運転されない時は水が滞留するため、水質の汚濁が進み、周辺地域の生活環境の悪化につながっています。このため、中央幹線排水路の水質浄化対策と親水公園などの周辺整備を併せて行うことによって、周辺住民にとっての快適な生活環境、豊かでうるおいのある水辺環境空間を創造することを目的としています。

○整備時期 平成 21~26 年度

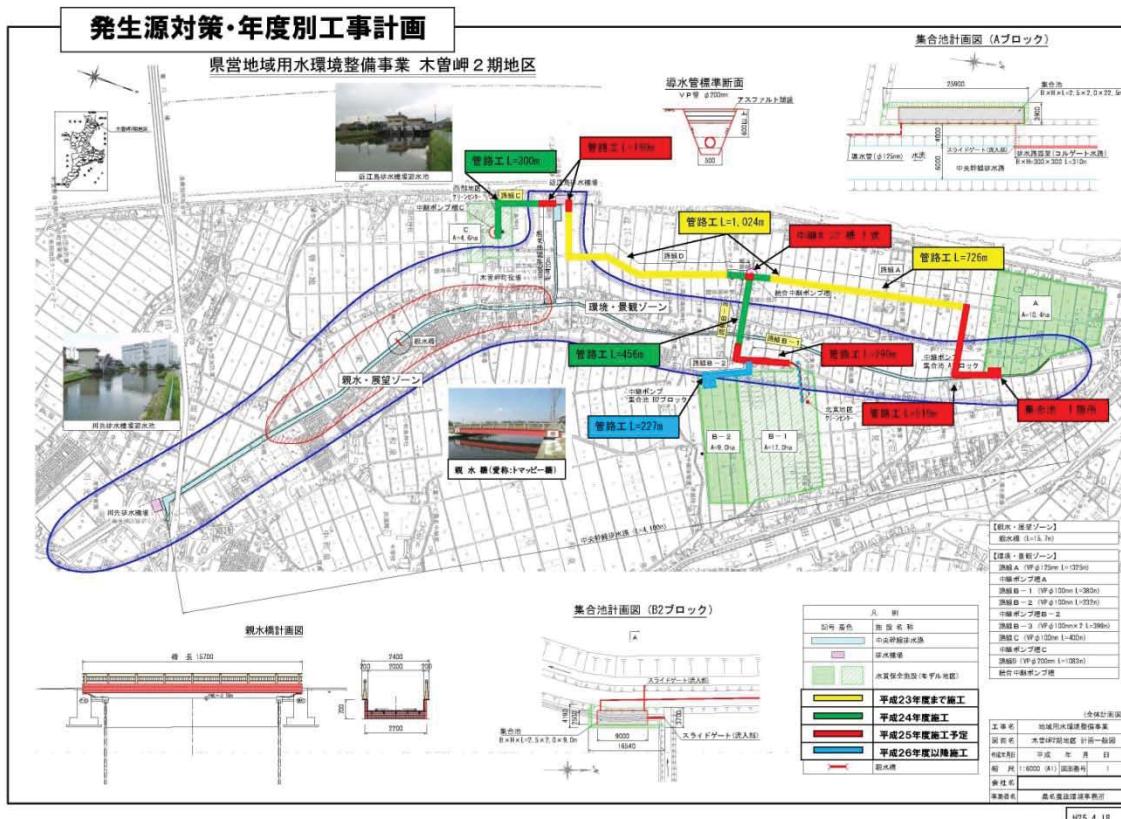
○整備区域 中央幹線排水路とその周辺区域（延長約 4.5 km）

○主な内容 (1)親水景観保全施設——水路沿いに住民の憩いの場としての親水護岸の水辺空間の整備を行う。

(2)生態系保全施設——水辺空間における生態系保全のための植生工などの水辺環境の整備を促進する。

(3)利用保全施設——中央幹線を横断する親水橋の敷設による展望施設の整備のほか、窒素やリンなど水質悪化の原因となる栄養塩類の滞留防止のための管路敷設工を実施する。

■ 地域用水環境整備事業の工事計画



出典：三重県 桑名農政事務所

⑤東員町における取り組み

小学校へのごみに関する出張講座

○毎年、町職員およびクリーン作戦委員が各小学校へ出向き、小学4年生を対象に、ごみの回収量などさまざまなおみに関する質問に答えながら、ごみのことについて学んでもらいます。また、各学校へ塵芥収集車を持ち込み、実際に子どもたちの前で作動させ、普段ごみの回収に使われる車がどのようにごみ袋の出し入れをしているのかを見せて、身近に感じてもらうことも目的としています。



小学校でのごみに関する出張講座

○町で回収する資源ごみ（紙・布・ピン・缶など）がどのように処理されるのかを、実際に処理業者を訪ねて、解説の入った映像を見ながら学習します。最後には、自分たちにできるごみ減量の方法を短冊に記入し発表してもらって、ごみの減量の意識向上を図っています。

生ごみ堆肥化事業

○東員町資源ごみストックヤードの東側の堆肥舎において、「NPO法人 生ごみリサイクル思考の会」による生ごみの堆肥化を行っています。平成25年3月末現在の生ごみ堆肥化協力参加世帯数は約180世帯で、各家庭で工具箱（45L）を使って一次処理（生ごみの減量・減容）を行っていただき、それを会員が各参加世帯をまわって回収し、堆肥舎で2次処理（発酵・堆肥化）を行い、約100日ほどで堆肥が完成します。完成した堆肥は参加世帯に無償で配布しています。活動については毎週水曜日の午前中に実施しています。



堆肥舎（生ごみの2次処理施設）

環境教育講座

- 環境に関する講座として、環境学習の定期的な実施に向け、地域に密着した環境保全活動の発信の場として地域性を考慮した環境教育の推進に努める必要があります。
- そこで町では毎年「こどもカレッジ」の取り組みを行っています。その取り組みの一つである「ネイチャーくらぶ」では年に数回、町内の親子、兄弟、姉妹を対象に県内外のさまざまな自然環境に関わる施設や町内の自然環境の観察を実施しています。さまざまな生き物の生態について学んだり、自然にあるものを使った遊び道具を作ったりして自然環境に慣れ親しむことができる活動を行っています。



自然にあるものを使った遊び道具づくり

雑紙回収事業

- 可燃ごみの減量、紙の再資源化を図るため、平成24年度から雑紙回収事業を始めました。雑紙を焼却せず分別しリサイクルすることで新たな資源として活用でき、地球温暖化を防止することができます。
- 今後も引き続き可燃ごみの減量、紙の再資源化の推進に向け、さらなる啓発と回収を進めています。

廃食用油のリサイクル事業

- 住民と行政と事業者が協働しながら、ごみの分別と減量化を図り、地域資源として「ごみゼロ・循環型社会」の構築をめざすことを目的として廃食用油を回収し再資源化します。
- これまで可燃ごみとして廃棄されていた廃食用油を資源ごみとして新たに回収し、精製することで、人と環境にやさしいバイオディーゼル燃料(BDF)へと生まれ変らせ、塵芥収集車の燃料として使用しています。



バイオディーゼル燃料の原料となる廃食用油と回収BOX

(4) 環境に対する住民・事業所の意識

①アンケート調査の概況

調査の種類

	住民アンケート	事業所アンケート
調査の名称	桑名・員弁地域環境についての意識調査	桑名・員弁地域環境についての事業所アンケート調査
調査対象	桑名・員弁地域にお住まいの人から3,000人を無作為抽出	桑名・員弁地域にある事業所のうち200事業所
実施時期	平成24年9月5日 ～9月24日	平成24年9月5日 ～9月24日

回収状況

住民アンケート	発送			回収	
	発送数	宛先不明等	有効発送数	回収数	回収率
桑名・員弁地域	3,000	10	2,990	1,656	55.4%
桑名市	1,926	6	1,920	1,130	58.9%
いなべ市	627	0	627	291	46.4%
東員町	353	3	350	169	48.3%
木曽岬町	94	1	93	37	39.8%
不明				29	

事業所アンケート	発送			回収	
	発送数	宛先不明等	有効発送数	回収数	回収率
桑名・員弁地域	200	2	198	85	42.9%
桑名市	135	2	133	56	42.1%
いなべ市	42	0	42	17	40.5%
東員町	17	0	17	10	58.8%
木曽岬町	6	0	6	1	16.7%
不明				1	

補足事項

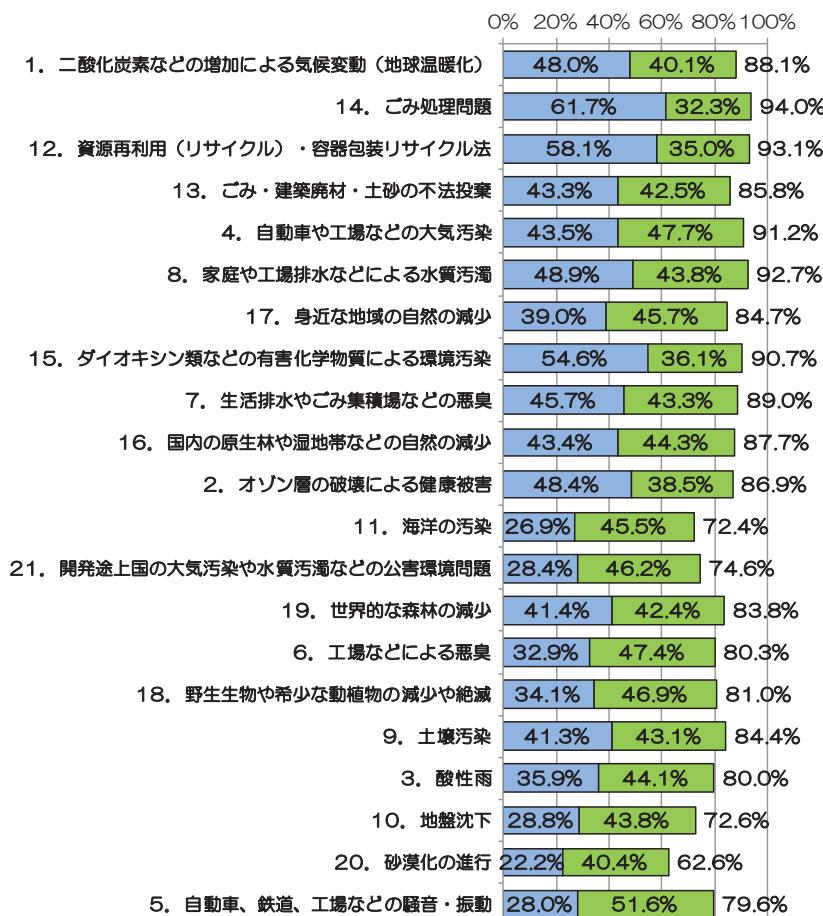
○次ページ以降における「前回調査」とは、前回の「広域環境基本計画」の策定にあたり平成11年12月に実施した「環境意識調査」を指します。「前回調査」と比較している設問については、設問および選択肢は「今回調査」と共通となっています。

②環境に対する住民の意識

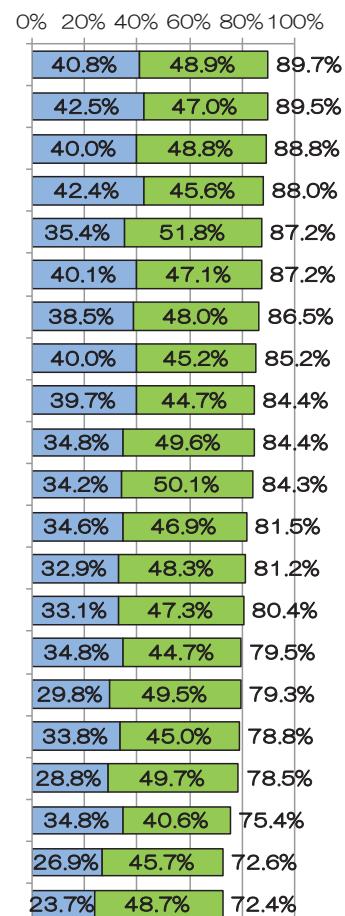
環境問題についての関心

- 「二酸化炭素などの増加による気候変動（地球温暖化）」への関心が、今回調査では最も高い。
- 前回調査に比べ関心が高くなっているのは「砂漠化の進行」「海洋の汚染」「開発途上国の大気汚染や水質汚濁などの公害環境問題」が1～3番目となっている。
- 「ごみ処理問題」「資源再利用（リサイクル）容器包装リサイクル法」「ごみ・建築廃材・土砂の不法投棄」についての関心は今回調査でも高い。
- 前回調査に比べ関心が低くなっているのは「自動車、鉄道、工場などの騒音・振動」「土壤汚染」「家庭や工場排水などによる水質汚濁」などであった。

<前回調査>



<今回調査>

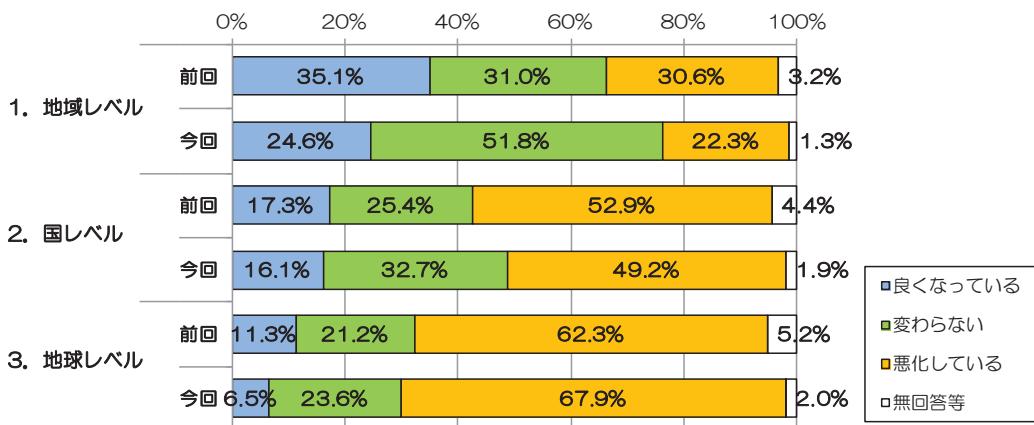


■大変関心がある ■少しある

2 桑名・員弁地域における環境に関する状況

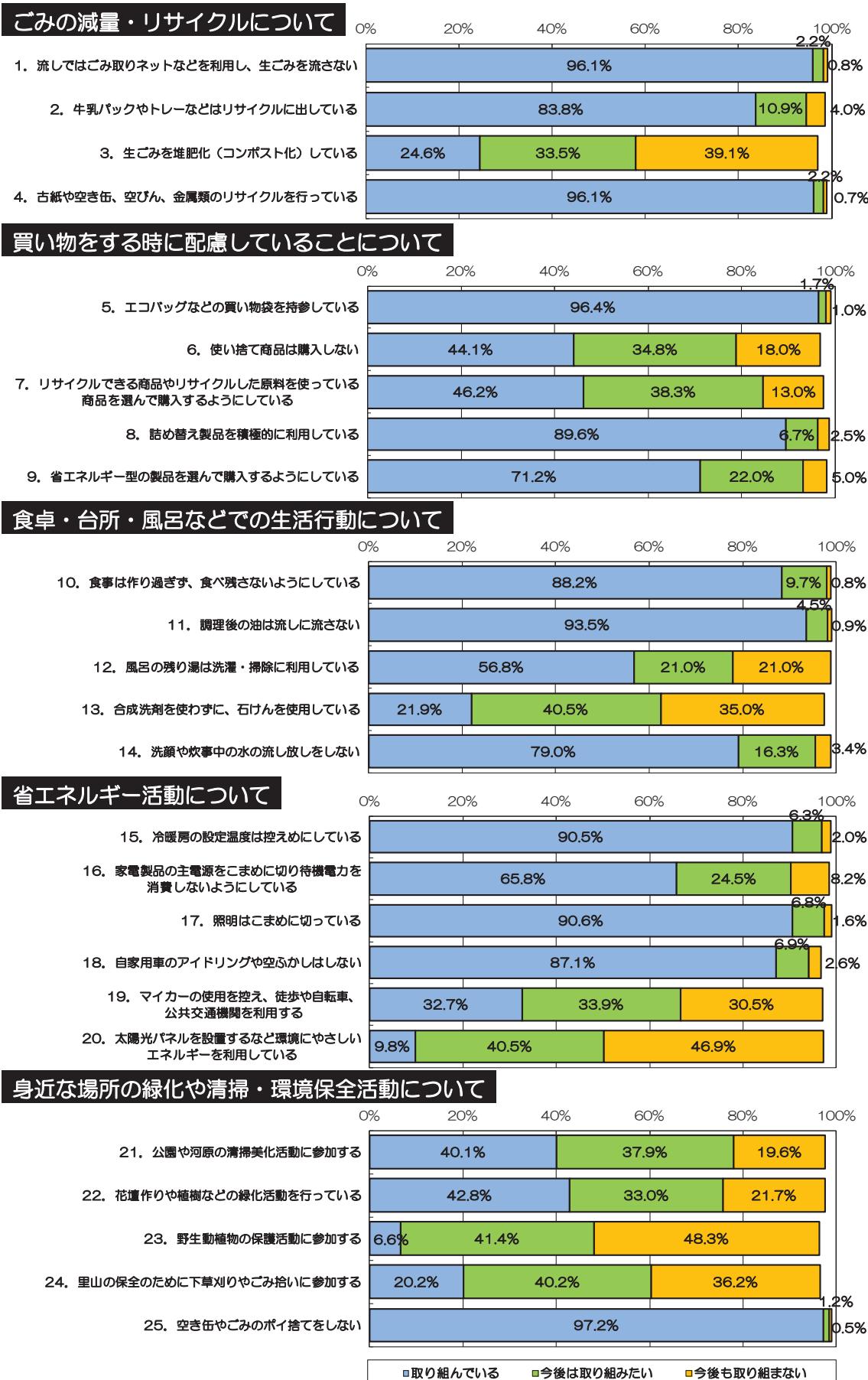
日頃感じる環境の状況

- 身近な自然環境など「地域レベル」について、近年においては良くも悪くもなっていない、という意識が多い。
- 「地球レベル」での環境は、より「悪化している」と感じている人が 67.9%であり、前回調査から増加している。



環境に配慮した行動

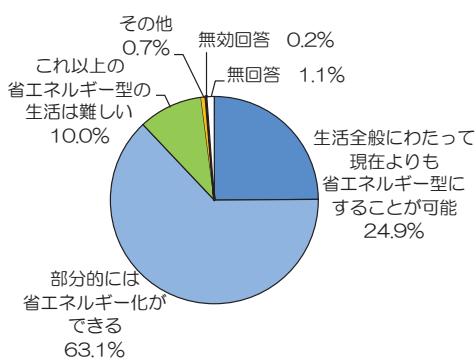
- 「エコバッグなどの買い物袋を持参している」に取り組んでいる人は多くなっている。
- しかし、「使い捨て商品は購入しない」「生ごみを堆肥化している」などはあまり取り組まれていない。
- 「古紙や空き缶、空びん、金属類のリサイクルを行っている」「牛乳パックやトレーなどはリサイクルに出している」などのリサイクル活動は取り組みが進んでいる。
- 「冷暖房の設定温度は控えめにしている」「照明はこまめに切っている」「自家用車のアイドリングや空ふかしはしない」などの省エネ活動には取り組んでいる人が多い。しかし、「省エネルギー型の製品を選んで購入するようにしている」「マイカーの使用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する」「太陽光パネルを設置するなど環境に優しいエネルギーを利用している」などの省エネ活動の取り組みは、あまりなされていない。
- 「調理後の油は流しに流さない」は取り組みが進んでいる。しかし、「合成洗剤を使わずに、石けんを使用している」などの取り組みは少ない。
- 「空き缶やごみのポイ捨てをしない」は住民にほぼ浸透している。
- 「公園や河原の清掃美化活動に参加する」「花壇づくりや植樹などの緑化活動を行っている」に取り組んでいるのは半数ほどの人となっている。



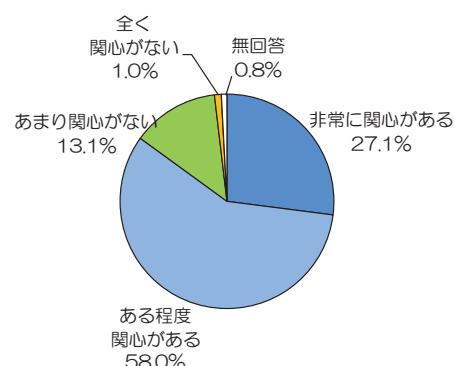
今後のエネルギー問題

- 住民の90%ほどは、現状のエネルギー消費よりも部分的には省エネルギー化ができると考えている。
- 再生可能エネルギーについて、85%ほどの人は関心があるとしており、その理由として、「将来のエネルギー資源確保に必要だから」「地球温暖化問題の対策に貢献すべきだから」と考えている。

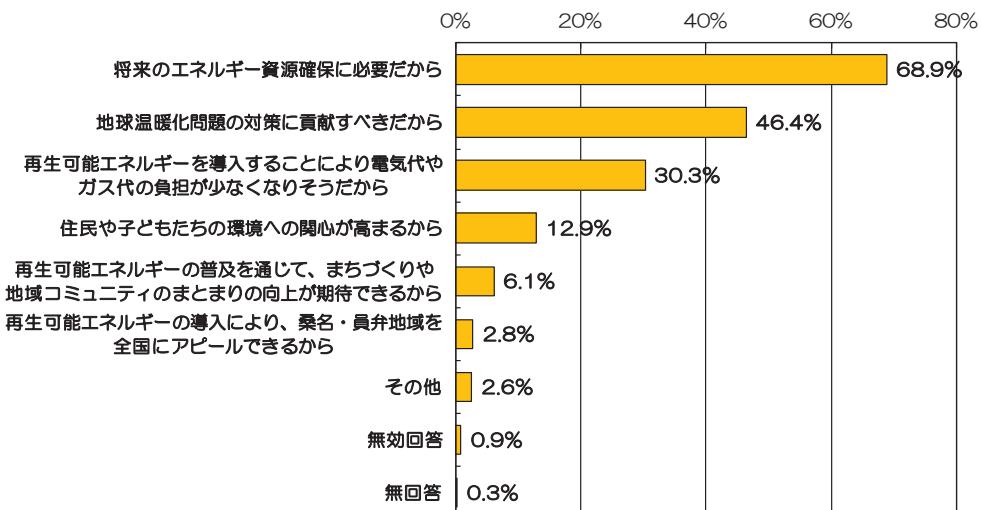
【エネルギー消費量を削減できるか】



【再生可能エネルギーへの関心】



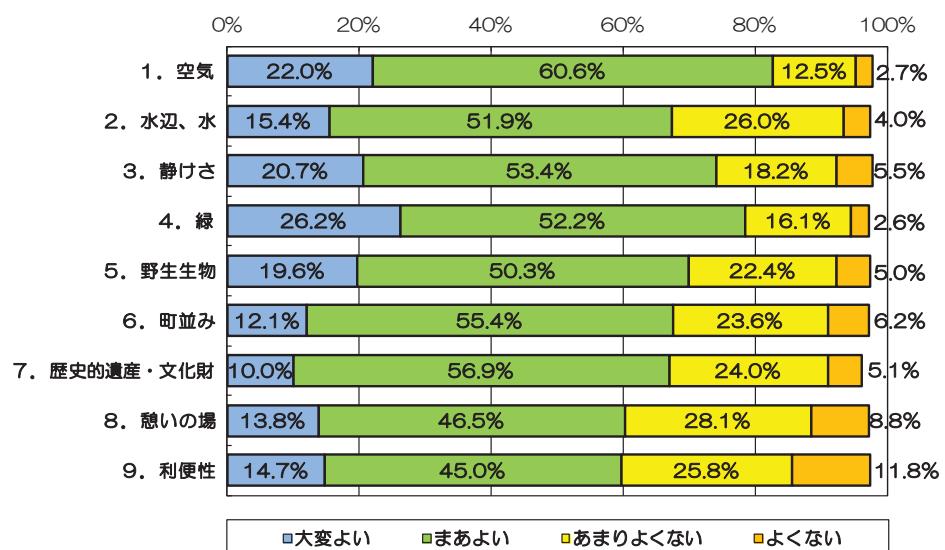
【再生可能エネルギーに関心のある理由】



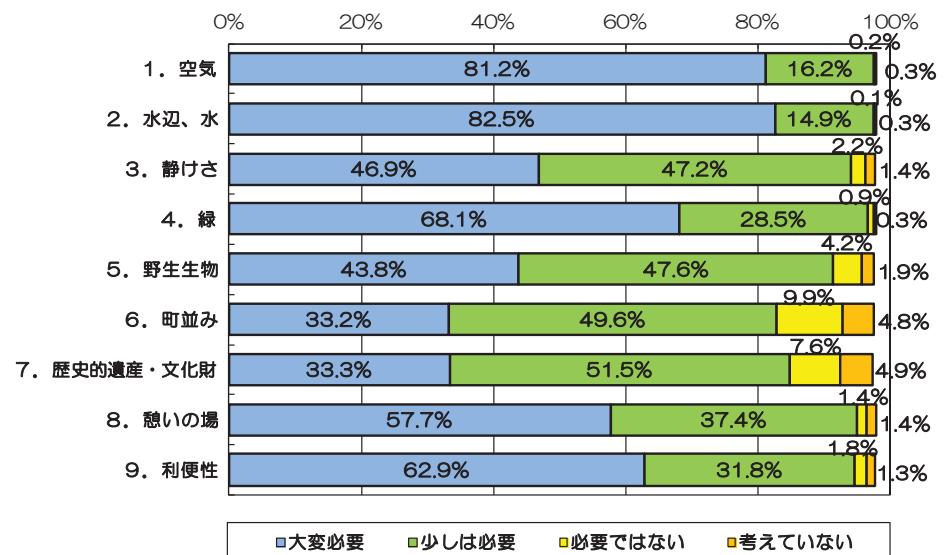
快適な環境に必要なことおよび住んでいる市町の環境の評価

- 「空気」「水辺、水」が快適な環境のためには「大変必要」と考える人が多い。
- 「町並み」や「歴史的遺産・文化財」について、住んでいる市町が「大変よい」と感じている人は比較的少なくなっており、快適な環境として「大変必要」と感じる人も少なくなっている。
- 「野生生物」の生息状況として、住んでいる市町の環境はよいと感じている人が多い。
- 「緑」が快適な環境のために「大変必要」と考える人は多く、住んでいる市町の環境評価における「大変よい」の割合は、「緑」が最も多くなっている。

【住んでいる市町の環境の評価】

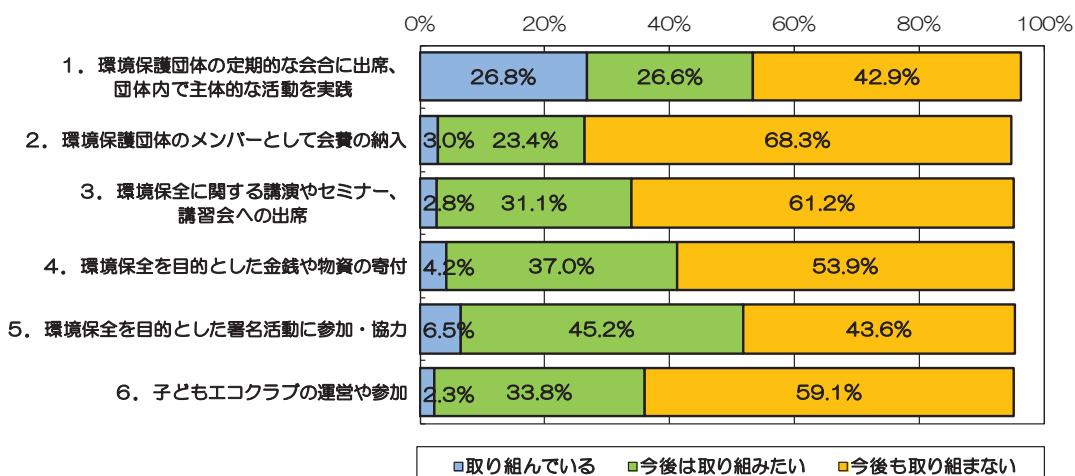


【快適な環境として必要なこと】

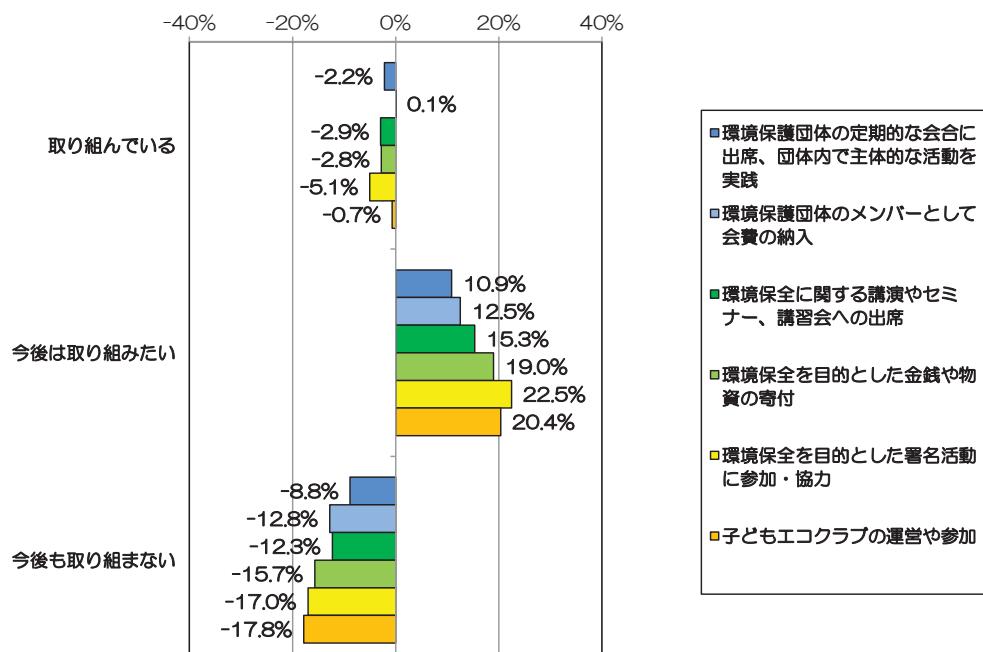


環境保全活動への参加

- 「環境保護団体の定期的な会合に出席、団体内で主体的な活動を実践」に取り組んでいる人が多くなっている。
- 前回調査結果と比べ、「環境保護団体のメンバーとして会費の納入」を除き、取り組んでいる割合はわずかに下がっている。一方、「今後は取り組みたい」と考える割合は、いずれの項目でも10ポイント以上上がっている。



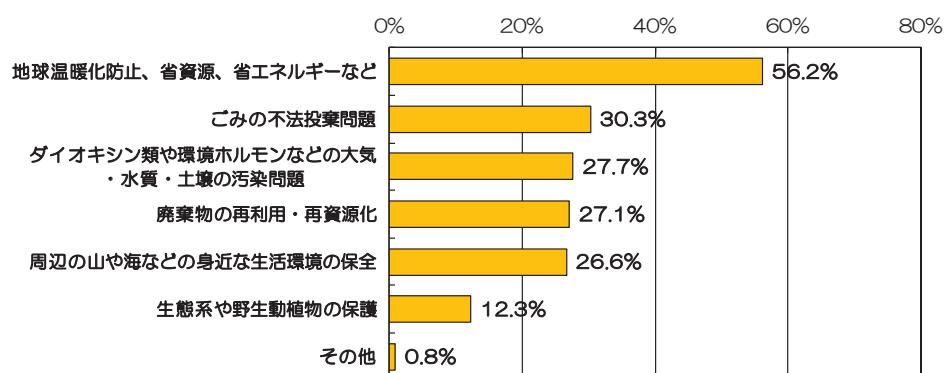
【前回調査結果との比較（前回調査結果との増減差）】



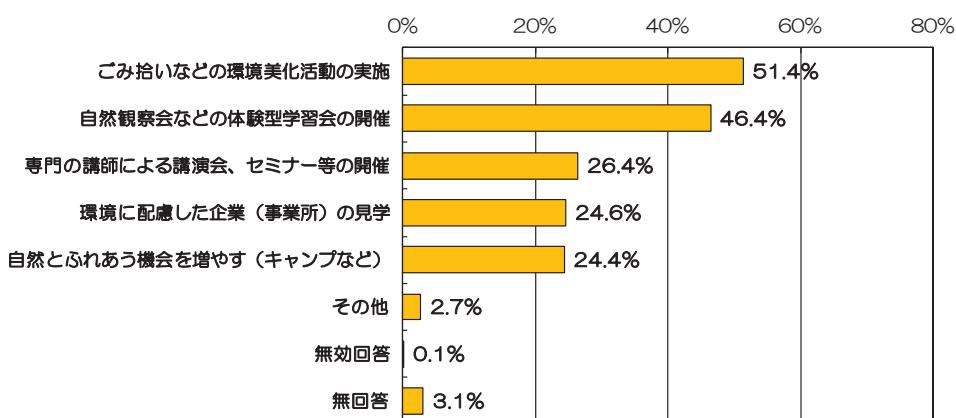
環境教育

- 環境学習で取り扱うべきテーマとしては、環境問題意識でも関心の高かった「地球温暖化防止、省資源、省エネルギーなど」を挙げる人が多い。
- 環境学習として効果的な取り組みかたについては、「ごみ拾いなどの環境美化活動の実施」や「自然観察会などの体験型学習会の開催」が多く挙げられている。

【環境学習で重要なテーマ】



【環境学習として効果的な取り組みかた】

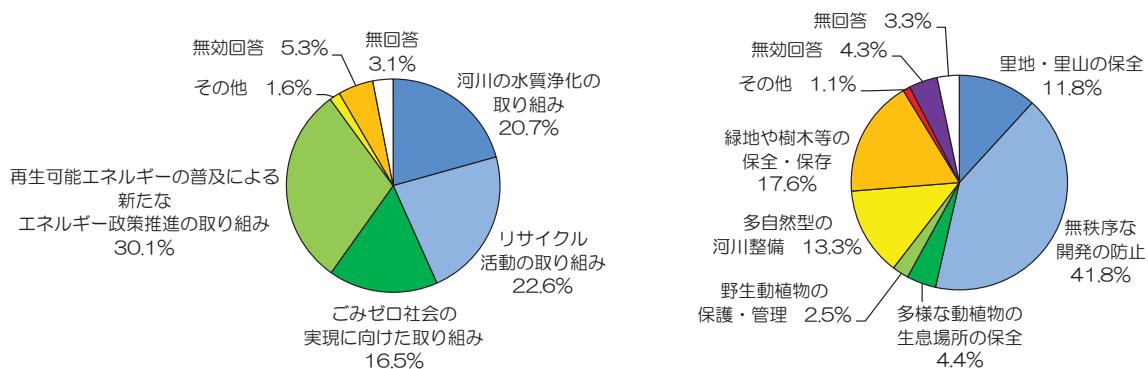


2 桑名・員弁地域における環境に関する状況

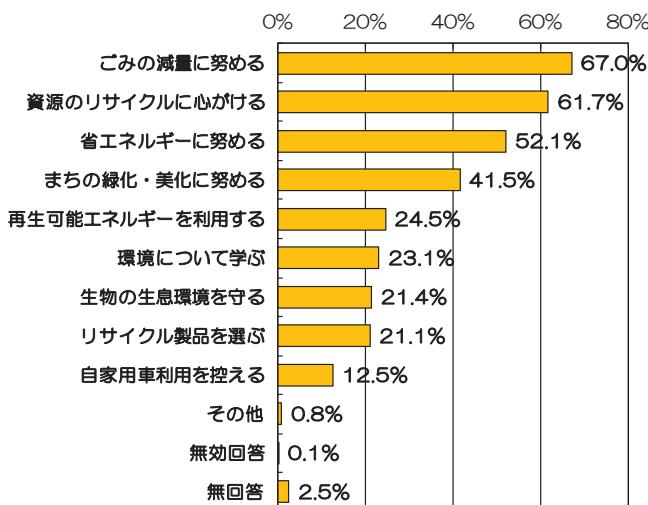
桑名・員弁地域全体で取り組むべきこと

- 住民が取り組むべきこととして「ごみの減量に努める」が最も多くなっており、「ごみゼロ社会の実現に向けた取り組み」を重要と考えている人も多くなっている。
- 環境負荷軽減のために、地域全体として「再生可能エネルギーの普及による新たなエネルギー政策推進の取り組み」に取り組むべきとの声が多く、住民も資源のリサイクルや省エネルギーに取り組むことが重要と考えている。
- 自然環境保全のために、地域全体として自然環境と調和した「無秩序な開発の防止」や「緑地や樹木等の保全・保存」が重要であるとの声が多くなっている。

【環境負荷軽減のために取り組むべきこと】 【自然環境保全のために取り組むべきこと】



【住民の行動として重要なこと】

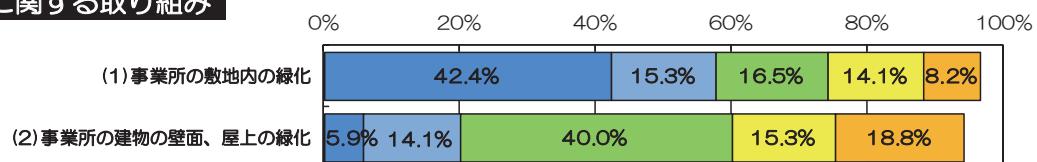


③環境に対する事業所の意識

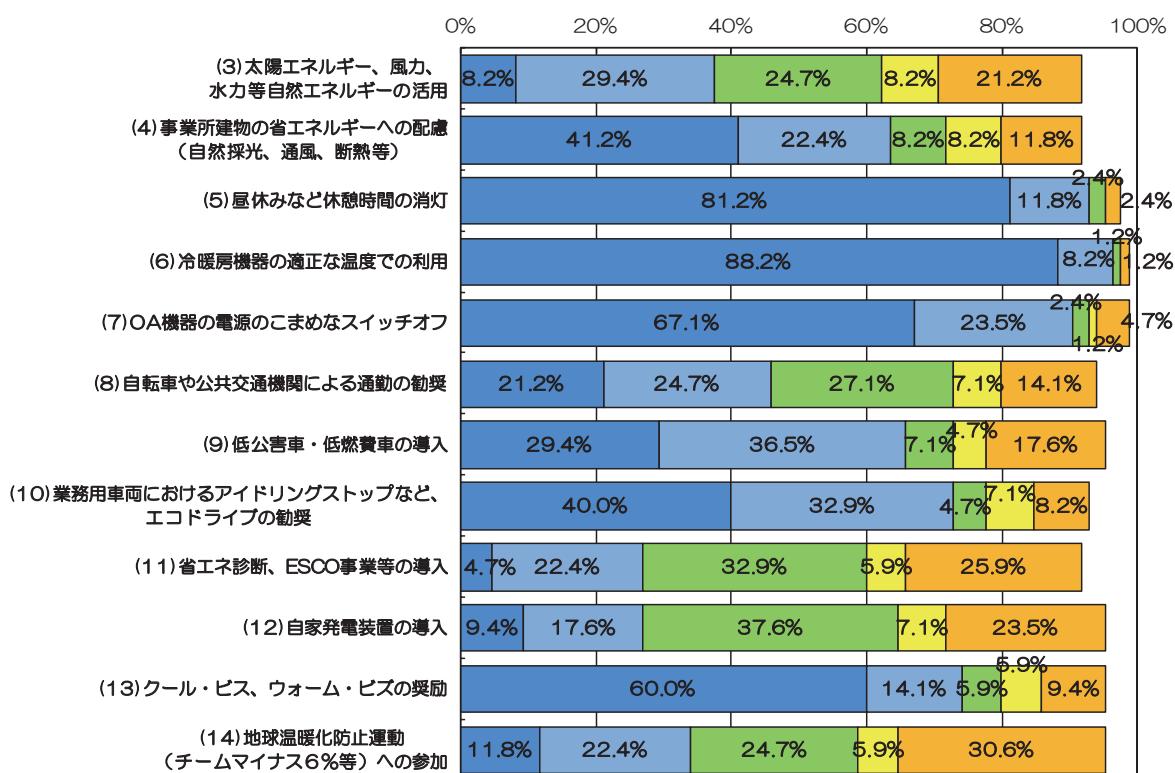
事業所での環境保全に関する取り組み状況

- 「すでに実施している」の割合をみると、「(25) カン・ビン等の分別収集・資源化」の92.9%や、「(24) 紙(段ボールやOA用紙等)の分別収集・資源化」(89.4%)、「(6) 冷暖房機器の適正な温度での利用」(88.2%)などについては、事業所の規模に関わらず浸透している。
- 「100人以上」の事業所とそれ以外の規模の事業所では、環境保全に関する取り組みを実施している割合に差がみられる。差が大きいのは次の項目であった。
 - (9) 低公害車・低燃費車の導入 ----- 65.5 ポイント差
 - (1) 事業所の敷地内の緑化 ----- 65.3 ポイント差
 - (12) 自家発電装置の導入 ----- 62.5 ポイント差
 - (21) 詰め替え可能製品の利用勧奨や、使い捨て製品の使用や購入の抑制 ----- 52.8 ポイント差
 - (10) 業務用車両におけるアイドリングストップなど、エコドライブの勧奨 ----- 50.0 ポイント差

緑化に関する取り組み



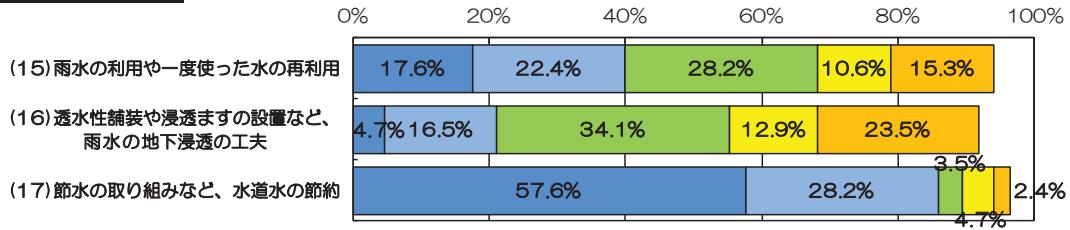
エネルギー・再生可能エネルギーに関する取り組み



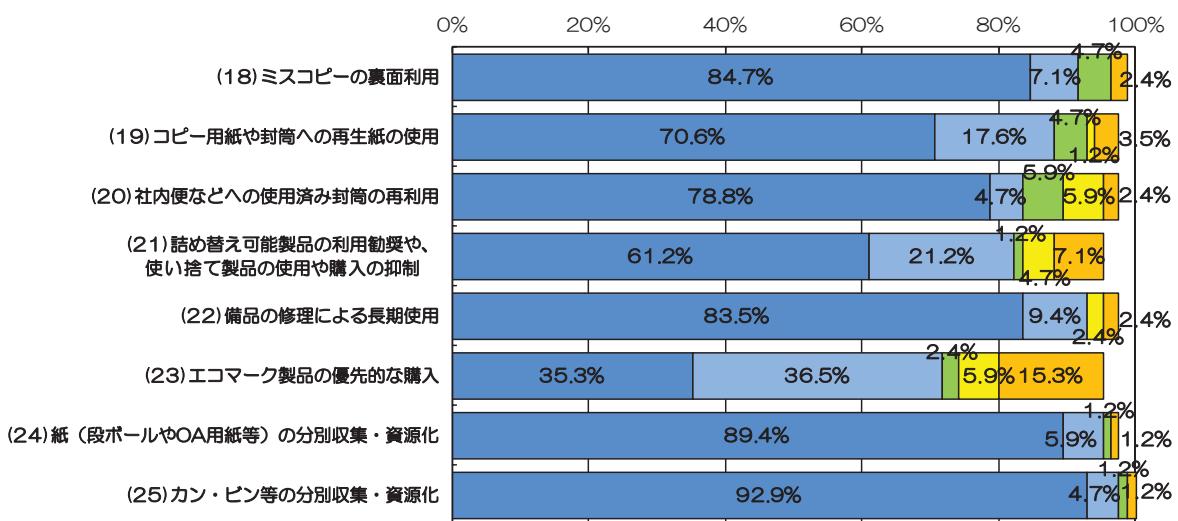
■すでに実施している ■今後は実施したい ■今後も実施するつもりはない ■事業との関わりがない ■わからない

2 桑名・員弁地域における環境に関する状況

水に関する取り組み



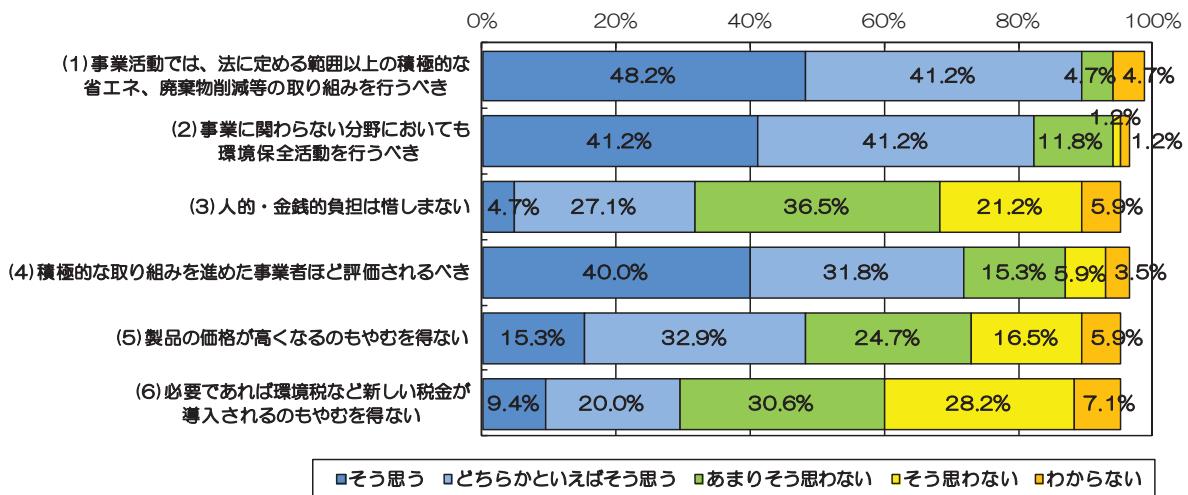
廃棄物・リサイクルに関する取り組み



■すでに実施している ■今後は実施したい ■今後も実施するつもりはない ■事業との関わりがない ■わからない

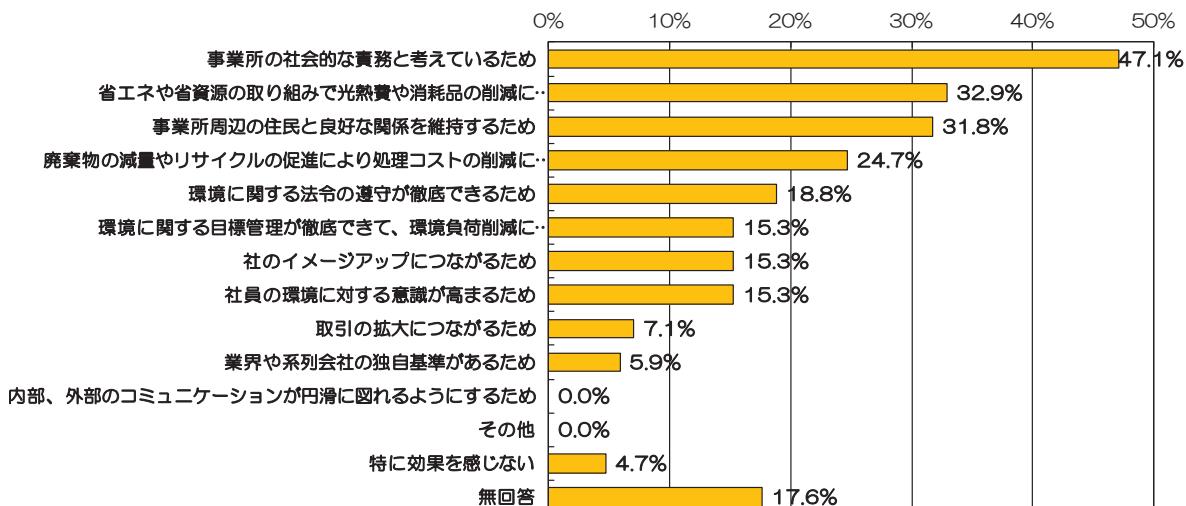
地球環境保全に対する事業所の考え方

- 「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う』割合でみると、「(1)事業活動では、法に定める範囲以上の積極的な省エネ、廃棄物削減等の取り組みを行うべき」は89.4% 「(2)事業に関わらない分野においても環境保全活動を行うべき」は82.4%と割合は高くなっている。
- 一方で、「(3)人的・金銭的負担は惜しまない」で『思う』とした割合は31.8%となっている。



環境マネジメントシステムや環境に関する社内制度に取り組む理由

- 「事業所の社会的な責務と考えているため」が47.1%と割合が最も高く、次いで「省エネや省資源の取り組みで光熱費や消耗品の削減につながるため」の32.9%、「事業所周辺の住民と良好な関係を維持するため」の31.8%となっている。

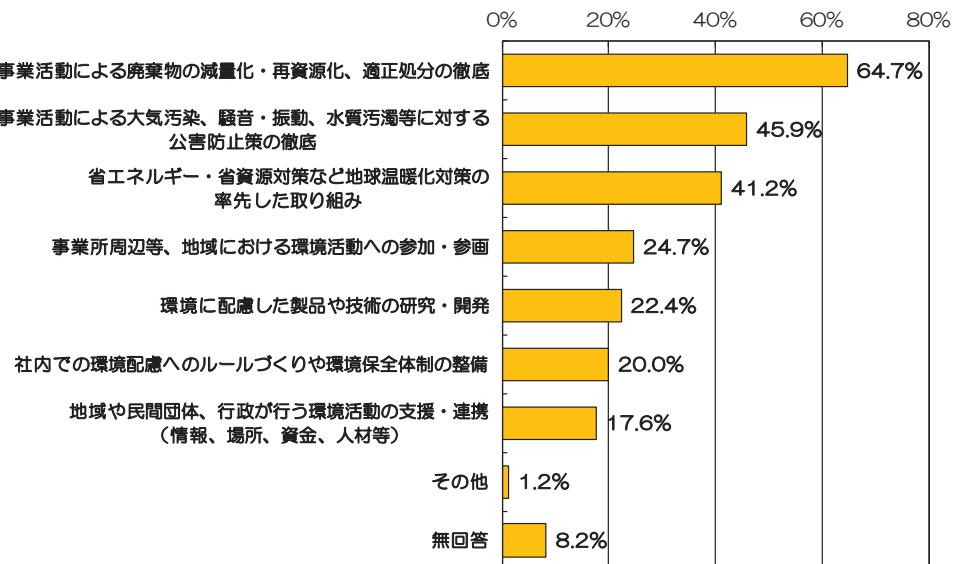


2 桑名・員弁地域における環境に関する状況

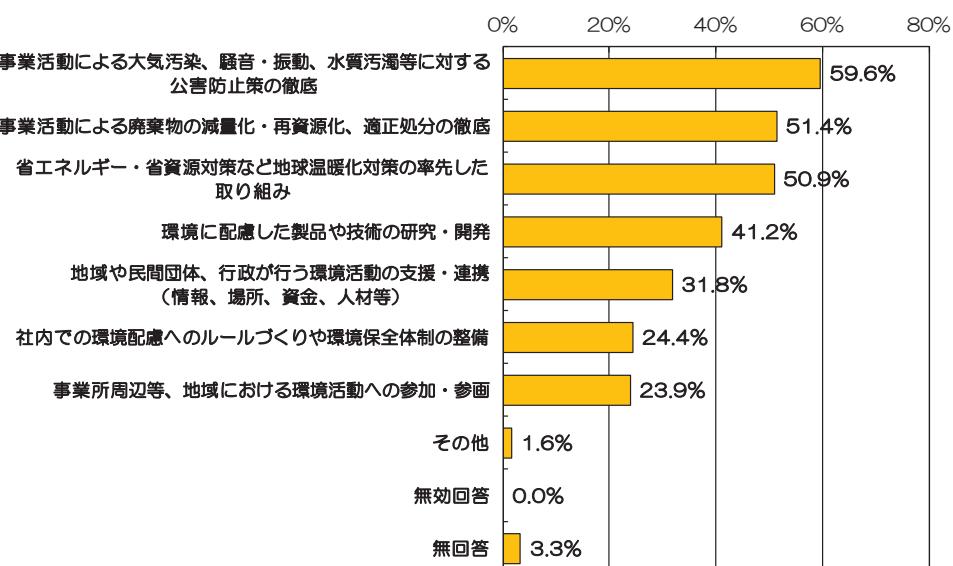
地域の事業所が取り組むべきこと

- 事業所が考える取り組むべきこととして最も多かったのは「事業活動による廃棄物の原料化・再資源化、適正処分の徹底」であった。
- 住民が事業所に期待することとして、最も多かったのは「事業活動による大気汚染、騒音、振動、水質汚濁等に対する公害防止策の徹底」であった。

【事業所が考える取り組むべきこと】

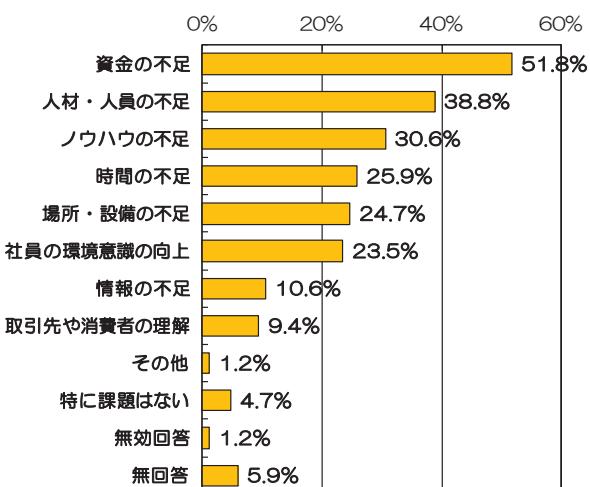


【住民が事業所に期待すること】※住民アンケート結果



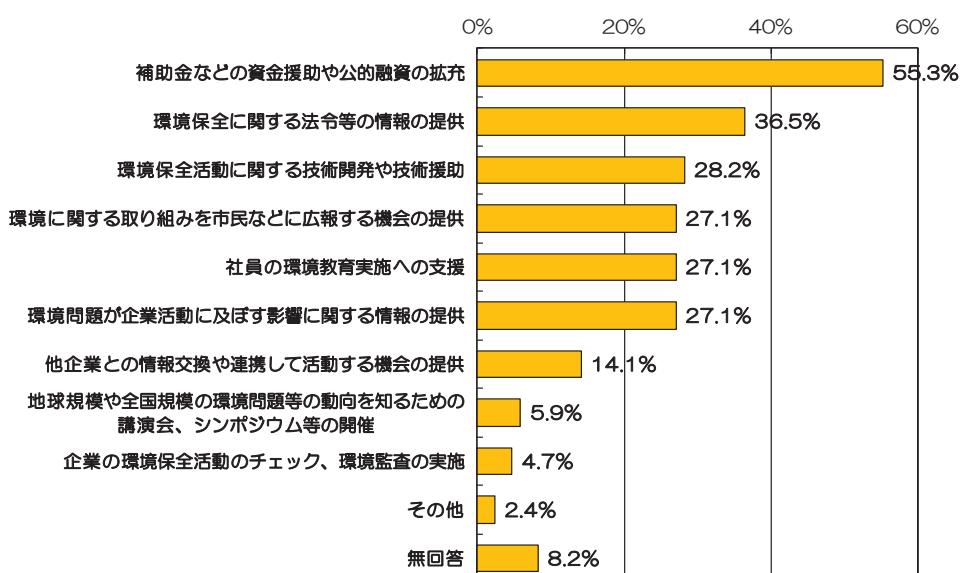
今後環境への取り組みを進めるにあたって課題となること

- 課題として挙げた割合が高いのは「資金の不足」の 51.8%、「人材・人員の不足」の 38.8%、「ノウハウの不足」の 30.6%、「時間の不足」の 25.9%などとなっている。
- 30 人以上の事業所では、事業所全体に比べ「ノウハウの不足」が高く、また「社員の環境意識の向上」が課題と考えている。一方、「10~29 人」の事業所では、「人材・人員の不足」が最も多く、また「場所・設備の不足」が多く挙げられている。



環境に関する活動を効果的、効率的に実施していくために必要な支援策

- 「補助金などの資金援助や公的融資の拡充」が 55.3%と最も高く、半数を超えている。次いで「環境保全に関する法令等の情報の提供」が 36.5%、「環境保全活動に関する技術開発や技術援助」が 28.2%となっている。



(5) 環境に関する取り組みの課題

①桑名・員弁地域の共通課題

循環型社会づくり

- 住民の環境意識の向上に伴い、ごみの排出量は抑制傾向にあります。しかし、ごみの最終処分場は有限であり、希少金属をはじめとした天然資源の減少・枯渇も懸念されます。
- 東日本大震災以降の日本において、エネルギーを安定的かつ継続して確保することは最重要課題となっており、再生可能エネルギーの利用の促進や、ライフスタイル・ビジネススタイルを見直し、一層の省エネルギーを進めることができます。
- 廃棄物の発生抑制や適正処理、資源・エネルギーの有効活用が促進され、環境負荷を最小限に抑えることが必要です。

自然との共生

- 桑名・員弁地域は自然豊かな地域ですが、それでも、人の生活域の拡大等によって生物の生息地の減少や分断なども招いています。
- 健全な自然が回復し、豊かな水と緑・多様な生物を身近に感じるために、地域における森林や田畠、河川、海浜などを、適正な環境へと保全・創出していくことが必要です。
- 豊かな自然を保全・創出していくためには、現在ある問題への認識が不可欠であり、そのためには、住民意識向上のための環境教育への取り組みが必要です。

安心・快適な地域づくり

- 現在、大気汚染や水質汚濁は全体的には改善傾向ですが、水質汚濁など環境目標値・環境基準を達成していないものもあります。また、微小粒子状物質(PM2.5)、放射能などの新しい課題や、土壤・地下水汚染・騒音等にも対応していく必要があります。
- 住民の暮らしの環境リスクを最小限にとどめ、健康で安全・安心、かつ快適な生活環境の確保が必要です。

協働による環境づくり

- 住民の環境に対する意識は、近年さらに高まりをみせており、環境の大切さの理解も深まっていることがアンケート結果などからもうかがえます。しかし、環境保全の活動への住民の参加はあまり増えていないのが現状です。
- より良い環境づくりは、自治体だけの取り組みで実現するものではなく、また、住民の取り組みだけで実現するものではありません。住民と自治体、事業者が協働し、また、地域全体で協働しながら取り組んでいくことが不可欠です。

②各市町ごとの課題

桑名市

- 今後は、環境学習や環境教育を推進し、市民の環境意識の高揚を図るとともに、市民、事業者の自主的な環境活動を推進するために支援策を充実する必要があります。
- 市は率先して計画の実行に取り組み、住民、事業者、行政の協働によって資源節約・環境配慮型社会の実現をめざす必要があります。
- 市民、事業者、行政が一体となり、これまでの「ごみを適正に処理する」という考え方を改め、「ごみを出さない、やむを得ず出たごみは資源として利用する」との認識にたって、ごみの発生そのものを抑制することを基本に、市民や事業者と協働して、ごみの減量のための取り組みや、再資源化の推進を図り、持続可能な循環型社会を構築していくことが重要です。
- リサイクル推進施設（くるくる工房）は、資源物回収の拠点であるとともに、リサイクルに関する情報の発信、環境教育の拠点として機能の充実を図っていく必要があります。
- うるおいのある環境づくり、地球環境の保全を図るうえで、緑地の保全と緑化による緑の拡大が不可欠であり、多度山の樹林、木曽三川の河川敷の緑地空間、市街化区域内のまとまった農地や緑地などは、桑名市の貴重な緑として計画的な保全、整備が求められています。
- かけがえのない緑を市民と一緒に守り育てるため、地域や家庭での取り組みを支援する必要があります。
- うるおいのある快適で個性豊かなまちづくりを進めるため、防災面の安全確保を第一としながらも、地域本来の自然的、社会的特性を生かした水辺環境を整備し、市民に憩いと安らぎの場所を提供していく必要があります。
- 良好な生活環境を保全するために、一層の監視・測定によって、公害の未然防止対策を強化する必要があります。

いなべ市

- ごみの減量化とリサイクルの推進は、環境への負荷の軽減や資源の有効利用など地球環境保全のうえからも重要な課題となっています。
- 市内で統一した基準を設け、分別収集、資源ごみの収集を行い、ごみの減量化対策と資源リサイクルを推進していますが、ごみの排出量は年々増加傾向にあります。
- 今後、容器包装リサイクルや家電リサイクル法に基づき、より一層減量化・資源化に努めるため、収集システムの定着やリサイクルシステムの整備に取り組む必要があります。
- 大気汚染、水質汚濁などに対する監視や騒音・振動、悪臭などの調査は定期的に行っていますが、相談や苦情件数は増加しています。さらに近年では、野外焼却が一部の事業者、個人によって行われ、周辺環境が損なわれるなど、生活型公害への対応が課題となっています。
- 良好な住環境を保全していくため、市内事業者との環境保全協定締結や水質検査、環境パトロールなどの監視体制の強化、県や近隣市町との連携による公害防止体制などの整備が必要となっています。



木曽岬町

- 地盤沈下によって町内全域が海拔ゼロメートル以下の輪中地域にある木曽岬町にとって、内水排除は機械排水に頼らざるを得ない状況です。このことによって県境を流れる一級河川鍋田川や町を縦断する中央幹線排水路などでは水質の悪化が進んでおり、閉鎖水域における水質改善が今後の大きな課題となっています。
- 輪中地帯として形成された木曽岬町は、過去においては 1754 年の宝暦の治水工事による河川改修や昭和 34 年の伊勢湾台風による大水害を経験するなど水との戦いを余儀なくされてきました。この経験から護岸整備や排水機場の整備などの排水対策が進められ、現在では豊かな水郷地帯となっています。しかし堤防の強化や水路の整備が進むにつれ、かつて河川に自生していた葦などの植物や水辺の水生生物などが減少するなど、水郷地帯としての風景はほとんど見られなくなっています。このため、町では子ども達に過去の木曽岬町の風景を伝えるため、水辺の環境整備としてのビオトープや親水公園の整備などを推進しており、今後も計画的に水路や沿道の遊歩道などの公共空間における景観形成を推進していくこととしています。
- 青少年育成町民会議による「花いっぱい運動」のほか、商工会青年部の町内清掃や漁業協同組合による海浜清掃など、町内団体による景観・環境美化活動が行われています。しかしその活動は、所属する上部組織からの呼びかけに応じて行われる従属的な場合が多いため、住民による真に主体的な活動をいかに引き出すかが課題となっています。
- 公害防止対策としては、ダイオキシンに関する啓発チラシの配布などを実施するとともに、河川の水質調査や環境騒音・道路交通振動・航空機騒音などのモニタリング調査を継続して実施し、データの把握に努めます。また、農地を自動車解体業者等へ貸与することによる景観の悪化や大雨後にオイル等の流出事故が発生するなど環境面での問題も発生していることから、関係機関と連携して適正な監視・指導を行っていきます。

東員町

- 持続可能な循環型の社会づくりや低炭素社会づくり、恵まれた自然環境の保全・活用など環境・景観重視の特色あるまちづくりを進めるとともに、美しくうるおいのある生活環境づくり、自然や歴史・文化と共生し、快適で安全・安心な暮らしが実感でき、上下水道、公園・緑地など生活環境施設の整備された、だれもが住みたくなる居住環境づくりを進めていく必要があります。
- 「東員町クリーン作戦委員会」で不法投棄清掃活動、住民へのごみ減量・リサイクルの推進啓発を実施してきました。今後も、それら環境教育講座の開催や学校での環境学習の実施を進めるとともに、町民への啓発、啓蒙を実施し、環境保全監視員の方々や、地域の環境関連団体、環境保全活動を実践する住民などと連携し、地域性を考慮した環境教育の推進に努めていく必要があると考えています。
- 学校におけることもエコクラブの常設設置に際しては、教職員の指導者としての役割協力が不可欠となります。今後は広報等を通じて町民に広く認知いただき、近隣の町民が指導者となるための環境教育の機会を設定することが必要となってきます。
- これまでほとんど可燃ごみとして廃棄されていた雑紙を資源ごみとしての回収を開始しました。少しずつですが可燃ごみから資源ごみに移行しつつあります。今後も更なる努力でごみの削減に取り組み、ごみの総量が減ればごみ処理に必要な経費を減らすことができます。そのためには、東員町のごみ全体の8割を占める可燃ごみの削減が必要で、生ごみの堆肥化や紙類分別回収が重要になってきます。
- 町内の小・中・保・幼および主要な公園において現在実施している、放射線量の定期的な測定および公表を継続して実施していきます。

3 桑名・員弁地域がめざす環境

(1) 桑名・員弁地域の環境がめざす姿

桑名・員弁地域では、「環境」については自治体の枠にとらわれない発想と行動が重要であることを早くから理解し、広域的なつながりのもと、さまざまな取り組みを進めてきました。

平成23年3月11日の東日本大震災の発生によって、東北地方を中心に未曾有の被害がもたらされ、人々が暮らす生活環境や自然環境は大きく損なわれました。この経験のなかから、地域の環境の大切さが改めて再認識されました。地域の環境は、古（いにしえ）から今の私たちに引き継がれてきたものであり、そのより良い環境を将来の世代へ持続的に引き継ぎ、つないでいかなければいけないものです。

これから時代においては、より良い環境をいかに守り、創っていくかが重要になり、そのためには、身近なところにおける環境についての一人ひとりの行動や意識の持ちようが、地球規模でのより良い環境につながることを意識していくことが大切となってきます。

このようなことから、桑名・員弁広域環境基本計画では、

「地域におけるつながり」

「古（いにしえ）と現代、現代と将来の世代へのつながり」

「身近なところから地球環境へのつながり」

など『つながり』を大切にした環境づくりをめざしていくものであり、「桑名・員弁地域がめざす環境」として次のようなめざす姿を設定します。

桑名・員弁地域がめざす環境

地域のつながりで 環境を守り、育てる 桑員

そういう

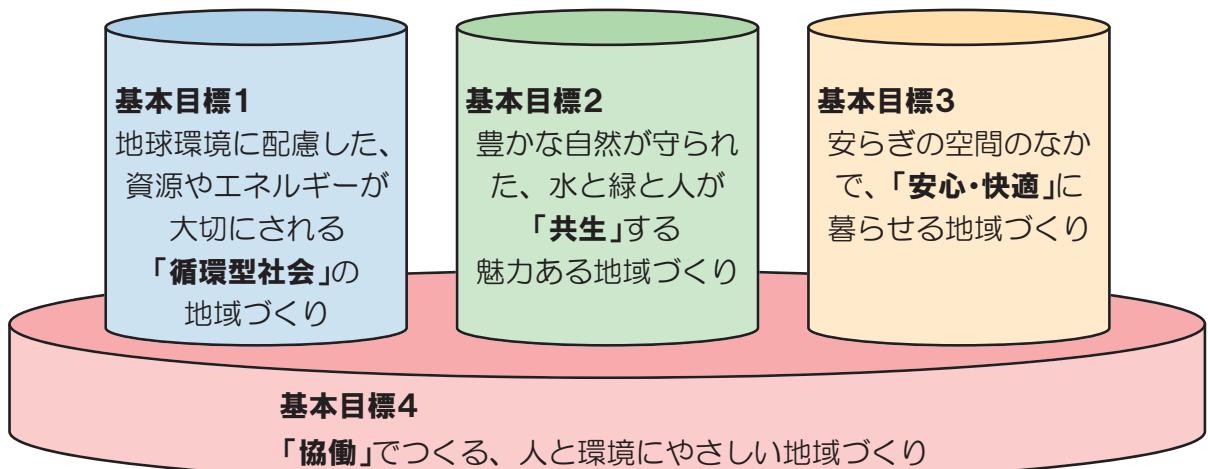
(2) 環境づくりの基本目標

「桑名・員弁地域がめざす環境」を実現していくため、環境に関する「循環型社会」、「自然との共生」、「安心・快適」、「協働（取り組みの基盤）」の大きな視点ごとに、4つの「基本目標」を位置づけます。

環境づくりの基本目標

- 基本目標 1** 地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる
循環型社会の地域づくり
- 基本目標 2** 豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する
魅力ある地域づくり
- 基本目標 3** 安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり
- 基本目標 4** 協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり

4つの基本目標の関係性のイメージ



(3) それぞれの基本目標の考え方

1. 地球環境に配慮した、資源やエネルギーが大切にされる 循環型社会の地域づくり

取り組みの考え方

地球温暖化をはじめ、人類の生存基盤に関わる地球規模の環境問題を解決するため、日常生活や事業活動のあり方を見直し、住民、事業者、自治体の各主体の参加と連携のもと、一体となった地球温暖化防止対策の取り組みを進め、地域での行動の一歩が地球環境問題につながっていく、地球にやさしい循環型社会のまちをめざします。

限りある資源やエネルギーの有効活用を図り、省資源・省エネルギーを促進するとともに、環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を積極的に推進していきます。

また、リサイクル技術や市場の体制などを把握しながら、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用等、有効かつ適正な処理の徹底を図ります。



資源ごみの回収

取り組みの項目

1-(1)

地球温暖化の防止

- ①温室効果ガスの排出削減

1-(2)

資源・エネルギーの有効活用

- ①再生可能エネルギー導入の推進

- ②資源の循環利用の推進

- ③省資源、省エネルギー対策の推進

1-(3)

廃棄物対策の推進

- ①廃棄物の発生抑制

- ②廃棄物の再使用・再生利用の推進

- ③廃棄物の適正処理

- ④廃棄物対策の推進基盤の整備

2. 豊かな自然が守られた、水と緑と人が共生する 魅力ある地域づくり

取り組みの考え方

地域の自然環境を守り、より良い状態へとしていくための取り組みが重要となります。生物の多様性を確保していくような生息地づくりや動植物の保護を推進するとともに、自然とのふれあうことのできる場と機会づくりを進めます。

また、地域における森林や農地などについて、それらが持つ、水源かん養や洪水災害の防止などに寄与する機能のほか、身近な緑の空間として暮らしに癒しをもたらす機能や、そこに生息する動物をはぐくむ場としての機能などを、今後も持続的に発揮していくよう、充実した森林環境、農地環境づくりを進めます。



多度のイヌナシ

取り組みの項目

2-(1) 自然環境の保全

①生物多様性の確保

②自然とのふれあい

2-(2) 公益的機能の保全

①森林の公益的機能の保全

②農地の公益的機能の保全

3. 安らぎの空間のなかで、安心・快適に暮らせる地域づくり

取り組みの考え方

住民の快適な生活の確保につながる、騒音、振動、悪臭などの防止について、関係法令に基づく規制や指導の強化、事業者の自主的な取り組み等によって、生活環境の維持・向上に努めています。また、工場や事業所、自動車からの排出ガスによる大気汚染や、工場・生活雑排水による河川や海浜、地下水の水質汚濁等について、関係法令に基づく規制や指導の強化、事業者の自主的な取り組みなどによって、良好な大気、水、土壌の確保、維持に努めています。

下水道整備および合併処理浄化槽の整備促進による生活排水対策、自然生態系に配慮した河川・海浜整備等を推進し、自然環境の保全を図るとともに、自然とのふれあいづくりを進めます。

水資源については、水源の保全を図り、水需要に応じた適正な水資源の確保に努めています。

まちなかにおける緑の確保などの、地域在来種によるまちの緑化を推進するとともに、里地里山の保全と活用を図り、自然生態系に配慮した都市環境づくりに努めています。



竜ヶ岳

取り組みの項目

3-(1)

生活環境の保全

①住環境の向上

②環境保全等への対応

③生活排水対策の推進

④水資源の確保

3-(2)

都市環境の保全

①景観に配慮したまちづくり

②公園、緑地の充実

4. 協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり

取り組みの考え方

一人ひとりの環境に対する関心や理解を深め、環境を大切にする意識を持った地域づくりをめざし、あらゆる機会や場面を捉えた環境教育・環境学習を推進していきます。

さらに、住民、事業者、環境活動団体等が行う具体的な環境保全活動の促進を図り、積極的な支援を行うとともに、各主体の連携をつなげていくことで、環境づくりの輪を地域全体に広げていきます。

また、桑名・員弁地域の環境に関する情報の発信・提供を積極的に進めるとともに、住民、事業者、自治体がいっしょになって、桑名・員弁地域の環境づくりに取り組んでいく、ひとの絆づくりに努めていきます。



ホタルの里づくり

取り組みの項目

4-(1)

環境教育・
環境学習の強化

①環境情報の整備

②学習機会の充実

4-(2)

環境保全活動の
推進

①住民・事業者・団体等の活動推進

②住民・事業者・団体等および行政の連携の推進

(4)

環境に関する取り組みの体系



4 環境づくりの取り組み展開方針

「環境づくりの取り組み展開方針」の構成

- ◆各項目の取り組みを展開していくにあたって、「共通取り組み」と「市町別取り組み」の2つの視点で進めています。

共通取り組み

- ・2市2町が共通して進めていく取り組みです。
- ・当該項目の取り組みのうち、桑名・員弁地域で連携しながら実施していく取り組み、およびそれぞれの市町において実施していく取り組みのなかから、特に地域全体として積極的に進めていくものを「共通取り組み」と位置づけています。

市町別取り組み

- ・各市町において進めていく取り組みです。
- ・当該項目における取り組みを展開していくにあたって、各市町の状況に応じて、それぞれの市町で進めていくものを「市町別取り組み」と位置づけています。

1

地球環境に配慮した、資源やエネルギーが 大切にされる 循環型社会の地域づくり

1-(1) 地球温暖化の防止

共通取り組み

取り組み名	緑のカーテンの推進
取り組み内容	室内温度の上昇を抑えるとともに、涼しげな印象を与える「緑のカーテン」の取り組みを、桑名・員弁の全域で積極的に進めています。住民の取り組みへの参加を進めていくことによって、一人ひとりが地球温暖化防止へ一歩踏み出すきっかけづくりをしていきます。
展 開	◆桑名・員弁地域の公共施設においては、原則「緑のカーテン」の実施をめざして取り組みを進めています。 ◆家庭および事業所に対し「緑のカーテン」の実施を呼びかけるとともに「緑のカーテン」に適した品種の種や苗、また、し尿汚泥肥料「ソワインコンポ」の配布を行い、実施に協力してもらいやすい環境づくりを進めています。

地域での取り組み事例

桑名市：「緑のカーテン自慢！」写真募集

- 市内において壁面緑化に取り組んでいる個人、団体・グループ、学校、事務所などを対象に緑のカーテンの写真を募集しています。
- 応募いただいた写真は、取り組み事例として市ホームページ等で紹介しています。なお、応募いただいた方全員に、ストック、パンジー、金魚草の三種類の種子、エコバック等を進呈しています。



個人宅での緑のカーテン

木曽岬町：グリーンカーテンの取り組み

- 庁舎や公民館などの公共施設について、省エネ対策の一環としてゴーヤなどのグリーンカーテンを実施しています。
- 町民や事業者に対しては、ゴーヤやひょうたんなどのつる性植物に対し、植栽に係る購入費用を助成しています。



福祉教育センターにおけるグリーンカーテン

市町別取り組み

①温室効果ガスの排出削減

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく CO ₂ 排出量削減に取り組むため、環境マネジメントシステムを適正に運用し、行政として率先して環境配慮行動を実践します。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において活動量把握調査を行い、毎年の CO₂ 排出量の把握 ・環境マネジメントシステムによって各職員に環境配慮指針を落し込み、CO₂ 排出量の削減を推進
	◆増加傾向にある家庭部門の CO ₂ 排出を抑制するため、市民の自発的な取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量を「見える化」する家庭用電力モニターの無料貸出を実施
いなべ市	◆地球温暖化防止対策として、庁舎内における温室効果ガスの排出削減に配慮した取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内で、デマンド監視装置を導入し、節電を実施 ・公用車における低公害車の導入促進 ・調達物品のグリーン購入の推進
木曽岬町	◆地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町民向け太陽光発電設備の新エネルギー普及支援補助金の交付事業の実施 ・太陽光発電設備の公共施設への設置 ・グリーンカーテン事業の推進 ・調達物品のグリーン購入の推進 ・公用車における低公害車の導入促進 ・庁舎内照明器具更新時の LED 化の推進
東員町	◆庁内一体で環境マネジメントを実施し、職員一人ひとりの環境保全意識の高揚を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・新人研修および半期ごとに光熱費や燃料の使用量の数値報告 ・環境推進員によるチェックと改善のための行動の実践
	◆地球温暖化対策実行計画に基づき、庁舎内における温室効果ガスの排出削減に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の公共施設への設置 ・グリーンカーテン、遮光カーテン等の積極的導入 ・調達物品のグリーン購入の推進 ・公用車における低公害車の導入促進 ・公共施設の照明器具更新時の LED 化の推進

1-(2) 資源・エネルギーの有効活用

共通取り組み

取り組み名	太陽光発電事業の普及・促進
取り組み内容	桑名・員弁地域において再生可能エネルギーが活発に利用されることをめざし、太陽光発電事業の設置を積極的に進めていきます。
展 開	<p>◆桑名・員弁地域における太陽光発電の普及をめざし、家庭用の太陽光発電設備の設置にあたっての支援を進めていきます。</p> <p>◆桑名・員弁地域における新規の公共施設の整備にあたって、一定規模以上の場合においては、原則太陽光発電設備の設置をめざして取り組みを進めていきます。</p> <p>◆既存の公共施設についても、施設の対応能力等を踏まえながら、行政による太陽光発電設備の設置や、民間への「屋根貸し事業」などを進め、太陽光発電の普及を図っていきます。</p>

地域での取り組み事例

桑名市：太陽光発電施設の普及の取り組み

- 平成25年度までに公共施設17施設(161kW)へ導入済みです。平成26年度までに2施設(77.4kW)に導入予定となっています。
- 太陽光発電を行う民間事業者に有償にて、市有施設の屋根の使用を認める公共施設屋根貸し事業を進め、再生可能エネルギーの普及促進とCO₂削減、また災害時の公共施設機能の強化に取り組んでいます。



桑名市役所庁舎における太陽光発電設備

木曽岬町：太陽光発電施設

- 小学校において太陽光発電設備を設置して再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、児童への環境学習ツールの一つとして活用します。
- 住宅用太陽光発電設備を設置する町民に対して2万円/kW（上限10万円）を助成して再生可能エネルギーの利用促進を図ります。



木曽岬小学校における太陽光発電設備

市町別取り組み

①再生可能エネルギー導入の推進

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆「桑名市スマート・エネルギー構想」および「桑名市新エネルギービジョン」に基づき、太陽光発電等の自然エネルギーや天然ガスを利用したクリーンエネルギーの普及に努めるなど市民の自主的な活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none">市民向け、中小企業向け太陽光発電設備等の新エネルギー普及支援補助金の交付事業太陽光発電設備の公共施設への設置および屋根貸し事業の実施EVなど次世代自動車の導入および急速充電器の庁舎への設置
いなべ市	◆自然エネルギーを利用して効率的なクリーンエネルギーの普及に努め、企業や市民の自主的な活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none">公共施設における太陽光発電設備の積極的な導入企業における小型風力発電の普及に対する助言援助市民に対する国の補助制度の紹介
木曽岬町	◆一般住宅への太陽光発電設備の設置者に対する補助金制度によって、普及促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none">町民向け太陽光発電設備の新エネルギー普及支援補助金の交付事業太陽光発電設備の公共施設への設置
東員町	◆太陽光など自然エネルギーの有効活用に対する啓発や国の制度の紹介など自然エネルギーの活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none">庁舎および公共施設における太陽光発電の継続的な実施町民への国の補助制度の紹介など自然エネルギーの活用についての推進庁舎および公共施設への緑のカーテンの推進公共施設における太陽光発電設備の積極的な導入

②資源の循環利用の推進

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆資源物やプラスチック製容器包装の再資源化を推進するため、可燃ごみ、不燃ごみに資源物等が混入しないよう、ごみの分別ルールや排出マナーの周知・啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの堆肥化等、ごみ発生抑制につながる啓発の推進 リサイクル推進施設（くるくる工房）における環境教育の充実 リサイクル製品の利用や再資源化に対する意識の醸成
いなべ市	◆資源の循環利用を推進するため、容器包装リサイクル品目の分別回収を徹底し、再資源化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ごみカレンダーやハンドブックの配布による分別方法の周知 自治会の協力でごみの分別説明会を開催するなど再資源化の推進
木曽岬町	◆町のイベント開催時にあわせてフリーマーケットを企画し、不用品の有効利用を図る機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 「伸びゆく木曽岬町のふれあい広場」開催時にフリーマーケットを開催し、不用品のリユースを推進 その他のイベントにおいてもフリーマーケットの開催を検討
東員町	◆町民が循環型社会を身近に感じられるように町民全体のごみ減量意識を向上させ、ごみの減量化をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> 廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料（BDF）による塵芥収集車の走行 生ごみ堆肥化の実施 雑紙を回収することでごみ減量化意識の向上をはかる取り組みの実施 フリーマーケットやリサイクルバンク事業の実施

③省資源、省エネルギー対策の推進

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆率先して環境関連法規を遵守し、環境に配慮した事務・事業活動を展開することで、資源の節約および循環的な利用、エネルギーの有効利用、並びに廃棄物の発生の抑制および排出の減量の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネオフィス活動(空調、照明、電気機器、自動車運行の適正管理)の徹底 ・公用車における低公害車の導入促進 ・公共施設照明器具等更新時のLED化推進 ・調達物品のグリーン購入の推進 ・太陽光発電等の新エネルギー普及のための補助金制度の実施
いなべ市	◆庁舎および公共施設において環境に配慮した活動を実施し、省資源・省エネルギー化の推進に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・間引き点灯や昼間の定時消灯に努めるなど庁舎および公共施設における節電の実施 ・窓ガラスへの遮熱フィルム貼付やエアコンの温度管理徹底によって、室内温度調整を実施 ・各庁舎における緑のカーテンの実施 ・調達物品のグリーン購入の推進 ・公用車における低公害車の導入促進
木曽岬町	◆環境に配慮した事務・事業活動を展開することや、木曽岬町環境管理指針を遵守し省資源・省エネに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等の新エネルギー普及のための補助金制度の実施 ・公共施設の照明や防犯灯の更新時におけるLED化の推進 ・省エネオフィスによる適正管理の徹底 ・公用車更新時にエコカーの購入を推進 ・公共施設におけるグリーンカーテンの実施 ・調達物品のグリーン購入の推進
東員町	◆庁舎および公共施設の節電および燃料など資源の節約によって消費量を抑制します。	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎および公共施設の太陽光発電量のパネル掲示による見える化 ・エアコンの適正な温度設定と管理 ・グリーンカーテンの積極的導入 ・公用車における低公害車の導入促進 ・公共施設照明器具更新時のLED化の推進 ・防犯灯更新時のLED化の推進 ・クールビスとその期間の延長

1-(3) 廃棄物対策の推進

共通取り組み

取り組み名	小学校等へのごみに関する出前講座
取り組み内容	廃棄物の発生を抑制するため、子どもの頃からごみについての理解を深めることをめざし、小学校等へのごみに関する出前講座を実施していきます。
展 開	<p>◆ごみがどのような場面で、どれくらいの量、発生しているか、またそれらがどのように処理されているのかなど、ごみに関する理解を子どもの頃から深めるための、ごみに関する出前講座の実施を進めていきます。</p> <p>◆小学校高学年では、ごみ処理施設および屎汚泥処理施設等の見学を実施していきます。</p>

地域での取り組み事例

東員町：ごみに関する出前講座

- クリーン作戦委員が各小学校のごみに関する授業の一環として、小学4年生を対象に、ごみがどのように回収および処理されるのかをビデオ等を使用して説明します。最後に自分たちがごみ減量に向けて実行したいことを短冊に記入して発表いただき、ごみ減量への意識の向上を目的としています。
- 塵芥収集車を各小学校に持ち込み、収集車に関することやこれに乗って働く人たちについて質問をいただき、それについて答えます。実際に子どもたちの前で作動させ、普段ごみの回収に使われる車がどのようにごみ袋の出し入れをしているのかを見せて、身近に感じてもらうことも目的としています。



ごみに関する授業



塵芥収集車による作業の実演

市町別取り組み

①廃棄物の発生抑制

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆資源物やプラスチック製容器包装の再資源化を推進するため、可燃ごみ、不燃ごみに資源物等が混入しないよう、ごみの分別ルールや排出マナーの周知・啓発に努め、ごみの減量化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進員研修会 ・小学4年生を対象に環境学習 ・自治会回収以外にクルクル工房やスーパー等駐車場での資源物回収など、資源を出しやすい環境づくり ・ごみ減量の調査研究
いなべ市	◆広報やホームページの活用によって分別方法を周知・徹底し、分別収集による資源回収を促進することでごみの減量化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やホームページへごみの分別方法とリサイクルについて掲載 ・ハンドブックや外国人向け（6か国語）に翻訳された分別早見表を配布 ・ごみ減量の調査研究
木曽岬町	◆広報やホームページ、パンフレット、回覧などを活用し、ごみ分別の周知を図り、資源ごみとしての回収を促進することで、ごみの減量化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やホームページへごみの分別方法とリサイクルについて掲載 ・定期的に分別方法のハンドブックを作成して周知 ・希望する自治会に対して分別説明会を実施 ・集積場に出された分別されていないごみの排出量について、集積場単位で調査し、自治会単位で分別指導を実施 ・ごみ減量の調査研究
東員町	◆町民や事業者の自主的な3R（リデュース：ごみを減らす、リユース：繰り返し何度も使う、リサイクル：ものを資源として生まれ変わらせる）運動をはじめ、ごみの減量化とごみを出さない生活様式などをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やホームページへごみの分別方法とリサイクルについて掲載 ・ごみの出し方ハンドブックを作成し、分別を周知 ・各種団体による資源ごみ回収 ・クリーン作戦委員会における委員への環境に関する勉強会およびフリーマーケット、リサイクルバンク活動の実施 ・ごみ減量の調査研究
	◆教育現場でのごみに関する説明会などを通して、ごみ減量の意識向上をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生のごみの授業に合わせてごみの分別や塵芥収集車に関する説明の実施 ・小学校における環境学習会の開催

②廃棄物の再使用・再生利用の推進

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆リサイクル推進施設（くるくる工房）における環境教育の充実を図ります。また、リサイクル製品の利用や再資源化に対する意識の醸成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・各種団体等の研修・視察等受け入れ ・生ごみの堆肥化（リデュース）、リユースショップ（リユース）、資源物回収（リサイクル）による3Rの推進
いなべ市	◆家庭などから排出される廃食用油からバイオディーゼル燃料（BDF）を製造し、廃棄物の再生利用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油の回収率増加に向けた、広報や説明会などによる分別方法の周知 ・製造したバイオディーゼル燃料（BDF）を薑芥収集車や重機の燃料として利用 ・バイオディーゼル燃料（BDF）を民間へ提供することについての調査研究
	◆生ごみの堆肥化を促進するなど、市民の自主的な3Rに基づく循環型社会の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報などの啓発活動による、生ごみ堆肥を利用した土作りの推進 ・各家庭に対して、生ごみ堆肥化容器やコンポストの購入補助金を交付
木曽岬町	◆啓発活動の推進をはじめ、生ごみ処理機の購入や資源の集団回収への支援等を通じ住民の自主的な3R運動を促進し、ごみの一層の減量化、ごみを出さないライフスタイルへの転換を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機購入補助 ・コンポスト購入補助 ・資源ごみ回収団体育成助成金 ・資源ごみ回収事業地区報奨金制度
	◆家庭から排出される生ごみ中の水分の除去の手法について、検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ中の生ごみに含まれる水分の除去分離について、先進自治体の視察等を通じて実施の可能性について調査を実施
	◆小型家電リサイクル法に基づく廃家電を別回収し、レアメタル等の回収に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月から家庭から排出される小型電化製品（パソコンや携帯端末を除く）の分別回収を行い、リサイクルを推進
東員町	◆環境問題に携わる各団体や教育現場でのごみに関する説明会などを通して、さまざまな年代の人たちにごみ減量の意識向上をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーン作戦委員会における、年数回、委員を対象にしたごみに関する勉強会や小学4年生を対象にした子ども環境特別教室
	◆フリーマーケット、リサイクルバンク活動の推進ごみの減量化とごみを出さない生活様式など循環型社会の形成をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報に掲載しているクリーン作戦によりによるごみ減量に関する啓発 ・堆肥化事業を実施するNPO団体への支援 ・フリーマーケット、リサイクルバンク活動の推進
	◆生ごみ堆肥化容器等の2度目の購入に対しても補助対象としたことで、今後より一層の普及促進のために啓発活動に努め購入者の増加をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化容器等設置補助事業の推進
	◆家庭や公共施設などから排出される廃食用油の再生利用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油の回収率増加に向けた、広報等による周知 ・精製したバイオディーゼル燃料（BDF）を薑芥収集車の燃料として利用
	◆小型家電リサイクル法に基づく廃家電を別回収し、レアメタル等の回収に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場で小型家電の回収を行い、リサイクルを推進

③廃棄物の適正処理

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆一般廃棄物（ごみ）の中間処理施設であるリサイクルの森（桑名広域清掃事業組合）と連携して、廃棄物の適正処理に努めます。また、現処理施設の今後のあり方について広域的に検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 「資源物・ごみの分け方、出し方」パンフレットの全戸配布 広報くわな、ホームページ等による情報発信 RDF 焼却・発電事業の事業期間が平成32年度までの期間とされたため、その後の対応を関係市町と協議
	◆民間事業者の活用を図るなど、効率的な収集運搬体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> 可燃・プラスチックごみ収集運搬業務の一部を民間委託
	◆残土・がれきなどの一般廃棄物埋立処分場の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 搬入指導し残余容量の把握と整備調査
	◆広域的な事務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 1市2町（桑名市および木曽岬町、東員町）でごみ袋の統一化を協議
いなべ市	◆あじさいクリーンセンターについて、安全な運転管理と適正な維持管理を行い、施設の長期的な運営と効率的な運用を行います。	<ul style="list-style-type: none"> あじさいクリーンセンターの長期延命化対策工事の実施による、CO₂の3%削減、熱利用による発電 職員に対する定期的な教育指導の徹底による運転管理能力の向上など、故障・事故の事前防止策を実施
	◆一般廃棄物最終処分場について、埋め立て残容量の確保と、施設の長期的な運営と効率的な運用を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の排出先の現場確認に直接出向くなど、産業廃棄物が混入されない監視体制
木曽岬町	◆資源循環センター「リサイクルの森」やプラスチック圧縮梱包施設を活用し、広域的な連携によるごみ処理を一層推進します。また、現処理施設の今後のあり方について広域的に検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に分別方法のハンドブックを作成して分別を周知 RDF 焼却・発電事業の事業期間が平成32年度までの期間とされたため、その後の対応を関係市町と協議
	◆排出者の自己責任において産業廃棄物の適正処理が行われるよう、指導を強化していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の不適正な保管や処理が行われないよう定期的に警察や三重県等の関係機関と協力してパトロールを実施
	◆広域的な事務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 1市2町（木曽岬町および桑名市、東員町）でごみ袋の統一化を協議
東員町	◆広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じて適正な分別排出の徹底に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> RDF 焼却・発電事業の事業期間が平成32年度までの期間とされたため、その後の対応を関係市町と協議 事業者の一般廃棄物処理に関する指導 広報やホームページにごみ分別に関する情報の掲載 ごみの出し方ハンドブックを作成し、分別を周知
	◆最終処分場について、埋め立て残容量の確保と、施設の長期的で効率的な運営を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 残容量の把握と搬入時の指導の徹底
	◆広域的な事務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 1市2町（東員町および桑名市、木曽岬町）でごみ袋の統一化を協議

④廃棄物対策の推進基盤の整備

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆廃棄物の不法投棄防止に関する広報活動をはじめ、監視活動を行う環境監視員（エコポリス）の増員や警察、県および関係機関との連携強化等によって廃棄物の不法投棄の防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄監視パトロール ・不法投棄禁止看板の配布 ・広報等による不法投棄防止の啓発 ・環境監視員の募集
いなべ市	◆地域住民や民間事業者と連携し、不法投棄防止のための監視を実施し、不法投棄を防止します。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境パトロール員が市内を巡回し、不法投棄防止のための監視等を実施 ・自治会と協力して不法投棄物を撤去・回収し、清掃美化活動を推進 ・不法投棄禁止看板の支給
木曽岬町	◆県および周辺市町との連携強化による指導、監視を推進し、より広域での産業廃棄物処理対策を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の不適正な保管や処理が行われないよう定期的に警察や三重県等の関係機関と協力してパトロールを実施 ・また、不法投棄などに関する研修会などに積極的に参加による、職員のスキルアップ
	◆関係機関との連携を図るとともに、自治会への協力を呼び掛け、ごみの不法投棄に対する住民からの情報提供を促します。また、関係機関と連携して環境パトロールを実施し、監視体制を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や警察と協力し、定期的な巡回による、不法投棄の未然防止および早期発見 ・郵便局と締結している郵便配達員による不法投棄監視・通報制度についての確実な運用を推進 ・道路や空地の除草作業の推進による、不法投棄されにくい環境整備
東員町	◆行政・町民による不法投棄の監視を強化し、町内企業と協働し、町民と一緒にとなって、より一層の啓発活動に努力するとともに、桑員地域における自治体間の連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄監視のため巡回を実施し、不法投棄の多い箇所は看板やカメラを設置して監視を強化 ・町民、企業、職員で町内の不法投棄一斉清掃活動を実施 ・近隣市町との連携による、不法投棄に関する情報交換

2

豊かな自然が守られた、 水と緑と人が共生する魅力ある地域づくり

2-(1) 自然環境の保全

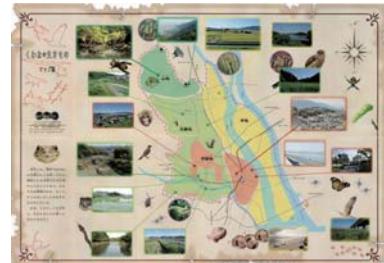
共通取り組み

取り組み名	希少動植物の調査・保護
取り組み内容	桑名・員弁地域に生息する希少動植物の状況について、圏域住民を中心とした市町域を超えた連携による調査を実施するとともに、その保護を進めていきます。
展 開	<p>◆桑名・員弁地域に生息する希少動植物の状況について、圏域住民および有識者、関係団体、行政等が連携しながら、市町域を超えた調査活動を進めていきます。</p> <p>◆調査結果のデータベース化を進めることで、今後の住民活動や開発行為等における基礎データとしていきます。</p>

地域での取り組み事例

桑名市：市内の生きもの調査

- 平成20年度から、自然環境調査計画事業の一環として、市内に生息する生きものを把握するため、有識者を桑名市自然環境保護推進員として委嘱し、現地調査を行っています。現在、調査結果のデータベース化を図っています。
- 平成24年度には、調査結果をまとめた冊子とマップを作成し、小中学校へ配布しました。



くわなの生きもの マップ版

東員町：子どもたちによる希少生物の生態観察

- 地元で自然環境の保護に取り組むボランティアの方々に講師を依頼し、毎年小学生の受講者を募って環境講座「とういんネイチャーくらぶ」を実施しています。
- 子どもたちに自分の住んでいるまちにも希少生物がいることを知らせ、その生態を観察することを通じて、希少生物を保護することが自然環境を守ることにつながることを学ぶ場としています。



とういんネイチャーくらぶの活動

市町別取り組み

①生物多様性の確保

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆農産物被害の防止のため、有害鳥獣の駆除・捕獲により、バランスのとれた生態系を構築していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の設置や、山麓（住宅側）に棲みついた獣の捕獲 ・動物追い払い用煙火（花火）などによる地域ぐるみでの追い払い活動
	◆市内の現地調査を行い、動植物の情報収集に努めます。その情報を基に保護等の施策を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の有識者への自然環境保護推進員を依頼および現地調査
いなべ市	◆希少動植物などの分布・文献調査をもとに普及啓発を行い、希少動植物の保護活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度まで実施した分布調査をもとに希少動植物の分布状況や生態を把握し、報告書を作成したうえで保護活動を啓発 ・貴重な湿地性植物が生育する野入溜の湿地の自然環境維持
	◆里地里山の生態系を維持するには、山間の耕作地や山林の手入れが日常不可欠であり、山間地の耕作放棄地や里地里山の荒廃を防ぐため、獣害防止設備の設置や有害鳥獣の駆除に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器による有害鳥獣駆除を猟友会に委託 ・電柵等設置の材料費を一部補助 ・捕獲檻の作製または購入の費用を一部補助 ・獣害パトロールおよび追払いの実施 ・緩衝帯整備を支援するために作業員の派遣
木曽岬町	◆農産物被害の防止のため、関係機関と連携し有害鳥獣の捕獲や駆除に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・木曾岬町鳥獣被害防止計画に基づき、関係機関と連携し有害鳥獣の捕獲を推進
	◆閉鎖水域における水質の改善を図るために、生息生物の調査を行い、対策を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内中央幹線排水路や一級河川鍋田川などの閉鎖水域に生息する生物（ゾウギョ・ミドリガメなど）調査の実施と対策の検討
東員町	◆希少野生動植物種の保護や農地の持つ公益的機能の増進を図るために地域住民による持続的な生産活動や多様な保護管理活動を支援します。さらに、河川など水辺の豊かな自然環境を保全・整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・トウインヤエヤマザクラ、イヌナシ、観音もみじなど町内の指定天然記念物の保護活動の継続、ネコギギ、シロヒレタピラ・ヒメタイコウチなど絶滅危惧種の保護
	◆有害鳥獣による農作物の被害防止のための対策に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣による農作物被害発生の際には広報等による注意喚起や関係機関への協力を要請

②自然とのふれあい

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆国営公園と一体的に機能することでより良い水辺環境、交流空間となるよう、国と連携しながら必要に応じて、国営公園周辺地域の再整備を図り、地域特有の水辺環境が保全されるよう努めます。	・防災機能も兼ねた公園として、国と協力して整備を進め、環境保全に取り組む
	◆桑名城跡である九華公園は、歴史を感じながら四季を通じて楽しめる水辺空間です。より親しみやすく快適な憩いの場となるよう、堀の水質浄化等の環境対策に取り組みます。	・指定管理者制度を活用し、民間の活力とノウハウを活かすことで環境保全・対策に取り組む
いなべ市	◆梅林公園、ぼたん園、パークゴルフ場を中心に農業公園の集客交流機能を向上させるために園内施設を充実します。	・3月に「梅まつり」、4月下旬から5月上旬にかけて「ぼたんまつり」を開催 ・安全安心な地元野菜を中心としたピュッフェスタイルのレストラン「フラール」を配置
	◆植物に触れる青空ティサービスを実施し、介護予防、引きこもり防止とともに高齢者の生きがいづくりを行います。	・自宅に引きこもりがちな後期高齢者を対象に、野外へ出る機会を提供する園芸福祉青空ティサービスを実施
木曽岬町	◆県等と連携し、鍋田川の水質改善を促進し、親水空間の創出に努めます。	・県管理河川である一級河川鍋田川の水質改善を三重県に要望
	◆県等と連携し、中央幹線排水路の水質浄化を推進するとともに、遊歩道を整備し、だれもが親しめる親水空間の創出に努めます。	・中央幹線排水路に流入する富栄養素を取り除くための導水管の整備による水質改善、および親水機能の向上
	◆弘法池、中央幹線排水路沿いの遊歩道やポケットパーク、グルービーパーク木曽川など、生活にうるおいを与える親水拠点の整備、活用を推進します。	・遊歩道やポケットパークについて、除草作業などの維持管理の適切な実施による利用促進
	◆鍋田川桜堤並木を保全するため町道および堤防体の機能強化とともに、自然との調和を図っていきます。	・町道鍋田川線の改善が必要な箇所について適切な補修を行い、騒音・振動対策を実施 ・沿線の桜並木については間引きを行い、観光資源として適切に維持管理
東員町	◆住民の生活と自然環境が調和し、生涯にわたり快適に暮らせる環境づくりを推進します。	・河川など水辺の豊かな自然環境の保全・整備
	◆中部公園をはじめ、街区公園やため池公園、農村公園等の整備、活用を推進します。	・環境保全機能、景観形成機能、防災上の機能も兼ねた施設として、適切に維持管理 ・中部公園については、物産販売など積極的に利用
	◆河川、水路や公園内等の水辺環境の保全、改修を推進します。	・水に親しむことのできる空間、公園内の親水エリア等を自然環境に配慮し整備

2-(2) 公益的機能の保全

共通取り組み

取り組み名	農地の荒廃防止
取り組み内容	農地が持つ公益的機能を保全していくようその荒廃を防止するため、耕作放棄地を有効活用する取り組みや、環境に配慮した農地環境づくりを進めています。
展 開	<ul style="list-style-type: none"> ◆耕作放棄地となっている農地を活用することで、農地の持つ公益的機能の保全を図っていきます。 ◆地域の実状に応じた農産品の特産地化をめざした取り組みや、景観作物の栽培による農地の有効活用などについて、積極的に進めています。 ◆農地を生息域とする小動物等の生息環境を確保できるよう、環境に配慮した農地保全を促進していきます。

地域での取り組み事例

東員町：耕作放棄地再生利用の取り組み

- 耕作放棄地の再生利用の取り組みとして、町内2カ所の実証ほ場にて、赤しそ、そば、いちじくの栽培・管理・運営を実施しています。
- 赤しそについては、近隣にて販路が確立されており、産地となるように努めています。そばについては、東員町農業祭などのイベント開催時にバザーにて活用する予定です。また、いちじくについては、小学生を対象とした収穫体験のため苗木の植付を行う予定です。



耕作放棄地再生利用の実証ほ場

いなべ市：環境に配慮した農地保全

- 農地保全区域の用排水路整備にあたっては、地域の合意のもとに、水生生物の生息空間を含めた水路を整備しています。
- 道路や水路の新設にあたっては、動物の移動空間を確保しています。



環境に配慮した農地保全

市町別取り組み

①森林の公益的機能の保全

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆水源かん養、観光や教育の場としての森林等の公益的機能を保全します。	・市民・企業等の参加による不要木の伐採や広葉樹林の整備、植樹など
いなべ市	◆森林所有者が適正な森林業を行えるよう、各種補助事業を普及します。	・市内民有林の造林補助（国・県補助）事業の申請に対し事務補助の実施
	◆自然環境保全地域等における松林等の公益的機能を保全します。	・松林を保全するための、時期をみた樹幹への薬注の実施
木曽岬町	◆町の上水道や農業用水の水源となる木曽川上流域の森林を保全するため、上流区域との交流事業を展開します。	・上流区域の水源を保全するため、上流区域市町との交流を深め、上流区域で行われる不要木の伐採事業などに参加するなど、交流事業を実施
東員町	◆暮らしに身近な森林を整備することによって、生活環境の保全や向上を図ります。	・「みえ森と緑の県民税」の交付金を活用した、荒廃が進んでいる緑地帯や森林地帯を対象とする、倒木の恐れのある樹木の除去等

②農地の公益的機能の保全

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆親水・景観に配慮した排水路等の整備を進め、快適な農村環境の形成を図ります。	・排水路改修工事にあたっての、既存石積排水路を残す自然環境保全型整備
いなべ市	◆農地の保全と生産基盤整備を推進するため、農業用水路、道路、排水路を整備します。	・農地保全区域の用排水路整備にあたっては、地域の合意の元に、水生生物の生息空間を含めた水路を整備 ・道路や水路の新設にあたっては動物の移動空間を確保 ・環境に配慮した土地利用としては自然環境の保全、再生、創出を検討
木曽岬町	◆農業振興地域整備計画に基づき、適正な土地利用に努め、良好な農地を保全します。	・違反農地転用に対しては、関係機関と連携して指導を実施 ・農地・水・保全事業を活用し、地域における農地や農業用排水路、農道などの維持管理事業を推進
東員町	◆安全・安心な食を提供する自立した農業の実現に向け、多面的な農業振興施策を総合的、計画的に推進し、持続可能な農業をめざします。	・減農薬・減化学肥料栽培の促進など、環境にやさしい農業の促進

3

安らぎの空間のなかで、
安心・快適に暮らせる地域づくり

3-(1) 生活環境の保全

共通取り組み

取り組み名	河川の水質調査の実施
取り組み内容	河川の良好な水質を確保していくとともに、河川への意識を高めるため、圏域住民が主体的に関わりながら取り組む水質調査活動を進めています。
展 開	◆河川の水質を良好な状態に保っていくためには、排出する水質の徹底した管理が求められるとともに、住民の一人ひとりが河川についての意識を高めていくことが大切になります。そのため、圏域住民が中心となった河川の水質調査活動を、圏域全体での連携のもと進めています。

地域での取り組み事例

東員町：町内河川での水質調査

- 毎年、町内を流れる9河川16箇所において水質調査を実施しています。
- また、河川に流入する工場から出る排水、また水路についても水質調査を実施し調査結果を町広報、ホームページで公表し住民にお知らせしています。



町内河川での水質調査

木曽岬町：中央幹線排水路の水質検査

- 地域用水環境整備事業の一環として中央幹線排水路の水質状況について、定期的に調査を実施し、水質状況の経年変化を監視しています。



中央幹線排水路の水質検査装置

市町別取り組み

①住環境の向上

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆空き地等の監視活動を強化し、所有者に対する適正管理の指導・要請を行います。また、ペットの鳴き声や糞等についても飼い主等へ適正な管理要請を行います。	・ペットのフン禁止看板の無料配布 ・ペットのフン禁止等についての広報等での啓発
	◆桑名市斎場「おりづるの森」について周辺環境に配慮し、適正な維持管理に努めます。	・斎場施設の定期的な保守点検 ・管理運営業務委託会社と連携した斎場の整備
いなべ市	◆北勢斎場について、周辺環境に配慮した事業活動を展開し、施設を適正に維持管理することで、住環境の向上を図ります。	・設備の定期検査など、契約業者との連携による安定した維持管理・運営の実施 ・施設管理人に対する教育指導や施設整備によって、遺族が安心して故人を弔える環境づくり
	◆いなべ市環境美化条例に基づき、衛生的な生活環境の保全を推進します。	・空き地・空き家等の所有者に対する適正管理の指導・要請
	◆自家用車の利用を抑えつつ公共交通利用を拡大していくため、自主運行バスの利便性向上と利用促進を図ります。	・自治会要望等に基づき変更可能なものへの対応 ・ダイヤや路線の見直し、充実
木曽岬町	◆三重県総量削減計画に基づく、国道23号沿線地域や町道鍋田川線沿線地域の環境基準を保全します。	・定期的に沿線地域の生活環境調査等（騒音・振動）の実施
	◆航空機による騒音・電波障害などの環境影響について、隨時監視しながら関係機関との調整を図ります。	・町内にある航空機騒音観測点数値や三重県による定期的航空機騒音調査を継続し、騒音レベルを監視
	◆公共交通利用を拡大していくため、自主運行バスの利便性向上と利用促進を図ります。	・定期的に利用者アンケートや満足度調査を実施してニーズを把握 ・町の地域公共交通会議にてダイヤ等の改善策について検討
	◆火葬場の適切な維持管理を行うとともに、周辺環境の整備を進めます。また、長期的な視点から火葬場整備について検討を行います。	・既存施設更新に際しては火葬場更新計画を策定し整備するとともに、周辺環境も含めた長期的な整備計画を検討
東員町	◆環境汚染の防止、衛生的な環境確保など良好な地域環境の保全を推進します。	・墓地・火葬場について、安らぎのあるより良い環境づくり ・河川や道路の一斉清掃や美化活動の推進 ・緑と花のあるまちづくりをめざした、花苗や苗木の配布などの実施
	◆公共交通の利便性の向上や、人や環境にやさしいバスなど地域公共交通機関の充実に努めます。	・町内の公共交通機関の連携を強化し、鉄道、路線バス、オレンジバスの維持確保 ・東員町地域協働推進事業計画に基づく事業実施および利用促進
	◆東員町環境美化条例に基づき、衛生的な生活環境の保全を推進します。	・ペットのフン禁止等についての広報等での啓発 ・空き地・空き家等の所有者に対する適正管理の指導・要請

②環境保全等への対応

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆騒音・振動・悪臭については、法令等に基づき迅速に指導を行い、大気・土壤汚染、水質汚濁や廃棄物処理等については、県と連携を図りながら発生源への防止対策を強化し、新規工場等と環境保全協定を締結し公害の未然防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの相談、苦情についての、現地確認、原因の調査 油漏れなどによる水質汚濁に対応するため講習会への職員の派遣
	◆大気・水質・騒音・振動といった環境汚染の測定箇所の拡充を図るなど実態の監視を強化するとともに、工場・事業所の公害防止施設の整備や改善等の指導・要請を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 工場、事業所への定期的な測定結果の報告の要請および基準値の監視 騒音規制法に基づき地域内の生活環境調査等（騒音・振動）の実施
いなべ市	◆騒音・振動および悪臭等については、法令等に基づき迅速に適切な指導を行い、大気汚染、水質汚濁や廃棄物処理等については、関係機関と連携を図りながら発生源への防止対策を強化し、公害の未然防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 職員の各種公害防止講習会や研修等への参加 市民等からの相談、苦情についての現地確認、原因調査
	◆公害による環境汚染の測定箇所の拡充を図るなど実態の監視を強化し、工場・事業所の公害防止施設の整備や改善等の指導・要請を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 新規および未締結の事業所と環境保全協定締結を推進 環境保全協定に基づく工場、事業所から提出された定期的な測定結果報告による基準値の監視
木曽岬町	◆中央幹線排水路等の水質検査を継続的に実施し、水質状況を監視します。また、一級河川鍋田川の水質改善策を検討します。企業に対しては、公害防止の取り組みについての指導などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 河川や中央幹線水路の水質調査を定期的に実施し、水質状況を監視 一級河川鍋田川の河川管理者に対し水質改善を要請し改善策を検討 警察や三重県などと連携し、ヤード等の立入検査等を行い、水路への油流出事故の未然防止 国土交通省が主催する油流出事故対応研修会への参加による、職員のスキルアップ
東員町	◆水質汚濁、騒音、悪臭、振動などの公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、未然防止および適切な対応に努めます。また水質調査等の環境調査も定期的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁をはじめ、騒音、悪臭、振動などの公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進 町民等からの相談、苦情についての現地確認、原因調査
	◆環境測定の箇所の拡充を図るなど公害の監視を強化し、工場・事業所の公害防止施設の整備や改善等の指導・要請を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全協定に基づく工場、事業所から提出される定期的な測定結果報告による基準値の監視

③生活排水対策の推進

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆下水道認可区域および農業集落排水区域を除く地域において、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水による公共水域の水質汚濁防止に努めます。	・合併処理浄化槽を設置にあたっての設置費用の一部補助
	◆流域関連公共下水道事業認可区域を計画的に拡大し、整備推進を図ります。また、単独公共下水道事業の長島地区では、高度処理施設で水質保全を図ります。	・長島浄化センターでの高度処理運転による窒素・リンを含めた水質保全
	◆供用開始した区域においての水洗化率の向上に努めます。	・長島地区の未接続世帯を訪問・面接し、接続できない理由を調査し、水洗化率の向上を推進 ・長寿命化支援制度を活用した、施設の計画的な改築
	◆下水道施設の機能を十分に発揮させるため、本管、取付管の清掃および管内面補修、施設の機器点検および修繕、水質および汚泥の検査を計画的に進めます。	
いなべ市	◆早急に下水道の未整備地区の整備を促進します。また水洗化率を向上します。	・未接続調査を行い、未接続者台帳を整備することによって推進対象を明確化し、接続啓発（戸別訪問）を推進
	◆施設機器の保守点検を行うなど、適正な維持管理をします。	・農業集落排水施設（処理施設・ポンプ施設）において、中央監視システムをメインに施設機器の更新を実施 ・公共下水道区域内のマンホールポンプ施設について計画的に施設を更新し、良好な施設機能を確保
	◆下水道区域を見直し、農業集落排水を公共下水道へ転換します。	・下水道未整備区域や区域外編入等の見直しを行い、農業集落排水区域の公共下水道区域への編入を県と協議し、都市計画および下水道変更事業認可申請等を実施
	◆生活雑排水などを適正に処理するため、浄化槽の適正管理を促進し、水質汚濁を防止します。	・県と協同し、不適正管理者に対する指導
木曽岬町	◆処理場や管路をはじめとする下水道施設・設備について、老朽化の状況等をふまえ、計画的、効率的な維持管理を推進し、長寿命化を図ります。	・長寿命化計画を策定し、マンホールポンプおよび処理場の機械・電気設備の健全度評価を実施 ・最適な再構築・長寿命化対策についての計画策定を行い、予防保全的な管理と計画的な改築を実施
	◆下水道施設への負荷の軽減に向けて、利用者への啓発を行います。	・広報等を通じて油などを直接下水に排水しないよう啓発
	◆水洗化率100%をめざし、未加入者の加入を促進します。	・広報等を通じて下水道未接続世帯に対する加入の促進
東員町	◆下水道事業の計画区域の見直しを図り、下水道事業の推進に努めます。	・下水道事業の計画区域の見直し ・下水道事業の進捗に伴い、し尿や浄化槽汚泥が減少していることから、広域的連携による効率的な処理を推進 ・許可業者の収集・運搬業務が適正に遂行されているかの確認と指導

④水資源の確保

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆桑名市水道水源保護条例のもと、桑名市の水源の水質汚濁の恐れがあれば水源保護審議会を開催し問題の解決を図り、水資源の安全の確保に努めます。	・水源保護条例に基づいた、水源に問題等があった場合の水源保護審議会の開催
いなべ市	◆将来にわたり、安全で安心できるおいしい水の供給を行うため、水資源の保全に取り組みます。	・水道水源保護条例に基づき、開発行為によって水源に影響を及ぼす恐れがある場合、水源保護審議会を開催し、水質の汚濁防止を推進 ・情報誌やホームページでの啓発、現地見学会などを通し、水資源の大切さや節水意識の高揚を推進
木曽岬町	◆生活排水による水質汚濁などの環境関連情報の周知を図り、住民の公害防止意識の高揚に努めます。	・木曽川における水質調査を継続して実施し、水質状況を監視 ・広報等を通じて下水道の接続を促し、水質汚濁の防止を推進
	◆漁場環境の向上に向けて、木曽川流域や伊勢湾沿岸地域の市町村と協調し、水質改善を図ります。	・木曽川流域の市町と協働し、伊勢湾におけるごみ等の漂着物対策を推進
東員町	◆安全な水を安定して供給するため、計画的な水道施設の補修、更新、適切な維持管理体制の構築を進め、ゆとりある施設能力を確保するとともに、水源保護に努めます。	・節水意識の高揚 ・水環境・水資源に関わる啓発活動の促進 ・施設の老朽化に対応し、水道施設の計画的な整備 ・水源保護地域の指定

3-(2) 都市環境の保全

共通取り組み

取り組み名	花づくり活動の実施
取り組み内容	快適なうるおいのある環境づくりをめざし、圏域住民が中心となった花づくり活動を実施していきます。
展開	◆沿道や公共施設などに季節の花が咲くことで、住民と訪問者にうるおいや安らぎが与えられるよう、圏域住民が中心となった花づくり運動に取り組んでいきます。

地域での取り組み事例

いなべ市：花づくり活動

- 花とみどりあふれる快適な生活環境づくりを推進しており、住民が主体となって行う地域での「花づくり運動」に助成しています。
- 対象は市内の自治会および市民で構成される団体で、花、苗および種代ならびに肥料代について支援しています。



花づくり活動

東員町：花づくり活動

- 学校や自治会など町内各種団体等に、年2回花苗および肥料を配布して、沿道や公共施設などに植栽をお願いしています。



町役場における植栽

市町別取り組み

①景観に配慮したまちづくり

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆市内各所の景観特性に応じた景観保全・整備等を進めるとともに、屋外広告物等の規制・誘導を行い、桑名市らしい景観形成を図ります。	・県条例に基づき、許可を受けていない貼紙、貼り札等の簡易除却
	◆景観法に基づく景観重要建築物・景観重要樹木の指定を進めます。	・指定物件についての検討
	◆景観計画における景観形成基準に沿って、建築物等の行為に対し、形態・意匠・色彩等について啓発・誘導を図ります。	・届出対象行為に対する事前相談 ・届出の審査
いなべ市	◆豊かな自然環境や歴史・文化を反映した地域資源を活かし、市民、事業者、行政が一体となって魅力ある景観形成を図ります。	・貴重な文化財を保護するとともに、歴史的な資源として有効活用し、魅力ある景観形成を推進 ・個性ある町並みを創出するため、阿下喜駅周辺の昭和の町並みを活かした景観形成を推進
木曽岬町	◆水田から立ち上がる石垣、列状の家並みなどの輪中資源を保全し、輪中のまちとしての景観の保全を図りながら、町都市マスタープランに基づき住環境整備を図ります。	・輪中のまちとしての特色を再認識してもらうため、町民が学ぶ機会を提供 ・街路灯、案内サインなどの整備にあたっては、デザインに配慮した、沿道に彩りを加える良好な景観づくりを推進 ・都市マスタープランに基づく住環境整備
	◆鍋田川堤防の桜並木を周辺環境に配慮しながら桜の名勝地として保存しています。	・沿線住民の理解を得ながらまちの木“桜”的適切な管理を実施
東員町	◆快適で美しいまちの景観の形成を図るとともに、町民の合意に基づき、自然景観や田園・丘陵と共生する町並みの保存と計画的な景観づくりを進めています。	・町民や関係機関との連携を図った、地域の特性を活かした景観の保全 ・町の玄関となる三岐鉄道各駅周辺、役場周辺などの、公共サインの統一など、景観に配慮した整備

②公園、緑地の充実

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆都市のうるおいや防災の機能を含めた貴重な資源として、市内に残された緑の確保に努めます。水郷県立自然公園に一部指定されている多度山をはじめとする養老山地の豊かな自然環境を守るために、市民協働による多度山周辺樹林地の保全・整備に努めます。	・ボランティアによる間伐作業 ・アカマツ林の再生活動 ・地元ボランティア団体による植樹活動 ・企業による間伐、植樹活動等、多度山周辺樹林地の保全、整備 ・地元との協力による緑地等の維持管理
	◆樹木や花の植栽を進め、憩いの場としての環境づくりに努めるとともにオープンスペースの確保、バリアフリー化等、機能充実を図ります。	・樹木の維持管理における、老木などの植え替
いなべ市	◆遊歩道や散策路整備などによって、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場所として都市公園を整備します。	・員弁大池東側に散策路の設置を行い散策路からの眺望や森林浴を楽しめる自然と親しむゾーンを開設し、市民の憩いの場として整備
	◆地域の花づくり運動を支援し緑化活動を推進します。	・市民等が行う花づくり運動の経費の一部を助成
木曽岬町	◆「緑の基本計画」に基づき、公園緑地を整備するとともに、既存公園の適切な維持管理に努めます。	・緑の基本計画に基づいた都市公園の整備計画 ・既存都市公園の適切な管理や保守点検を実施
東員町	◆町民の憩いの場、交流の場を確保するため、恵まれた自然環境を生かした魅力ある公園・緑地・水辺等の整備に努めます。	・河川や水路等について、自然環境の保全に留意しながらの河川改修 ・水と親しむことのできる環境の整備 ・中部公園については、地元農産物等の販売など積極的な利活用策を検討 ・身近で、子どもから高齢者までが利用でき、さまざまな機能を備えた公園・広場等の整備改修 ・環境に配慮した遊歩道の整備の検討

4

協働でつくる、人と環境にやさしい地域づくり

4-(1) 環境教育・環境学習の強化

共通取り組み

取り組み名	環境学習会の開催
取り組み内容	桑名・員弁地域における自然環境や社会的な環境問題などについての情報を発信するとともに、理解を深め、住民の一人ひとりが主体的な行動ができるることをめざし、さまざまな機会における環境学習会を開催していきます。
展 開	<p>◆地域の環境についての状況を知ってもらい、環境についての関心を高めていくため、さまざまな機会を活用した環境学習会を開催していきます。</p> <p>◆行政域を越えた市町の連携によって、圏域住民が広く参加できる環境学習の場づくりを進めています。</p>

地域での取り組み事例

桑名市：取り組んでいる環境学習会

- 平成25年度から、市内小学校において地球温暖化対策の重要性や省エネルギーなどについて出前講座を実施しています。
- 電気の大切さを体感するために、自転車発電機や手回し発電機を活用し、身の回りの電気製品を自転車発電で作動させる体験を行っています。
- 市内小学生の親子を対象として、同日に複数の場所で生きものを観察する「くわなの生きもの」観察会を実施しました。



くわなの生きもの観察会

いなべ市：取り組んでいる環境学習会

- 月1回自然講座を実施することで公園に関心を持ってもらい、ボランティア育成につなげています。
- 自治会や小学校によるあじさいクリーンセンターやごみ収集の見学などの環境学習を実施しています。



あじさいクリーンセンターの見学

市町別取り組み

①環境情報の整備

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆市民が桑名市の自然を観察・評価できるよう自然環境の資料整備に努めます。また、広報紙やホームページによる情報提供・自然観察会等を行い、学校や家庭で桑名市の自然について学習する機会を設けることで市民の環境意識の高揚を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・自然環境保護推進員が収集した情報を基にした冊子『くわなの生きもの』とマップの作成・毎月広報・HPで「桑名の生きもの」を掲載、情報発信・自然観察会等の適宜開催
いなべ市	◆広報誌「Link」やホームページによる情報提供、自然探求できる教室の開催などを通じ、幅広い世代に向けた環境情報の普及に努め、住民の環境意識の高揚を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・広報誌「Link」、ホームページによる分別リサイクルについての情報提供・自然を感じてもらう自然教室等の適宜開催
木曽岬町	◆学校図書室における環境学習用図書の整備・促進のほか、北部公民館図書室の環境関連図書の整備を推進します。また、子ども向けの環境学習講習会などを通じた環境情報の提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・北部公民館図書室について、閲覧を希望する図書を配架することで町民への情報提供を推進・学校とも協力して環境学習用図書の整備を推進・小学校における環境学習講習会の開催
東員町	◆環境問題に携わる各団体や教育現場でのごみに関する説明会などを開催するとともに、広報誌やホームページによって情報提供することで、さまざまな年代の人たちにごみ減量の意識向上をめざします。	<ul style="list-style-type: none">・クリーン作戦委員会の委員が町内で開催されるイベントに参加し啓発活動を実施・広報誌、ホームページによる分別リサイクルについての情報提供・小学校における環境学習会の開催

②学習機会の充実

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆身近な自然への興味・関心を引き出すとともに、自然科学への探求心や地域への愛着を育む学習を推進します。	・同日に複数の場所で生きものを観察する、「くわなの生きもの」観察会を自然環境保護推進員の指導のもと実施
	◆地球温暖化対策の重要性や省エネルギーなど地球環境問題の理解につながる学習機会の提供に努めます。	・小学校において、自転車発電や手回し発電を体験することによって省エネ意識の向上を図る参加型環境学習出前講座を実施
	◆「ごみゼロ社会」実現に向けた取り組みなど廃棄物の発生・排出抑制や再使用・再生利用、適正な処理に関する出前講座を一層推進します。	・小学校にてゴミ回収車を活用した収集体験や3Rに関する出前講座を実施
いなべ市	◆ふるさとの森公園の散策路を整備し、市民が生物多様性や、生態系などについて学習しやすい環境を整備しボランティアの育成をします。	・植生の充実を図るため草本類を移植し、草刈等の維持管理を実施 ・月1回自然講座を実施することで、公園に関心を持ってもらい、ボランティアの育成を推進
	◆廃棄物の発生・排出抑制や再使用・再生利用を推進するため、「ごみゼロ社会」実現に向けた取り組みとして、自治会や学校等と連携した学習機会の提供に一層努めます。	・自治会や小学校によるあじさいクリーンセンターやごみ収集の見学など、環境学習の実施 ・職員による3Rに関する出前講座の実施
木曽岬町	◆学校教育などにおいて、一般的な環境学習のほか、干拓地内に建設されるメガソーラー施設の見学などを通じた環境学習機会を提供して環境意識の高揚を図ります。	・学校教育などにおいて、「トマトープ（ビオトープ）」や「学校の森（自然体験施設）」など既存施設のほか、今後整備される木曽岬干拓地のメガソーラー施設を活用した環境学習機会を提供
	◆上流の水源の大切さを理解する機会を提供します。	・「みえ森と緑の県民税」の導入を踏まえ、水源（森・川・海）の大切さを理解するため、上流区域市町との交流を深め、子どもたちの環境学習の機会を提供
東員町	◆環境保全に関わる広報・啓発活動や環境学習、担当職員による出前講座を積極的に推進し、町民の環境保全意識の高揚に努めます。	・広報やホームページでの啓発 ・年間を通じて環境学習を実施するため、地域の環境に関する指導者の育成を図り、地域性を考慮した環境教育を推進 ・ナイチャークラブ（親子で自然体験）の開催 ・各種団体、自治会等を対象とした出前講座の開催

4- (2) 環境保全活動の推進

共通取り組み

取り組み名	一斉清掃活動の実施
取り組み内容	身近な場所の生活環境をより良くするとともに、きれいな環境づくりへの意識を高めることをめざし、圏域住民の参加による一斉清掃活動を行っていきます。
展 開	<p>◆地域のより良い環境づくりと環境に対する意識を高めていくため、住民、団体、事業所、行政などの連携により一斉清掃活動を行っていきます。</p> <p>◆広く圏域住民が参加する、2市2町が連携した一斉清掃活動の実施をめざしていきます。</p>

地域での取り組み事例

木曽岬町：一斉清掃活動

- 毎年6月と12月の第1日曜を町内一斉清掃の日と定め、各自治会に対して公園や水路の清掃活動を実施して自主的な環境美化活動を推進しています。
- 企業に対しても参加を呼びかけ、地区住民とともに環境美化活動の推進を図っています。



木曽岬町での町内一斉清掃活動

いなべ市：一斉清掃活動

- 毎年5月の最終日曜日と12月の第1日曜日を大安町特別清掃日として、各自治会で道路や公園等の清掃活動を実施しています。
- 一部の事業所でも定期的にボランティア清掃を実施しています。



いなべ市での町内一斉清掃活動

市町別取り組み

①住民・事業者・団体等の活動推進

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆公園や道路・歩道等のごみの散乱・まちの美化対策としてアダプト・プログラム（里親制度）を活用し、ボランティアによる公共の場の美化活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報を活用した、アダプト・プログラムの参加募集 ・登録団体についての活動の支援（清掃用具類の支給や貸与、ボランティア活動保険の加入など）
	◆エコライフ家庭宣言書の提出を促し、日常における環境にやさしい実践行動意欲を高め、環境に配慮したライフスタイルの定着を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコライフ家庭宣言書」を窓口やHPに設置、掲載 ・桑名市家庭用新エネルギー補助金の申請時や、緑のカーテン啓発事業における苗配布の条件としての宣言書の提出
いなべ市	◆ボランティア清掃の活動の支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア清掃活動用としての、ごみ袋の無償提供
	◆地域の公園、広場、集会施設、主要道路付近等公共性の高い場所への花づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会および市民で構成される団体の花づくり運動への助成金の交付
木曽岬町	◆ポケットパークなどの清掃活動や花いっぱい運動など、住民主体の景観形成・環境美化活動に対する支援を推進するとともに、ボランティアグループの育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の各種団体で構成される青少年育成町民会議が中心となって、公共施設に季節の花を植える活動に対し、補助金による活動支援を実施
	◆町内の清掃活動を促進するとともに、集積場などの環境整備を促し、ごみが不法投棄されにくい環境の創出を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月と12月の第1日曜日に町内一斉清掃を実施し、自治会だけでなく企業に対しても参加を呼びかけ、町内の環境美化を推進 ・自治会の環境活動にまちづくり補助金制度を活用し支援
東員町	◆町民の参加のもと、一斉清掃や美化活動の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回東員町クリーン作戦委員会主催で町民や企業の参加による不法投棄一斉清掃を実施し、また自治会主導による町内の一斉清掃活動を年数回実施 ・沿道や庭園などに季節の花が咲き、町民と訪問者に安らぎを与える花いっぱい運動に町民の参加のもと取り組む
	◆町内の清掃活動を促進するとともに、集積場などの環境整備を促し、ごみが不法投棄されにくい環境の創出を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の環境活動に対する支援

②住民、事業者、団体等および行政の連携の推進

市町	取り組み方針	具体的な取り組み内容
桑名市	◆環境づくりにおいては、だれがどのような役割を担うのかを理解し、各々の責務を果たすとともに、相互に協力・連携することが必要であり、環境イベントなど、あらゆる機会を捉え、住民・事業者・各種団体などが行う環境の保全に関する自発的な取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境・エネルギー啓発イベントである「くわな環境フェスタ」の開催 ・三重しぜん文化祭の開催および出展 ・県主催「みえスマートライフ推進協議会」への参画
いなべ市	◆各種団体と相互に連携しながら地域環境の保全とより良い生活環境づくりに努め、住民や事業者をはじめとする各種団体が取り組む自主的な活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やホームページの活用による情報交換の推進 ・小学校等で開催されるイベントや説明会へ、環境学習として出展
木曽岬町	◆住民や地域組織、NPO、事業者、行政がそれぞれの立場や役割を尊重しながら連携・協力して、地域の課題解決に向けた取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やホームページのほかエリアメールを活用し、行政と住民との情報交流を推進 ・環境審議会や公害対策協議会において、商工会や区長会のほか事業者代表の参加を推進し、施策決定プロセスに事業者・団体が参画できる機会を充実し、課題の解決を促進
東員町	◆環境汚染の防止、衛生的な環境確保など良好な地域環境の保全と創造に取り組むとともに、町民、事業者と行政が協働し、地域環境の保全を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、町民による監視を強化し、不法投棄の多い場所への看板の増設 ・町内企業と協働し、町民と一緒にって町内に不法投棄をさせない雰囲気をつくるために、より一層の啓発活動に努めるとともに、桑員地域における自治体間の連携を推進 ・動物の愛護と適正な飼育マナーの向上を図るための啓発

5 計画の推進

(1) 計画推進のしくみ

広域環境基本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくため、住民、事業者、団体および行政などの各主体が、協力・連携を図りながら、各主体の環境保全活動を促進するとともに、各主体間の環境に関する情報の交換や人的交流、連携した行動・事業の実施等を進めていきます。

2市2町は、それぞれの市町の「桑名市環境基本条例 第8条」、「いなべ市環境基本条例 第9条」、「木曽岬町環境基本条例 第8条」、「東員町環境基本条例 第8条」において、年次報告として「毎年、環境の状況並びに環境の保全と改善に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない」と定められています。

行政における計画の進行管理は、上記の年次報告と合わせたものとして、下記の「共通取り組み」と「市町別取り組み」の進捗状況を毎年、確認および公表していくことで行なっていきます。

具体的な進行管理のしくみは、以下のとおりとします。

①計画全体の進行管理

- 広域環境基本計画の全般にわたる計画進捗状況の管理については、桑名・員弁広域連合が事務局となって管理を行うものであり、2市2町から報告を受けた計画の進捗状況を取りまとめ、住民に公表するとともに、桑名・員弁広域連合議会へ状況報告を行うこととします。
- 計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間ですが、環境問題や社会情勢の変化等を踏まえた計画の見直しの必要性等を桑名・員弁広域連合の事務局で検討し、状況に応じた柔軟な対応を行っていくこととします。

②共通取り組みの進行管理

- 2市2町が共通して進めていく取り組みの進行管理については、桑名・員弁広域連合が事務局となって管理を行なっていきます。
- 取り組み実施年度の翌年度に、2市2町それにおける取り組みの進捗状況を桑名・員弁広域連合事務局へ報告し、それらの取り組み状況を桑名・員弁広域連合事務局で整理します。

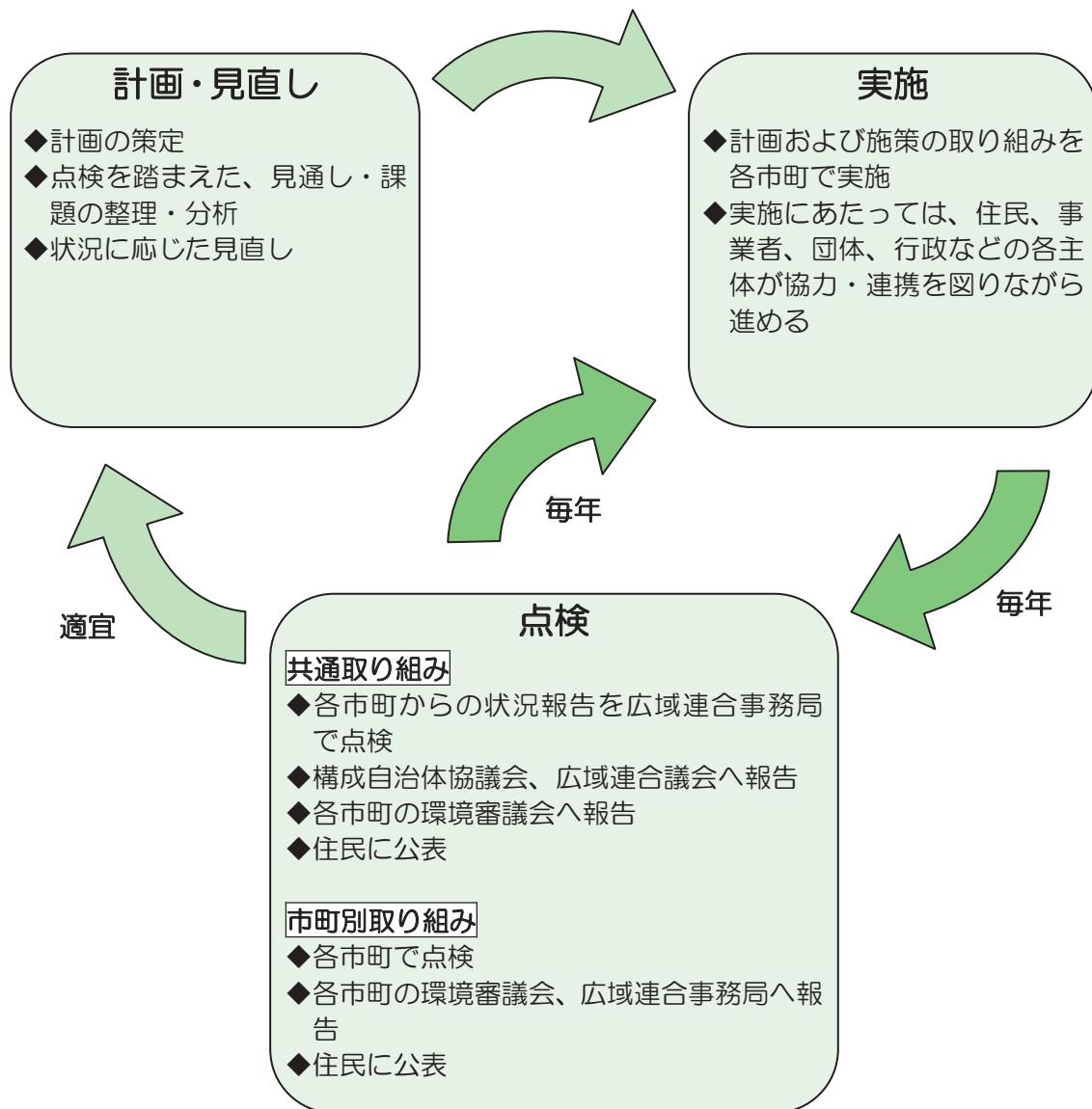
- 取り組み状況の取りまとめ結果は、各市町首長によって構成される「桑名・員弁広域連合構成自治体協議会」および「桑名・員弁広域連合議会」において報告を行い、計画の進行状況を確認していくこととします。
- また、取り組み状況の取りまとめ結果については、住民に公表するとともに、各市町環境審議会へ報告するものとします。

③市町別取り組みの進行管理

- 共通取り組み以外の「市町別取り組み」については、各市町の総合計画において実施する進行管理等とも連動させながら、それぞれの市町において管理を行うものとします。
- 各市町における取り組み実施年度の翌年度に、当該年度における取り組みの進捗状況を取りまとめるとともに、総合計画における評価基準等を鑑みながら、計画の進行状況を確認していきます。
- 進行状況の確認結果は、各市町において、住民・事業者・団体等の代表および有識者で構成される環境審議会へ報告するとともに、桑名・員弁広域連合事務局へ報告するものとします。

(2) 計画の進行管理の流れ

計画の進行管理の流れは、以下のとおりとします。



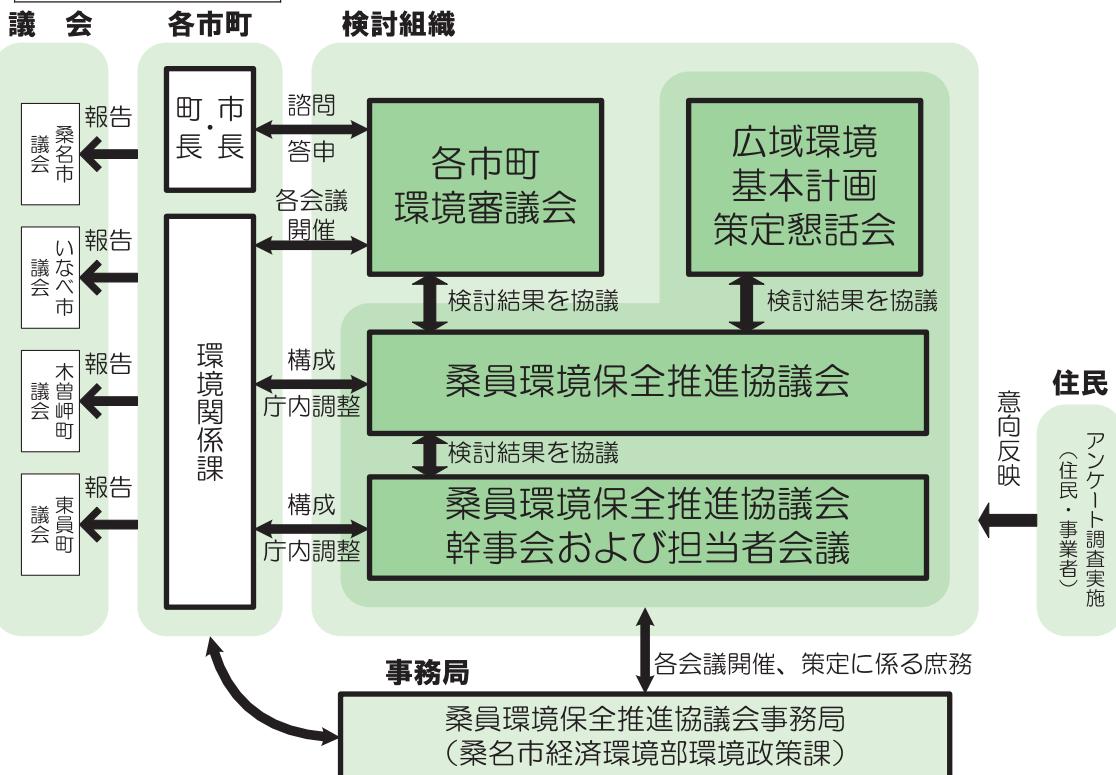
參考資料

(1) 策定の体制

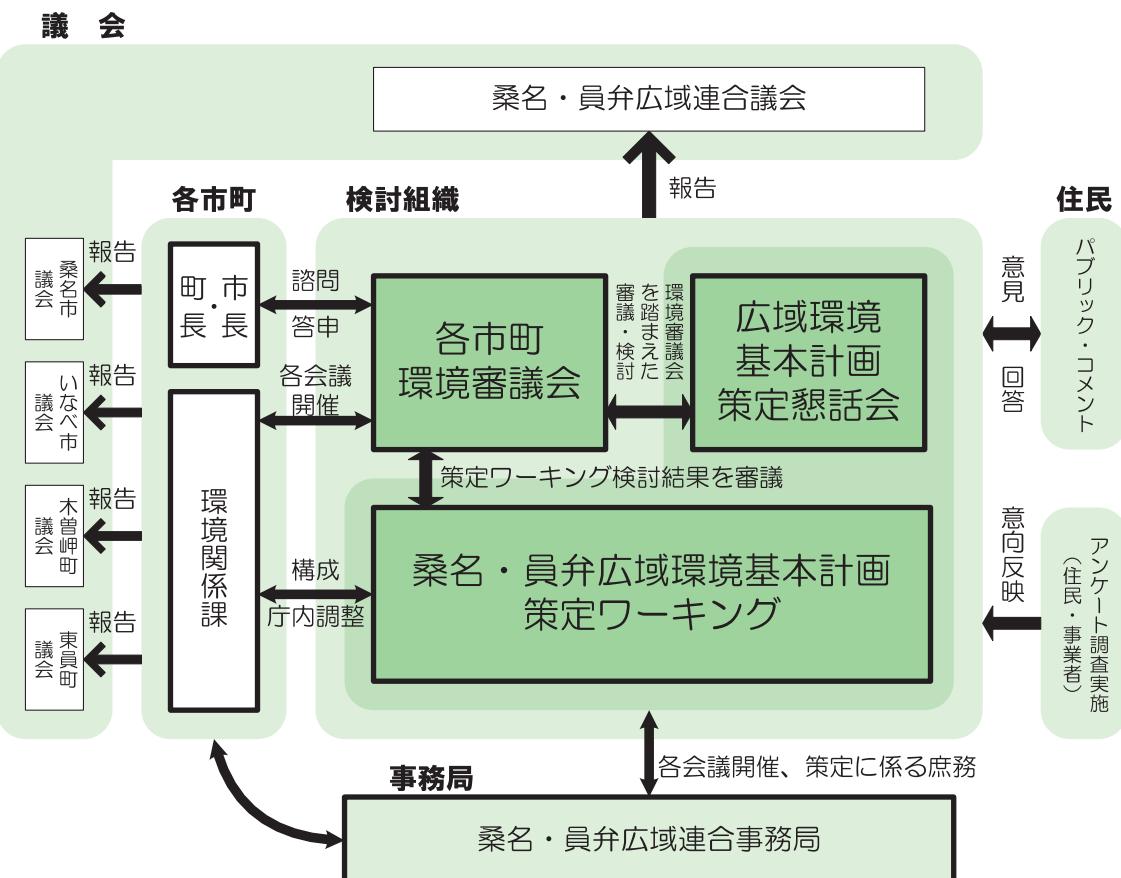
- ・ 広域環境基本計画に関する事務については、平成 24 年度は桑員環境保全推進協議会が担っていましたが、平成 25 年度から移管され、桑名・員弁広域連合が担うこととなりました。
- ・ そのため、策定にあたっての事務局は、平成 24 年度は桑員環境保全推進協議会の事務局である桑名市経済環境部環境政策課が担い、平成 25 年度は桑名・員弁広域連合事務局総務課が担いました。
- ・ また、広域環境基本計画策定のための検討組織については、平成 24 年度末での桑員環境保全推進協議会の解散を受けて、次ページの図に示すとおり平成 24 年度と平成 25 年度の間で変更されました。
- ・ なお、平成 24 年度と平成 25 年度における主な策定作業の内容は次のとおりです。

年度	主な策定作業内容
平成 24 年度	○アンケート調査の実施 ○地域の環境特性と課題の整理
平成 25 年度	○計画内容の検討 <ul style="list-style-type: none">・ 計画の基本的な考え方の検討・ 環境に関する状況の整理・ 理念、基本目標の設定・ 取り組みの展開方針内容の検討・ 計画の推進方針の検討 ○計画案の取りまとめ ○パブリック・コメントの実施

平成 24 年度 策定体制



平成 25 年度 策定体制



(2) 策定の経緯

①広域全体での策定・検討の経緯

平成 24 年度

桑員環境保全推進協議会 幹事会	桑員環境保全推進協議会	各市町 環境審議会	広域環境基本計画 策定懇話会
第1回 5/2	第1回 5/25	木曽岬町① 6/14	
第2回 7/30		桑名市① 8/28	第1回 8/28
アンケート調査（住民・事業所） 9/5～9/24			
第3回 12/25		桑名市② 10/23	
第4回 3/18		桑名市③ 11/30	東員町 1/30
		桑名市④ 3/25	いなべ市 3/16
			木曽岬町② 3/26
			第2回 3/25

平成 25 年度

桑名・員弁 広域環境基本計画 策定ワーキング	各市町 環境審議会	広域環境基本計画 策定懇話会	広域連合議会等
第1回 5/16			
第2回 6/6			広域連合議会臨時会② 5/28
第3回 6/25			
第4回 7/10			
第5回 7/25	[第1回] 桑名市 8/6 いなべ市 8/2 木曽岬町 7/24 東員町 8/16		
第6回 8/8		第1回 8/19	広域連合 構成自治体協議会 8/14
第7回 8/30			広域連合議会定例会② 8/22
第8回 10/1			
第9回 10/16			
第10回 10/30 (拡大ワーキング)	[第2回] 桑名市 11/18 いなべ市 11/15 木曽岬町 11/11 東員町 11/13	第2回 11/26	
第11回 11/28			
パブリック・コメント 12/16~1/15			
第12回 1/17	[第3回] 桑名市 2/3 いなべ市 1/28 木曽岬町 1/30 東員町 2/4		広域連合議会臨時会① 1/24
第13回 2/14			広域連合 構成自治体協議会 2/10
			広域連合議会定例会① 2/24

②桑名市での策定・検討の経緯

平成 24 年度

平成24年 8月28日	第1回環境審議会	・広域環境基本計画について諮問 ・アンケート内容の検討
平成24年 10月23日	第2回環境審議会	・アンケート結果（速報）の報告
平成24年 11月30日	第3回環境審議会	・アンケート結果の報告
平成25年 3月25日	第4回環境審議会	・中間報告書の審議（地域の環境特性と課題の整理）

平成 25 年度

平成25年 8月6日	第1回環境審議会	・広域環境基本計画（中間案）の審議
平成25年 11月18日	第2回環境審議会	・広域環境基本計画（案）の審議
平成26年 2月3日	第3回環境審議会	・広域環境基本計画（最終案）の審議 ・広域環境基本計画について答申

③いなべ市での策定・検討の経緯

平成25年度

平成25年 8月2日	第1回環境審議会 ・広域環境基本計画（中間案）の審議
平成25年 11月15日	第2回環境審議会 ・広域環境基本計画について諮問 ・広域環境基本計画（案）の審議
平成26年 1月28日	第3回環境審議会 ・広域環境基本計画（最終案）の審議 ・広域環境基本計画について答申

④木曽岬町での策定・検討の経緯

平成25年度

平成25年 7月24日	第1回環境審議会 ・広域環境基本計画について諮問 ・広域環境基本計画（中間案）の審議
平成25年 11月11日	第2回環境審議会 ・広域環境基本計画（案）の審議
平成26年 1月30日	第3回環境審議会 ・広域環境基本計画（最終案）の審議 ・広域環境基本計画について答申

⑤東員町での策定・検討の経緯

平成25年度

平成25年 8月16日	第1回環境審議会 ・広域環境基本計画（中間案）の審議
平成25年 11月13日	第2回環境審議会 ・広域環境基本計画について諮問 ・広域環境基本計画（案）の審議
平成26年 2月4日	第3回環境審議会 ・広域環境基本計画（最終案）の審議 ・広域環境基本計画について答申

(3) 環境基本条例

○桑名市環境基本条例

平成 16 年 12 月 6 日

条例第 110 号

桑名市は、古くから東海道、員弁街道、多度街道等の要衝として桑員の都市機能を担い、桑員に暮らす人々は、鈴鹿山脈から伊勢湾にいたる員弁川や木曽三川等の恵み豊かな自然や街道の交流等を礎として、誇りうる生活、文化、産業そして歴史を育み、また、猛威をふるった伊勢湾台風等の自然災害に対しても、人々の努力、技術そして知恵と協力で、これを克服してきた。

しかるに、高度経済成長がもたらした大量生産、大量消費型社会は、桑員にも土壤汚染や水質汚濁等の様々な公害を引き起こし、また人口の増加は、社会経済活動を発展させる一方で、自然や野生動植物の減少、又は廃棄物問題に代表される都市・生活型公害を顕在化させ、近時、桑員の環境のみならず地球環境にまで深刻な影響を及ぼしつつある。

ここに、わたしたちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その良好な環境を保全、改善し、将来の世代へ引き継ぐ義務を負っていることを認識する意義がある。また、わたしたちは、環境の創造物であると同時に、環境の形成者であることを自覚し、先人の知恵に学び、最新の知見と科学技術を活用し、国際社会と協調して、自然環境及び人によって作られた環境を快適なものとして保全、改善していくかなければならない。

以上は、「自治と協働」、すなわち、桑員に暮らす人々の全ての参加と公平な役割分担、そして地域自治体の協働によってのみ可能であると信する。

ここに目標とされる社会は、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会であり、市民は、係る社会の実現を通して、人と自然が共生できる真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保することをもって、環境と福祉と人権が結合する、生き生きとした桑名市を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全と改善に関する基本理念を定め、市、市民、市民団体及び事業者(市内において事業活動を行う者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることによって、総合的かつ計画的な施策を推進することをもって、現在及び将来の市民の安全、健康で文化的な生活の確保及び福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域自治体 桑員を構成する桑名市、いなべ市、木曽岬町及び東員町をいう。

(2) 桑員に暮らす人々 地域自治体の住民、滞在者又は生活活動の一部を桑員で行う人をいう。

(3) 市民団体 主として市民により組織され、良好な環境の保全と改善のための活動を行い、公益の増進に寄与することを目的とする団体をいう。

(4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(5) 良好的な環境 自然環境と人によって作られた環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。

(6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、市民の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(7) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海

洋の汚染、野生生物の種の減少等、地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第3条 良好的な環境の保全と改善は、自治と協働の精神をもって、全ての者の参加と、環境の恵みを平等に分かち合うための公平な役割分担の下に行われなければならない。

2 良好的な環境の保全と改善は、天然資源の有限性及び自然環境の復元能力の限界性をよく認識し、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会が構築されるように行われなければならない。

3 良好的な環境の保全と改善は、真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保し、将来の世代に維持継承されるように行われなければならない。

4 良好的な環境の保全と改善は、微妙な均衡の下に成立する生態系の中で多様な野生動植物と共に生きていることを深く自覚し、人と自然の共生が実現されるように行われなければならない。

5 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上の緊急の課題であり、わたしたちの営みが国際的な相互依存関係にあることを認識し、国際的な環境管理に準じて推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める良好な環境の保全と改善に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民、市民団体及び事業者の参加の下に、基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自然的・社会的条件に応じた施策を実施する責務を有する。

3 市は、基本理念にのっとり、多様な環境を共有する地域自治体と環境に関する施策の調整及び協働を図り、その施策を実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

らない。

2 前項に定めるもののほか、市民は基本理念にのっとり、自ら良好な環境の保全と改善に努めるとともに、市が実施する施策に参加及び協力する責務を有する。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動に関し、市民が平等に参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実を図るように努めるものとする。

2 市民団体は、環境保全活動を積極的に推進するとともに、市が行う良好な環境の保全と改善に関する施策並びに市民及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う公害を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に自ら努め、環境への負荷の少ない再生資源等の利用、資源の節約及び循環を促進するとともに、良好な環境の保全と改善に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 市長は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働し、毎年、環境の状況並びに環境の保全と改善に関する講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策に係る基本方針)

第9条 市は、基本理念の実現を図るために、次に掲げる基本方針に基づく施策を推進するものとする。

(1) 事業活動及び生活活動に伴う不用物の発生及び排出を抑制し、産業公害及び都市・生活型公害の発生を予防及び防止し、資源節約・循環型社会の構築を図ること。

(2) 大気、水、土壤等の環境の自然的構成要

素を良好なものとして保全し、人と自然が共生できる文化と歴史ある環境及び安全で安心できる生活と福祉の環境を確保し、それらの維持継承を図ること。

(3) 生態系の多様性、野生生物の種の保存及び多様性の確保を図り、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境を自然的・社会的条件に応じて体系的に保全し、人と自然の豊かな触れ合いの確保を図ること。

(4) 良好的な環境に関する理解と認識を深め、自主的かつ積極的に環境への負荷を少なくする取組みが増進されるように環境教育及び環境学習の推進を図ること。

(5) 國際的な環境管理に準じ、国際社会と協調して良好的な環境を計画的に保全し、点検と継続的改善によって地球環境保全の推進を図ること。

(環境基本計画)

第 10 条 市長は、良好な環境の保全と改善に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働して環境基本計画を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 良好的な環境の保全と改善に関する長期的な目標及び施策の方向

(2) 良好的な環境の保全と改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たり、あらかじめ桑名市環境審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表し、周知しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更に關し準用する。

(市の施策)

第 11 条 市は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と連携し、自然的・社会的条件に応じた良好な環境の保全と改善のために必要な施策をこれらの総合的かつ計画的な推進を図りつ

つ実施するものとする。

2 市は、良好な環境の保全と改善のために必要な施策を、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り実施するものとする。

(指導等)

第 12 条 市は、良好な環境の保全と改善を図るために、市民、市民団体又は事業者に対し、自主的な環境管理の推進に必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(自主的な活動の支援)

第 13 条 市は、市民、市民団体又は事業者による良好な環境の保全と改善に関する自主的な活動の促進を誘導するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 14 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する情報の収集及びその提供に努めなければならない。

(教育、学習等)

第 15 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する教育及び学習の振興並びにその広報活動の充実によって、市民が良好な環境の保全と改善に関する理解を深めるとともにその活動意欲が増進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の節約及び循環的な利用等による廃棄物の発生及び排出の抑制の促進等)

第 16 条 市は、資源の節約及び循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び排出の減量が促進されるよう、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の推進)

第 17 条 市は、事業者がその事業活動に際して、良好な環境の保全と改善に関する方針の策定、目標の設定、計画の策定及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うことに関し、調査及び研究を行い、その普及に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、国際的な環境管理の実施に自ら努めるものとする。

(広域的な事務の管理及び執行)

第 18 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する施策の事務を、桑名・員弁広域連合及び地域自治体の協議に基づいてこれを管理し、及び執行するものとする。

(財政上の措置)

第 19 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 20 条 市は、全ての市民、市民団体及び事業者の参加と協働をもって、良好な環境の保全と改善に関する施策を効果的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 市は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境審議会)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号) 第 44 条の規定に基づき、市の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、桑名市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 良好な環境の保全と改善に関する重要な事項

3 審議会は、前項に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、20 人以内で組織する。

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 12 月 6 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 24 日条例第 2 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○いなべ市環境基本条例

平成 15 年 12 月 1 日
条例第 104 号

(前文)

いなべ市は、三重県の最北端に位置し、鈴鹿山脈から伊勢湾にいたる員弁川等の恵み豊かな自然や、街道の交流等を礎として、文化、産業、そして歴史を育み、また、たび重なる自然災害に対しても、住民の努力、技術そして知恵と協力で、これを克服してきた。

しかし、高度経済成長がもたらした大量生産、大量消費型社会は、桑員地域に土壤汚染や水質汚濁といった様々な公害を引き起こし人口の増加は、社会経済活動を発展させる一方で、地域の自然や野生動植物の減少、あるいは廃棄物問題に代表される都市・生活型公害を顕在化させ、地域の環境のみならず地球環境にまで深刻な影響を及ぼしつつある。

ここに、わたしたちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その良好な環境を保全し、改善し、将来の世代へ引き継ぐ義務を負っていることを認識する意義がある。

また、わたしたちは、環境の創造物であると同時に、環境の形成者であることを自覚し、先人の知恵に学び、最新の知見と科学技術を活用し、国際社会と協調して、自然環境及び人によって作られた環境を快適なものとして保全、改善していくなければならない。

以上は、「自治と協働」、すなわち、桑員に暮らす人々全ての参加と公平な役割分担、そして地域自治体の協働によってのみ可能であると信ずる。

ここに目標とされる社会は、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会であり、わたしたちは、かかる社会の実現を通して、人と自然が共生できる真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保することをもって、環境と福祉と人権が結合する、生き生きとしたいなべ市を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市域の良好な環境の保全と改善に関する基本理念を定め、市、市民、市民団体及び事業者(市内において事業を行う者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることによって、総合的かつ計画的な施策を推進することをもって、現在及び将来の市民の安全、健康で文化的な生活の確保及び福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域自治体 桑員を構成する桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町をいう。
- (2) 桑員に暮らす人々 地域自治体の住民、滞在者又は生活活動の一部を桑員で行う人をいう。
- (3) 市民団体 主として市民により組織され、良好な環境の保全と改善のための活動を行い、公益の増進に寄与することを目的とする団体をいう。
- (4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (5) 良好的な環境 自然環境と人によって作られた環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、市民の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
- (7) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少等、地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及

ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第3条 良好的な環境の保全と改善は、自治と協働の精神をもって、全ての者の参加と、環境の恵みを平等に分かち合うための公平な役割分担の下に行わなければならない。

2 良好的な環境の保全と改善は、天然資源の有限性及び自然環境の復元能力の限界性をよく認識し、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会が構築されるように行わなければならない。

3 良好的な環境の保全と改善は、真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保し、将来の世代に維持継承されるように行わなければならない。

4 良好的な環境の保全と改善は、微妙な均衡のもとに成立する生態系の中で多様な野生動植物が共に生きていることを深く自覚し、人と自然の共生が実現されるように行わなければならない。

5 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保するまでの緊急の課題であり、わたしたちの営みが国際的な相互依存関係にあることを認識し、国際的な環境管理に準じて推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める良好な環境の保全と改善に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民、市民団体及び事業者の参加の下に、基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自然的・社会的条件に応じた施策を実施する責務を有する。

3 市は、基本理念にのっとり、多様な環境を共有する地域自治体と環境に関する施策の調整及び協働を図り、その施策を実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は基本理念に

のっとり、自ら良好な環境の保全と改善に努めるとともに、市が実施する施策に参加及び協力する責務を有する。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動に関し、市民が平等に参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実を図るように努めるものとする。

2 市民団体は、環境保全活動を積極的に推進するとともに、市が行う良好な環境の保全と改善に関する施策並びに市民及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(集合住宅所有者の責務)

第7条 集合住宅の所有者は、基本理念にのっとり、環境保全活動に関し、自らの所有する集合住宅に居住する市民が平等に参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実を図るよう努めるとともに、市が実施する施策に参加及び協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う公害を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に自ら努め、環境への負荷の少ない再生資源等の利用、資源の節約及び循環を促進するとともに、良好な環境の保全と改善に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第9条 市長は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働し、毎年、市域の環境の状況並びに環境の保全と改善に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策に係る基本方針)

第10条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づく施策を推進するものとする。

- (1) 事業活動及び生活活動に伴う不用物の発生及び排出を抑制し、産業公害及び都市・生活型公害の発生を予防及び防止し、資源節約・循環型社会の構築を図ること。
- (2) 大気、水、土壤等の環境の自然的構成要素を良好なものとして保全し、人と自然が共生できる文化と歴史ある環境及び安全で安心できる生活と福祉の環境を確保し、それらの維持継承を図ること。
- (3) 生態系の多様性、野生生物の種の保存及び多様性の確保を図り、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境を自然的・社会的条件に応じて体系的に保全し、人と自然の豊かな触れ合いの確保を図ること。
- (4) 良好的な環境に関する理解と認識を深め、自主的かつ積極的に環境への負荷を少なくする取組が増進されるように環境教育及び環境学習の推進を図ること。
- (5) 國際的な環境管理に準じ、国際社会と協調して良好な環境を計画的に保全し、点検と継続的改善によって地球環境保全の推進を図ること。

(環境基本計画)

- 第 11 条 市長は、良好な環境の保全と改善に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働して環境基本計画を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 良好的な環境の保全と改善に関する長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 良好的な環境の保全と改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たり、あらかじめいなべ市環境審議会の意見を聞くとともに、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表し、周知しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更に関

し準用する。

(市の施策)

第 12 条 市は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と連携し、自然的・社会的条件に応じた良好な環境の保全と改善のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

2 市は、良好な環境の保全と改善のために必要な施策を、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り実施するものとする。

(指導等)

第 13 条 市は、良好な環境の保全と改善を図るために、市民、市民団体又は事業者に対し、自主的な環境管理の推進に必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(自主的な活動の支援)

第 14 条 市は、市民、市民団体又は事業者による良好な環境の保全と改善に関する自主的な活動の促進を誘導するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 15 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する情報の収集及びその提供に努めなければならない。

(教育、学習等)

第 16 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する教育及び学習の振興並びにその広報活動の充実によって、市民が良好な環境の保全と改善に関する理解を深めるとともに、その活動意欲が増進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の節約及び循環的な利用等による廃棄物の発生及び排出の抑制の促進等)

第 17 条 市は、資源の節約及び循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び排出の減量が促進されるよう、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の推進)

第 18 条 市は、事業者がその事業活動に際して、良好な環境の保全と改善に関する方針の策定、目標の設定、計画の策定及び実施、体

制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うことに関し、調査及び研究を行い、その普及に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、国際的な環境管理の実施に自ら努めるものとする。
(広域的な事務の管理及び執行)

第 19 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する施策の事務を、桑名・員弁広域連合及び地域自治体の協議に基づいてこれを管理し、及び執行するものとする。
(財政上の措置)

第 20 条 市は、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
(推進体制の整備)

第 21 条 市は、全ての市民、市民団体又は事業者の参加と協働をもって、良好な環境の保全と改善に関する施策を効果的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

- 2 市は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。
(環境審議会)

第 22 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)

第 44 条の規定に基づき、市の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のためいなべ市環境審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項。
(2) 良好な環境の保全と改善に関する重要な事項

3 審議会は、前項に掲げる事項に関し市長に意見を述べることができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 27 日条例第 17 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後のいなべ市環境基本条例の規定は、平成 16 年 12 月 6 日から適用する。

附 則(平成 25 年 3 月 25 日条例第 13 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○木曽岬町環境基本条例

平成 12 年 3 月 21 日

条例第 6 号

木曽岬町は、三重県の北東端に位置し、川と海に囲まれた豊かな自然と美しい水辺に恵まれ、水利をいかした純農村地帯として歴史を育み、また、猛威をふるった伊勢湾台風等の自然災害に対しても、人々の努力、技術そして知恵と協力で、これを克服してきた。

しかるに、高度経済成長がもたらした大量生産、大量消費型社会は、桑員にも土壌汚染や水質汚濁等の様々な公害を引き起こし、また人口の増加は、社会経済活動を発展させる一方で、自然や野生動植物の減少、あるいは廃棄物問題に代表される都市・生活型公害を顕在化させ、近時、桑員の環境のみならず地球環境にまで深刻な影響を及ぼしつつある。

ここに、わたしたちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その良好な環境を保全、改善し、将来の世代へ引き継ぐ義務を負っていることを認識する意義がある。また、わたしたちは、環境の創造物であると同時に、環境の形成者であることを自覚し、先人の知恵に学び、最新の知見と科学技術を活用し、国際社会と協調して、自然環境及び人によって作られた環境を快適なものとして保全、改善していかなければならない。

以上は、「自治と協働」、すなわち、桑員に暮らす人々の全ての参加と公平な役割分担、そして地域自治体の協働によってのみ可能であると信じる。

ここに目標とされる社会は、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会であり、町民は、かかる社会の実現を通して、人と自然が共生できる真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保することをもって、環境と福祉と人権が結合する、快適人間環境都市を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全と改善に関する基本理念を定め、町、町民、町民団体及び事業者(町内において事業活動を行う

者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることによって、総合的かつ計画的な施策を推進することをもって、現在及び将来の町民の安全、健康で文化的な生活の確保及び福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域自治体 桑員を構成する桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町をいう。
- (2) 桑員に暮らす人々 地域自治体の住民、滞在者又は生活活動の一部を桑員で行う人をいう。
- (3) 町民団体 主として町民により組織され、良好な環境の保全と改善のための活動を行い、公益の増進に寄与することを目的とする団体をいう。
- (4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (5) 良好的な環境 自然環境と人によって作られた環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、町民の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
- (7) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少等、地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第 3 条 良好的な環境の保全と改善は、自治と協働の精神をもって、全ての者の参加と、環境

の恵みを平等に分かち合うための公平な役割分担の下に行われなければならない。

- 2 良好的な環境の保全と改善は、天然資源の有限性及び自然環境の復元能力の限界性をよく認識し、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会が構築されるように行われなければならない。
- 3 良好的な環境の保全と改善は、真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保し、将来の世代に維持継承されるように行われなければならない。
- 4 良好的な環境の保全と改善は、微妙な均衡のもとに成立する生態系の中で多様な野生動植物が共に生きていることを深く自覚し、人と自然の共生が実現されるように行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上の緊急の課題であり、わたしたちの豊みが国際的な相互依存関係にあることを認識し、国際的な環境管理に準じて推進されなければならない。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条に定める良好な環境の保全と改善に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町民、町民団体及び事業者の参加の下に、基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。
- 2 町は、基本理念にのっとり、自然的社会的条件に応じた施策を実施する責務を有する。
 - 3 町は、基本理念にのっとり、多様な環境を共有する地域自治体と環境に関する施策の調整及び協働を図り、その施策を実施するものとする。

(町民の責務)

- 第5条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、町民は基本理念にのっとり、自ら良好な環境の保全と改善に努めるとともに、町が実施する施策に参加及び協力する責務を有する。

(町民団体の責務)

- 第6条 町民団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動に関し、町民が平等に参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実を図るために努めるものとする。
- 2 町民団体は、環境保全活動を積極的に推進するとともに、町が行う良好な環境の保全と改善に関する施策並びに町民及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う公害を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に自ら努め、環境への負荷の少ない再生資源等の利用、資源の節約及び循環を促進するとともに、良好な環境の保全と改善に必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、町が実施する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

- 第8条 町長は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働し、毎年、環境の状況並びに環境の保全と改善に関する講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策に係る基本方針)

- 第9条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づく施策を推進するものとする。
- (1) 事業活動及び生活活動に伴う不用物の発生及び排出を抑制し、産業公害及び都市・生活型公害の発生を予防及び防止し、資源節約・循環型社会の構築を図ること。
 - (2) 大気、水、土壤等の環境の自然的構成要素を良好なものとして保全し、人と自然が共生できる文化と歴史ある環境及び安全で安心できる生活と福祉の環境を確保し、それらの維持継承を図ること。

- (3) 生態系の多様性、野生生物の種の保存及び多様性の確保を図り、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境を自然的・社会的条件に応じて体系的に保全し、人と自然の豊かな触れ合いの確保を図ること。
- (4) 良好的な環境に関する理解と認識を深め、自主的かつ積極的に環境への負荷を少なくする取組みが増進されるように環境教育及び環境学習の推進を図ること。
- (5) 国際的な環境管理に準じ、国際社会と協調して良好な環境を計画的に保全し、点検と継続的改善によって地球環境保全の推進を図ること。

(環境基本計画)

- 第 10 条 町長は、良好な環境の保全と改善に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働して環境基本計画を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 良好的な環境の保全と改善に関する長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 良好的な環境の保全と改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を策定するに当たり、あらかじめ木曽岬町環境審議会の意見を聴くとともに、町民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表し、周知しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更に關し準用する。

(町の施策)

- 第 11 条 町は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と連携し、自然的・社会的条件に応じた良好な環境の保全と改善のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。
- 2 町は、良好な環境の保全と改善のために必要な施策を、桑名・員弁広域連合及び地域自治

体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り実施するものとする。

(指導等)

第 12 条 町は、良好な環境の保全と改善を図るため、町民、町民団体又は事業者に対し、自主的な環境管理の推進に必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(自主的な活動の支援)

第 13 条 町は、町民、町民団体又は事業者による良好な環境の保全と改善に関する自主的な活動の促進を誘導するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 14 条 町は、良好な環境の保全と改善に関する情報の収集及びその提供に努めなければならない。

(教育、学習等)

第 15 条 町は、良好な環境の保全と改善に関する教育及び学習の振興並びにその広報活動の充実によって、町民が良好な環境の保全と改善に関する理解を深めるとともにその活動意欲が増進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の節約及び循環的な利用等による廃棄物の発生及び排出の抑制の促進等)

第 16 条 町は、資源の節約及び循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び排出の減量が促進されるよう、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の推進)

第 17 条 町は、事業者がその事業活動に際して、良好な環境の保全と改善に関する方針の策定、目標の設定、計画の策定及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うことに関し、調査及び研究を行い、その普及に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、国際的な環境管理の実施に自ら努めるものとする。

(広域的な事務の管理及び執行)

第 18 条 町は、良好な環境の保全と改善に関する施策の事務を、桑名・員弁広域連合及び

地域自治体の協議に基づいてこれを管理し、及び執行するものとする。
(財政上の措置)

第 19 条 町は、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
(推進体制の整備)

第 20 条 町は、全ての町民、町民団体又は事業者の参加と協働をもって、良好な環境の保全と改善に関する施策を効果的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 町は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。
(環境審議会)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)
第 44 条の規定に基づき、町の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、木曽岬町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 良好な環境の保全と改善に関する重要な事項
- 3 審議会は、前項に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、20 人以内で組織する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 29 号)

この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 14 号)

この条例は、平成 16 年 12 月 6 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 17 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○東員町環境基本条例

平成 12 年 3 月 24 日

条例第 17 号

古くからこの地で暮らす人々は、員弁川を生活の糧とし、畏い敬の念をこめ川を愛し、また川は郷土の大地を潤し、人々に恵みを与える人々を育んできた。この慈母の如き員弁川もひとたび洪水となると川岸の耕地などに多大な被害をもたらし人々を苦しめた。しかし、その災いを人々は知恵と努力と協力により、苦難を乗り切り大地を守ってきた。

しかるに、高度経済成長がもたらした大量生産、大量消費型社会は、桑員にも土壤汚染や水質汚濁等の様々な公害を引き起こし、また人口の増加は、社会経済活動を発展させる一方で、自然や野生動植物の減少、あるいは廃棄物問題に代表される都市・生活型公害を顕在化させ、近時、桑員の環境のみならず地球環境にまで深刻な影響を及ぼしつつある。

ここに、わたしたちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その良好な環境を保全、改善し、将来の世代へ引き継ぐ義務を負っていることを認識する意義がある。また、わたしたちは、環境の創造物であると同時に、環境の形成者であることを自覚し、先人の知恵に学び、最新の知見と科学技術を活用し、国際社会と協調して、自然環境及び人によって作られた環境を快適なものとして保全、改善していくかなければならない。

以上は、「自治と協働」、すなわち、桑員に暮らす人々の全ての参加と公平な役割分担、そして地域自治体の協働によってのみ可能であると信する。

ここに目標とされる社会は、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会であり、町民は、かかる社会の実現を通して、人と自然が共生できる真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保することをもって、環境と福祉と人権が結合する、格調高い美しい東員町を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全と改善に関する基本理念を定め、町、町民、町民団体及び事業者(町内において事業活動を行う者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることによって、総合的かつ計画的な施策を推進することをもって、現在及び将来の町民の安全、健康で文化的な生活の確保及び福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域自治体 桑員を構成する桑名市、いなべ市、木曽岬町及び東員町をいう。
- (2) 桑員に暮らす人々 地域自治体の住民、滞在者又は生活活動の一部を桑員で行う人をいう。
- (3) 町民団体 主として町民により組織され、良好な環境の保全と改善のための活動を行い、公益の増進に寄与することを目的とする団体をいう。
- (4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (5) 良好的な環境 自然環境と人によって作られた環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、町民の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
- (7) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少等、地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及

ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第3条 良好的な環境の保全と改善は、自治と協働の精神をもって、全ての者の参加と、環境の恵みを平等に分かち合うための公平な役割分担の下に行われなければならない。

2 良好的な環境の保全と改善は、天然資源の有限性及び自然環境の復元能力の限界性をよく認識し、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会が構築されるように行わなければならない。

3 良好的な環境の保全と改善は、真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保し、将来の世代に維持継承されるように行われなければならない。

4 良好的な環境の保全と改善は、微妙な均衡のもとに成立する生態系の中で多様な野生動植物が共に生きていることを深く自覚し、人と自然の共生が実現されるように行われなければならない。

5 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保するまでの緊急の課題であり、わたしたちの営みが国際的な相互依存関係にあることを認識し、国際的な環境管理に準じて推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める良好な環境の保全と改善に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町民、町民団体及び事業者の参加の下に、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのっとり、自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 町は、基本理念にのっとり、施策の策定にあたっては、多様な環境を共有する地域自治体と環境に関する施策の調整及び協働を図り、その施策を実施するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は基本理念にのっとり、自ら良好な環境の保全と改善に努めるとともに、町が実施する施策に参加及び協力する責務を有する。

(町民団体の責務)

第6条 町民団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動に関し、町民が平等に参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実を図るように努めるものとする。

2 町民団体は、環境保全活動を積極的に推進するとともに、町が行う良好な環境の保全と改善に関する施策並びに町民及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う公害を未然に防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に自ら努め、環境への負荷の少ない再生資源等の利用、資源の節約及び循環を促進するとともに、良好な環境の保全と改善に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、町が実施する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 町長は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働し、毎年、環境の状況並びに環境の保全と改善に関する講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策に係る基本方針)

第9条 町は、基本理念の実現を図るために、次に掲げる基本方針に基づく施策を推進するものとする。

(1) 事業活動及び生活活動に伴う不用物の発生及び排出を抑制し、産業公害及び都市・生活型公害の発生を予防及び防止し、資源節約・循環型社会の構築を図ること。

(2) 大気、水、土壤等の環境の自然的構成要素を良好なものとして保全し、人と自然が

共生できる文化と歴史ある環境及び安全で安心できる生活と福祉の環境を確保し、それらの維持継承を図ること。

- (3) 生態系の多様性、野生生物の種の保存及び多様性の確保を図り、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境を自然的・社会的条件に応じて体系的に保全し、人と自然の豊かな触れ合いの確保を図ること。
- (4) 良好的な環境に関する理解と認識を深め、自主的かつ積極的に環境への負荷を少なくする取組みが増進されるように環境教育及び環境学習の推進を図ること。
- (5) 國際的な環境管理に準じ、國際社会と協調して良好な環境を計画的に保全し、点検と継続的改善によって地球環境保全の推進を図ること。

(環境基本計画)

- 第 10 条 町長は、良好な環境の保全と改善に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働して環境基本計画を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 良好的な環境の保全と改善に関する長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 良好的な環境の保全と改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を策定するにあたり、あらかじめ東員町環境審議会の意見を聴くとともに、町民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表し、周知しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更に際し準用する。
- (町の施策)
- 第 11 条 町は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体と連携し、自然的・社会的条件に応じた良好な環境の保全と改善のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

2 町は、良好な環境の保全と改善のために必要な施策を、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り実施するものとする。

(指導等)

第 12 条 町は、良好な環境の保全と改善を図るため、町民、町民団体又は事業者に対し、自主的な環境管理の推進に必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(自主的な活動の支援)

第 13 条 町は、町民、町民団体又は事業者による良好な環境の保全と改善に関する自主的な活動の促進を誘導するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 14 条 町は、良好な環境の保全と改善に関する情報の収集及びその提供に努めなければならない。

(教育、学習等)

第 15 条 町は、良好な環境の保全と改善に関する教育及び学習の振興並びにその広報活動の充実によって、町民が良好な環境の保全と改善に関する理解を深めるとともにその活動意欲が増進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の節約及び循環的な利用等による廃棄物の発生及び排出の抑制の促進等)

第 16 条 町は、資源の節約及び循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び排出の減量が促進されるよう、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の推進)

第 17 条 町は、事業者がその事業活動に際して、良好な環境の保全と改善に関する方針の策定、目標の設定、計画の策定及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うことに関し、調査及び研究を行い、その普及に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、国際的な環境管理の実施に自ら努めるものとする。

(広域的な事務の管理及び執行)

第 18 条 町は、良好な環境の保全と改善に関する施策の事務を、桑名・員弁広域連合及び地域自治体の協議に基づいてこれを管理し及び執行するものとする。

(財政上の措置)

第 19 条 町は、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 20 条 町は、全ての町民、町民団体及び事業者の参加と協働をもって、良好な環境の保全と改善に関する施策を効果的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 町は、桑名・員弁広域連合及び地域自治体との相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全と改善に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境審議会)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)

第 44 条の規定に基づき、町の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、東員町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。
(2) 良好な環境の保全と改善に関する重要な事項

3 審議会は、前項に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年東員町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成 15 年 9 月 26 日条例第 20 号)

この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 33 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 環境審議会委員

○桑名市環境審議会

委員氏名	役職等
(会長) 太田 清久	三重大学名誉教授
(副会長) 藤原 隆	桑名市自治会連合会会長 (桑名地区代表)
大野 典子	朝日大学経営学部経営学科教授
鈴木 透	三重大学環境保全センター助教
伊藤 満生	桑名市自治会連合会副会長 (長島地区代表)
磯貝 正人	桑名市自治会連合会副会長 (多度地区代表)
内山 潔	公募委員
大島 美佳	公募委員 (平 23.9.26～平 25.7.5)
上田 周平	公募委員 (平 23.9.26～平 25.7.5)
奥村 幸子	公募委員 (平 23.9.26～平 25.7.5)
宇佐美義郎	公募委員 (平 25.7.6～)
高柳けい子	公募委員 (平 25.7.6～)
高橋 良雄	三重県桑名地域防災総合事務所 環境室長
小林 英治	東邦ガス株式会社西部支社四日市 営業所桑名サービスセンター所長
吉村 壽夫	四日市大学総合政策学部教授 (平 23.9.26～平 24.9.25)

○いなべ市環境審議会

委員氏名	役職等
(会長) 武本 行正	四日市大学環境情報学部教授
(副会長) 福田 治男	株式会社イナテック代表取締役
伊藤 弘	北勢町自治会長会副会長
鈴木 弘志	大安町自治会長会副会長
安藤 哲夫	員弁町自治会長会副会長
藤田 清治	藤原町自治会長会副会長
高橋 良雄	三重県桑名地域防災総合事務所 環境室長
渡部 孝司	いなべ市役所水道部長

○木曽岬町環境審議会

委員氏名	役職等
(会長) 松岡 英一	町民代表
(副会長) 森 義則	区長会 会長 (平24.6.1～平24.12.31) (平25.5.14～)
(副会長) 伊藤 浩	区長会 会長 (平25.1.1～平25.5.13)
加治佐隆光	三重大学大学院 生物資源学研究科教授
高橋 良雄	三重県桑名地域防災総合事務所 環境室長
花井 實	木曽岬町議会代表 (平24.6.1～平25.5.17)
浅井 弘幸	有限会社木島商店
後藤 友子	商工会女性部長
石原 弘	町民代表
伊藤 勇人	町民代表
服部美恵子	町民代表

○東員町環境審議会

委員氏名	役職等
(会長) 岩田 政司	大阪府立大学大学院 工学研究科教授
(副会長) 朝倉たま子	町民代表 (元クリーン作戦委員会長)
鷺田 昭男	東員町議会代表
種村 博行	東員町議会代表
細谷 公廣	町民代表（元自治会長）
中村 孝夫	町民代表（自治会長）
小川 仁	町民代表（元自治会長）
中村 仙吾	町民代表（自治会長）
山下 嘉彦	町民代表（自治会長）
岩田 未治	町民代表 (元クリーン作戦委員副会長)
波多野 豪	三重大学大学院 生物資源学研究科教授
赤木 邦男	楠井法律事務所 弁護士
西川 直樹	東洋ゴム工業株式会社 桑名工場 工場長
山田 芳雄	株式会社ADEKA 三重工場 工場長
高橋 良雄	三重県桑名地域防災総合事務所 環境室長

(5)

桑名・員弁広域連合 広域環境基本計画策定懇話会条例

- 以下に平成 25 年度における広域環境基本計画策定懇話会条例を示します。
- なお、平成 24 年度における広域環境基本計画策定懇話会は、桑員環境保全推進協議会で定めた桑名・員弁広域環境基本計画策定懇話会設置要綱に基づき開催されました。

○桑名・員弁広域連合 広域環境基本計画策定懇話会条例

平成 25 年 2 月 18 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 桑名・員弁広域環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の素案策定について審議、検討を行い、桑名・員弁広域連合長（以下、「広域連合長」という。）に意見具申をするため、桑名・員弁広域環境基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 懇話会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 桑名・員弁広域連合を構成する市町から各 2 人

(3) その他広域連合長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、当該環境基本計画策定完了の日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置く。

2 会長は、第 2 条第 2 項第 1 号の者をもって充てるものとする。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取)

第 6 条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、桑名・員弁広域連合事務局において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条第 2 項の委員は、当分の間、桑員環境保全推進協議会で委嘱された委員とする。

(6)

桑名・員弁広域連合 広域環境基本計画策定懇話会委員

委員氏名	条例に定める区分		
(会長) 太田 清久	(1)学識経験者		
(副会長) 藤原 隆	桑名市		
大島 美佳 (平成 24 年度)			
伊藤 満生 (平成 25 年度)			
伊藤 弘	いなべ市	(2)桑名・員弁広域連合を構成する 市町の代表	
藤田 清治			
松岡 英一	木曽岬町		
森 義則			
朝倉たま子	東員町		
細谷 公廣			
内山 潔	(3)その他広域連合長が必要と認める者		
高橋 良雄			

(7) 用語解説

アルファベット

BOD

バイオケミカルオキシジェンデマンド
Biochemical Oxygen Demandの略称。河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるとときに必要とされる酸素量のこと、単位は一般的にmg/Lで表わす。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

COD

ケミカルオキシジェンデマンド
Chemical Oxygen Demandの略称。海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物等汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示している。

IPCC

インターナショナルパネルオンクライメイト
Intergovernmental Panel on Climate
Changeの略称。気候変動に関する政府間パネルのこと。世界各国が地球温暖化問題に関する議論を行う公式の場として、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)が共同で1988年に設置した。温暖化などの気候変動全般について既存の研究成果をもとに、科学的な知見や影響、対策、社会・経済的な影響評価など、さまざまな視点から検討を行う。

RDF

リフュースディライドフューエル
Refuse Derived Fuelの略称。ごみ固形燃料をいい、家庭や事業者から排出された可燃性のごみを押し固めてつくられる燃料で、電気を発生させる熱源として利用する。

か行

外来種

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことをさす。外来生物。

家庭用電力モニター

太陽電池の現在の発電状況や、家庭内の現在の消費電力の状況などをリアルタイムに表示するディスプレイ装置。

カドミウム汚染

カドミウムは鉱物や土壌など天然に存在する重金属。銅や亜鉛などの鉱山の開発や精錬の過程で出るカドミウムを含んだ廃棄物が、雨水などで流れて水田や畑に蓄積し、そこで栽培された米などの作物が汚染される。カドミウム濃度の高い食品を長年取り続けると腎機能障害になる可能性がある。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

あ行

悪臭防止法

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

協働

同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。行政やNPOの現場で、パートナーシップのあり方を表現する概念として使われている。

京都議定書

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。2005年2月に発効。日本は1998年4月28日に署名、2002年6月4日に批准。

先進締約国に対し、2008-12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。また、削減数値目標を達成するために、京都メカニズム（柔軟性措置）を導入。

グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することという。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

公益的機能

木材、農産物などの供給という森林・農地が持つ経済的な側面だけではない、水源かん養、土砂流出防止、洪水防止、大気浄化、水質浄化、酸素供給、炭酸ガスの吸収、保健休養などの働きをいう。

光化学オキシダント

自動車や工場などから排出された窒素酸化物（NOx）や炭化水素類などの一次汚染物質が、太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こすことで二次的に生成される酸化性物質。オゾンを主成分とし、アルデヒドなどを多く含む。夏などに日射量が強く、高温で無風などの条件が重なると、光化学オキシダントやPAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの濃度が局所的に高くなることがある。

小型風力発電

小規模な風力発電設備をさす。風力発電の大きさによる定義としては、国際電気標準会議（IEC）において、大型風車：出力50kW以上、小型風車：出力1～50kW未満、マイクロ風車：出力1kW未満とされている。ここでは小型風車、マイクロ風車を含むものとしている。

さ行

再生可能エネルギー

自然現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な枯渇しないエネルギー源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力等がある。半永久的に使用し続けることができ、二酸化炭素などの温室効果ガスを発生しないといった長所を有する。

里地里山

環境省では「都市域と原生的自然との間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念」と定義されている。一般的に、主に二次林を里山、それに農地等を含めた地域を里地と呼ぶ場合が多いが、これらの全てを含む概念として里地里山と言われる。

次世代自動車

ハイブリッド車（HV）や電気自動車（EV）、燃料電池車、クリーンディーゼル車など。

自然植生

人間によって伐採や植林などの手が加えられていない植生。

日本では、長い間、人間が自然に手を加えてきたため、自然植生は国土面積の約20%しか残っていない。

新エネルギー・ビジョン

地域特性を活かしながら地域内に新エネルギーの導入促進を図るための基本的方針となるもので、主に都道府県や市町村が策定している。

水源かん養

大雨が降った時の急激な増水を抑え（洪水緩和）、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようとする（水資源貯留）など、水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関する機能をいう。

スマート・エネルギー構想

桑名市が平成 25 年度に策定。東日本大震災で経験した大規模停電などの電力不足の事態をはじめ、エネルギーが抱える課題や、市民の意向、さらには桑名市の活性化に対応していくため、エネルギーのベストミックスを考えながら、自立分散型の持続可能な供給体制のとれる、既存の電力供給状況だけに頼らない、まちづくりをめざしていくための指針。

生物多様性

ある生物群系、生態系、または地球上に多様な生物が存在している状態、および進化の過程で多様な遺伝子プールが過去から未来へと受け継がれている状態を指す概念。

環境省は「生物の多様性に関する条約」で、生物多様性を、「すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義しており、生物多様性には「生態系の多様性」「種の多様性(種間の多様性)」「遺伝子の多様性(種内の多様性)」といふ 3 つのレベルの多様性がある。

た行

代償植生

さまざまな人為的影響が加えられた後に成立した植生。自然植生の対語として使われる。

農耕地や人工林などのほか、刈り取り、伐採などによって成立した里地里山や草原なども含む。人為的影響がなくなると徐々にその構成種が変化して自然植生に向けて遷移する。日本の現存植生のほとんどは代償植生となっている。

里地里山を形成する代償植生は自然に成立

したものではないが、長期間に渡って維持されてきたため、そうした環境に適応した生物も多数存在している。

地球温暖化対策実行計画

地球温暖化防止に向けて地域から貢献するため、より地域の特性に応じた効果的な地球温暖化対策を示す計画。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。

窒素酸化物

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。通称ノックス (NO_x) ともいう。

大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主である。健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められているが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められている。

特定悪臭物質

悪臭防止法第2条に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」で、同法施行令により 22 物質が指定されている。

特定外来生物

外来生物のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（「特定外来生物被害防止法」と略する）で指定されたもの。在来の生物を補食したり、生態系に害を及ぼす可能性がある生物。渡り鳥に付着して流入する植物の種や、海流にのってやってくる魚などは含まない。

平成 25 年 11 月現在、哺乳類 21 種（アカゲザル・アライグマ・キョンなど）、鳥類 4 種（ソウシチョウなど）、爬虫類 16 種（カミツキガメなど）、両生類 11 種（ウシガエルなど）、魚類 13 種（オオクチバス・カダヤシ・ブルーギルなど）、クモサソリ類 10 種（セアカゴケグモなど）、甲殻類 5 種（ウチダザリガニなど）、昆虫類 8 種（アルゼンチンアリなど）、軟体動物等 5 種（カワヒバリガイな

ど）、植物 12 種（オオキンケイギクなど）が指定されている。

な行

二酸化硫黄

硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。化学式 SO_2 。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雨のもとになるなど、公害の原因物質となる。亜硫酸ガス。

農業集落排水

農村地域内の生活排水を集合的に処理するもので「農村型公共下水道」。農村地域内の家庭や施設から出される汚水を管によって集め、地域の生活排水を一括浄化する方法で仕組み的には下水道と同じ。

は行

バイオディーゼル燃料(BDF)

バイオ ディーゼル フューエル Bio Diesel Fuel。菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）から作られる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。燃焼によって CO_2 を排出しても、大気中の CO_2 総量が増えないカーボンニュートラルである。バイオディーゼル燃料は、従来の軽油に混ぜてディーゼルエンジン用燃料として使用できるため、 CO_2 削減の手段として注目されている。

ビオトープ

生物群集の生息空間を示す言葉。生物空間、生物生息空間とされる。語源はギリシャ語からの造語（bio（命）+ topos（場所））で、転じて、生物が住みやすいように環境を改変することを指すこともある。

そこに住む生き物も含め、子どもたちにとっては魅力が大きく、また、それを手に取り、どろんこになる体験教育としての効果も期待されている。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径 10 マイクロ μm 以下のものと定義している。

発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。

ま行

マスタープラン

基本的な方針として位置付けられる計画をさす。

みえ森と緑の県民税

三重県において、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、その費用を県民に幅広く負担してもらう「みえ森と緑の県民税」を導入し、平成 26 年 4 月 1 日からスタートした。

ミレニアム生態系評価

国連の主唱により行われた、地球規模の生態系に関する総合的評価。95 カ国から 1,360 人の専門家が参加。生態系が提供するサービスに着目して、それが人間の豊かな暮らしにどのように関係しているか、生物多様性の損失がどのような影響を及ぼすかを明らかにした。これにより、これまであまり関連が明確でなかった生物多様性と人間生活との関係が示されている。

メガソーラー

出力 1 メガワット(1000 キロワット)以上の大規模な太陽光発電。再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。

木曽岬干拓地においてメガソーラー施設の整備が進められており、平成 27 年 1 月に運転が開始される予定で、発電出力は 49MW、年間予想発電量は 5,200 万 kWh であり、一般家庭約 14,500 世帯分の年間消費電力量に相当する発電が見込まれている。

ら行

レッドリスト

世界中の絶滅のおそれのある動植物種から、保護すべき優先順位を決めるための情報をランク付けして一覧にしたリスト。国際自然保護連合（IUCN）がまとめており、レッドデータブックを編さんする元データとなる。

日本では、環境省が日本版レッドリストをまとめ、それに基づき日本版レッドデータブックを作成している。

桑名・員弁 広域環境基本計画

(平成26~35年度)

平成 26 年 3 月

監修・発行 桑名・員弁広域連合

構成市町 桑名市・いなべ市・木曽岬町・東員町

編 集 桑名・員弁広域連合事務局総務課

〒511-0001

三重県桑名市大字上之輪新田字永長 707 番地

TEL (0594)27-5111・5112

FAX (0594)27-5110

E-mail k-rengo1@intsurf.ne.jp

KUWANA INABE KISOSAKI TOIN

